

## 令和4年第1回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第1日 3月9日(水曜日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
大 谷 純 一 君	13
酒 卷 広 明 君	22
橋 本 和 之 君	30
小 林 正 明 君	39
川 田 延 明 君	47
原 口 剛 君	54
大 澤 成 樹 君	58
金 子 浩 二 君	67
○次会日程の報告	73
○散会の宣告	73
散 会 (午後 3時59分)	73

### 第2日 3月10日(木曜日)

○議事日程	75
-------	----

○出席議員 .....	7 6
○欠席議員 .....	7 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	7 6
○職務のため出席した者の職氏名 .....	7 7
開    議    （午前 9時00分） .....	7 8
○開議の宣告 .....	7 8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 9
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 0
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 4
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 5
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 6
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 8
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 9
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 1
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 2
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 3
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 7
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 8
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 9
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 1
○議案第17号、議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 2
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 4
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 5
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 2
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 4
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 5
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 7
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 9
○議案第25号～議案第29号の一括上程、説明 .....	1 2 0
○次会日程の報告 .....	1 2 7
○散会の宣告 .....	1 2 7
散    会    （午後 1時37分） .....	1 2 7

第10日 3月18日（金曜日）

○議事日程 .....	1 2 9
○出席議員 .....	1 2 9
○欠席議員 .....	1 2 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	1 2 9
○職務のため出席した者の職氏名 .....	1 3 0
開    議    （午前 9時00分） .....	1 3 1
○開議の宣告 .....	1 3 1
○議案第25号～議案第29号の委員長報告、討論、採決 .....	1 3 1
○閉会中の継続調査の申し出 .....	1 3 3
○日程の追加 .....	1 3 3
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 3 4
○発議第2号の上程、説明、採決 .....	1 3 5
○町長挨拶 .....	1 3 5
○閉会の宣告 .....	1 3 7
閉    会    （午前 9時27分） .....	1 3 7

令和4年第1回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月3日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和4年3月9日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	小	林	正	明	君	1 2 番	柿	沼	英	己	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和4年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月9日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	高橋祐二君
11番	小林正明君	12番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君
総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君

産業観光課長兼 農業委員会長 事務局局長	荒井稔君
建設環境課長	坂部三男君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会長 事務局局長	久保田新一君
監査委員	白石正躬君
農業委員会会長	蛭間泰四郎君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局局長	栗原弘明
書記	森田真緒
書記	大川智之

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（柿沼英己君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の規約の変更2件、条例制定1件、条例改正13件、町道路線の廃止及び認定各1件、補正予算5件、議員発議1件、令和4年度予算5件であります。陳情については、お手元に配付のとおり、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いと群馬県建設業協会館林支部からの要望書が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和3年12月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

1番 金子 議員

2番 橋本 議員

以上、2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（柿沼英己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から18日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から18日までの10日間と決定いたしました。

---

## ○一般質問

○議長（柿沼英己君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順としております。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、フィルムコミッションについて質問させていただきます。フィルムコミッションについて少し説明をさせていただきますが、簡単に言うと千代田町で映画やテレビの撮影をしていただくためにロケ地の情報提供を行ったり、実地の際には現地の案内をするなど、積極的にロケ地としての誘致活動を行うことです。全国的にはどうなっているかといいますと、各自治体で担当者を置いていたり、あるいは地域のボランティアグループが積極的に活動したり、あるいは特に活動はしていないなど、様々なパターンがあります。群馬県ではぐんまフィルムコミッションというものがあり、専用のウェブサイトやSNSを使った活動を行っています。

それでは、最初の質問です。千代田町では「陸王」や「下町ロケット」のテレビロケが行われました。また、「笑ってコラえて！」の中の「日本列島ダーツの旅」など、全国放送のテレビ番組で話題になることもありました。そして、「一粒の麦」という荻野吟子さんの物語の映画も上映されました。最近では、ユーチューブの動画でも独自のコンテンツの配信にも力を入れています。これにより徐々に千代田町の知名度も上がってきていると認識しております。

そこで、まずは本町におけるフィルムコミッションへの取組みの現状について、例えば担当者が決まっているかなどを含めて教えていただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

フィルムコミッションにつきましては、先ほど森議員の説明にもございましたが、映画やドラマ、CMなど、ロケーションを誘致し、撮影がスムーズに進行するようサポートする非営利団体のことでございます。ロケーションされた映画やドラマを通じて、地域の知名度や地域愛着度を向上させ、観光客の増加につなげようとするものでございます。直接的、間接的な経済効果も見込め、地域活性化対策の一つとして注目されているものでございます。

本町におけますこれまでの実績でございますが、平成29年10月にTBS系にて放映されました「陸王」では、ダイワ食品陸上部の本社として舞台となりました現コスメ・ニスト千代田町プラザにおいて撮影が行われたことから、教育委員会が窓口となって対応をさせていただきました。

また、平成30年10月に放映されました「下町ロケット」では、最新技術を備える農業機械の研究が行われる北海道農業大学といたしまして、瀬戸井地内にあります東部地域水道事務所、それとその北側の圃場におきまして撮影が行われたことから、当時の経済課、現在の産業観光課が窓口となりまして、対応をさせていただきました。

そのほか、利根川の渡船場で行われる撮影等につきましては、建設環境課が窓口になって対応をするなど、撮影の内容に応じて使用される場所、あるいは施設を所管または関係する課局におきまして対応をさせていただいております。

本町といたしましては、映画やドラマ、CMなどを通じまして地域の自然や風景、町並みなどの魅力を全国に発信することで経済効果が見込まれることや本町のイメージアップ、関係人口の増加など、様々な効果が見込まれると考えておりますので、少ない職員数の中ではございますが、それぞれの部門が連携しながら、制作会社からの様々なニーズに可能な限り応じられるよう努めております。

また、ロケ誘致の際には町民の皆様への力は欠かせないものでございます。これまでにご協力いただいた町民の皆様には感謝を申し上げますとともに、引き続きさらなるお力添えを賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） 撮影の際には場所とか、施設とか内容によって関係する課局が対応するというので、先ほど私質問で担当者決まっているかどうかということだったのですが、特に決まっていないようなご答弁だったと思います。ありがとうございます。

次の質問です。先ほど例として出したぐんまフィルムコミッションですが、私が調べた時点ではロケ地の掲載数は302件でした。千代田町では、西邑楽水質浄化センターが登録されているようです。群馬県では映画、ドラマ、テレビ番組の撮影について県内のロケ地の紹介や案内、撮影支援を行っているということです。また、県内の市町村や地域フィルムコミッションと連携し、県全体の窓口としてロケ地の紹介等を行っているということがウェブサイトに掲載されています。

これについて、群馬県との情報交換の現状について、何か交流があるのかどうかについて教えてくださいませんか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

群馬県が運営いたしますぐんまフィルムコミッションは、群馬県内に映像作品を積極的に誘致することにより、観光誘客の促進、地域経済の活性化、イメージアップにつなげることを目的に活動している組織でございます。映画、ドラマ、テレビ番組の撮影について県内の市町村や地域フィルムコミッション等とも連携し、県全体の窓口としてロケ地の紹介等を行っているところでございます。議員の説明にもございましたロケ地の登録でございますが、2月末現在で本町では西邑楽水質浄化センタ

一のみの登録となっておりますが、新たに赤岩渡船とコスメ・ニスト千代田町プラザが近日中に追加登録される予定でございます。

ご質問の群馬県との情報交換の現状でございますが、産業観光課が把握する限りでは県主催等によります各自治体が一堂に会し、情報交換を行うような交流の場につきましては、オンラインを含めまして特に実施されていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） 渡船場ともう一か所、近日中に登録されるということで、ずっとこれは継続して進んでいるということをお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

次の質問です。本町のウェブサイトでの働きかけについてお聞きいたします。現在、本町のウェブサイトでは、私が見たところでは特にロケ地としての誘致情報はないようです。もちろん観光情報は充実していますが、お勤めのロケ地や過去の撮影情報はPRされていないようです。その辺り、今後はロケ地としての誘致や過去の経歴などを発信していくことについてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

本町のホームページ等において、過去の撮影実績やロケ地の情報を掲載することによりまして、ロケ地等の情報を求める制作会社や視聴者等の目に留まる機会は増えると考えられ、大変有効なPRの手段であると考えております。

本町といたしましては、PRする情報といたしまして魅力的なコンテンツでございますので、各関係部門と連携しながら、公開内容等について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。せっかくすばらしい経歴がありますので、ぜひPRに使っていただければと思います。

次の質問です。幾つかの自治体では、フィルムコミッションの専用窓口を設置しています。現状のままでも撮影の依頼があれば対応している状態だと思っておりますが、専用窓口を設置して更に活動していくことについてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

現時点におきまして、専用窓口を設置する予定はございませんけれども、現状の本町の対応につきまして特段不都合は生じておりませんので、専用窓口設置の有効性について他自治体を参考に、民間事業者への委託の可能性も含めまして情報収集を行い、必要に応じて研究、協議を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。観光係ですか、専用窓口として各課を回っていただいてもいいのかもしれないのですけれども、内容的にやり取りとかがあるので、どこが担当なのか分からないのですけれども、何かあったときに過去の資料とかも全部すぐに調べたり対応できるようにするために、できれば一本化しておくような方向で検討していただければと思っております。

では、次の質問です。町民エキストラの登録についてです。先日たしか「下町ロケット」の撮影のときに町民のエキストラが募集されました。また、本町のドラマの撮影で出演者を募ることもありました。これらについて、事前にエキストラを募集しておくスムーズですし、そのような事前の準備はフィルムコミッションの活動にもプラスに働くと思います。

例えば愛知県の幸田町、静岡県の西伊豆町、神奈川県湯河原町など、結構いろいろな自治体でエキストラ登録を行っています。管理も大変ですし、人手もちょっと足りないようなお話さっきありましたし、運用についても手間がかかりそうなのですけれども、もしフィルムコミッションに今後力を入れる、あるいはロケ地として採用されることが多くなってくるときには検討してもよいと思っています。すぐにとというのは難しいかもしれないのですけれども、これについてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

町民のエキストラにつきましては、これまでの実績といたしまして、ほとんどの撮影について制作サイドにおいて募集を行っております。「陸王」や「下町ロケット」のほか幾つかの撮影につきましては、制作サイドからの依頼によりまして、地域住民に広く周知するため、町のホームページにお知らせを掲載したこともございます。エキストラになれば芸能人に会えるとか、映画やドラマに出演できるなど興味を持たれる方もいらっしゃるかと思いますので、制作会社よりエキストラ募集の相談があった場合は、積極的に対応させていただきたいと考えております。

なお、町独自の登録制度につきましては、他自治体等の運用事例を見ながら情報収集及び精査に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。

ちょっともう一点質問させていただきたいのですけれども、制作会社からの依頼で町が代わりに募集したということだったので、そのときその辺はスムーズだったのかとか、人数は集まったのかどうかについてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

ただいま当時制作会社のほうから依頼があった場合の対応についてというご質問でございますけれども、当時のやはり窓口が幾つかに分かれておりましたので、ちょっとそこまでは確認はしておりません。

また、人数についても手元にちょっと資料がございませんので、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） どうもすみません。特に資料とかは必要ないのですけれども、もしスムーズにいているなら特にあらかじめ募集していなくてもいいのかなということで、現状で困ったという声も聞いていませんので、このまま続けていただいてもいいかなと思います。

次の質問なのですが、本町の民間企業に撮影の協力、そういうものの依頼を行ったり、撮影場所の候補として登録していただくことについてお聞きします。企業では独自の設備を持っていることもあります。また、工芸品を作ったりする作業現場なども興味深いものがあると思っています。それなので、特徴のある場所、そういう会社の場所や設備などをロケ地の候補として登録することについてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

既にこれまでも制作サイドからの要望に応じて、随時民間企業様へお声がけをさせていただいております。本町には、ロケ地として近隣地域に負けない魅力的な事業所がたくさんございますので、今後も制作会社のニーズに応じまして協力依頼をさせていただきたいと考えております。現状フィルムコミッションに関する具体的な計画はございませんので、ご提案のあった企業の登録制度につきましては1つの案といたしまして、精査させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。フィルムコミッションとしてだけではなく、千代田町の宣伝として何かユニークな企業とか、そういうのがあればウェブサイトでもどこでもPRしておけば、どこかで目に留まるかもしれませんので、そういう方向でもぜひ考えていただけたらと思います。

次の質問です。最近ではSNSによる個人の情報発信が非常に増えています。テレビを見るだけではなく、ユーチューブなどの動画投稿サイトでの個人発信も活発です。そこで、そういう個人向けにも撮影スポットを紹介していければと思います。これは、本町のウェブサイトやユーチューブなどで撮影スポットとして紹介したり、観光スポットでよくあるここからの眺めがよいですよという看板を設置したりして、個人向けにもPRするようなことについてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

さきのウェブサイト関連のご質問と重複する部分もございますが、SNSを利用したPRにつきましても大変有効な手段であると認識しております。これまでも企画財政課を中心に各種SNSの展開を行っているわけですが、随時撮影スポットの紹介というアプローチも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。本町は、利根川の風景も季節によって非常に素晴らしいですし、富士山も見えますので、いろいろと観光スポットなどについて検討していただければと思っております。

次の質問です。フィルムコミッションとしての情報発信の一つとして、渡船場へのライブカメラの設置についてお聞きいたします。令和元年12月第4回定例会で私が一般質問をさせていただきました。そのときは、災害時の対応がメインでしたが、利根川渡船の様子をライブカメラで見ることができれば、観光スポットとして注目されるのではないかと思います。また、利根川の様子についてはジェットスキーなど、水上スポーツを行う人たちが利根川の水の状況や混雑の状況などを見てから遊びに来ることもできて、利便性も増します。何にしても、本町の様子をいつでもリアルタイムで見ることができるというのは町のPRにもつながりますので、ぜひ実現していただきたいと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

現在、総務課危機管理室が主管となりまして、渡船場付近の堤防天端のトイレに設置した監視カメラを活用し、河川の映像をインターネットやケーブルテレビで発信できるよう、令和4年6月からの運用開始を目標に鋭意準備を進めております。インターネットではホームページに河川監視カメラの映像画面へのリンクを貼り、またケーブルテレビではサブチャンネルのライブチャンネルで河川の映像が10秒ごとに流れるようになる予定でございます。本来は、防災を目的として進めている事業でございますが、渡船場のライブカメラとして観光目的としても一般に広くご利用いただける機能であり、今後その効果が期待されるところでございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。ライブカメラが設置されるということで、とてもいいことだと思います。ぜひこれからも本町のPRの一環として大々的に宣伝していただければと思います。

それでは、最後の質問です。高橋町長にお聞きいたします。館林ケーブルテレビの普及で千代田町が近隣に紹介される機会も増えました。また、近年ではテレビのドラマ撮影などメディアへの露出も増えていると思います。最近ではプロモーションビデオなど、映像による町のPRにも力を入れていて、その効果も出ていると感じております。

そういうことで、今回のフィルムコミッションについての総括として、今後の取組みなどについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） フィルムコミッションの今後の取組みということですが、先ほどの質問ずっと聞いていまして、総括的にお話ししますと、まず今まで千代田町もここ数年来メディアに露出する状況というのは多くなってきているかなと、こう認識しております。

先ほどドラマの撮影等が幾つかそういうお話もあったと思うのですが、今後を考えていきますと、ここ2年前だったと思うのですが、なかさと公園等々も含めた中で撮影場所、平米幾らということで、その辺も条例化で規約で決めてあります。更に、いろいろ町を見渡してみますと、なかさと公園のところに富士山の百景に選ばれている場所もあります。更に、個人的ですが、利根川の夕日とか、あとこの役場の入り口の南側に凱旋門があるのです。凱旋門のほうも昨年ちょっと荒井課長のほうにお話しして、あれを活用して何か工夫したらいいだろうというお話をさせていただきました。その中で、それがマルシェに結びついたり、千代田町でここでマルシェをやったり、そういうPR方法もあるかなと、こう考えております。

映画やテレビドラマのロケを誘致することによって、映像作品を通して多くの町民の皆様に喜んでいただけることはもちろん、全国に本町の魅力を発信できると考えております。更には、いわゆる聖地巡礼による来訪者が増加することで、地域経済の活性化にもつながることも期待できるかなと、こう考えております。群馬県が運用するぐんまフィルムコミッションでは、県内の歴史的な建造物、工場、商業施設、公共施設などを対象にロケの協力施設の登録を行っておりますが、本町では新たに赤岩渡船やコスメ・ニスト千代田町民プラザが登録される運びとなりまして、本町のメディア戦略にとってますますの追い風となることが予想されるかなと、こう考えております。

今後フィルムコミッションの実現に向け検討していくには、長期的な安定運営が求められるものがありますので、行政と地域住民、そして民間事業者が強固に一体となることが必要不可欠であります。特に千代田町では観光資源の掘り起こしや磨き上げをしながら、先人の文化と礎に新たに観光の基盤を築きながら、今後さらなる飛躍をしていく町でありますので、今後も町としてはこれまでと同様に関連機関と連携をしていながら、魅力的なロケ誘致に努めてまいります。フィルムコミッションについては町としてはノウハウがまだありませんので、ほかの自治体の事例を見たり、民間の方から情報を得ながら、民間事業者への委託という選択肢も視野に入れる必要があるかなと、こう考えております。

千代田町にとってのよりよい形を模索していきたいと考えております。

いろいろ考えますと、ドラマ、新聞、テレビ等々で、今まで挙げればここ数年かなりのメディアの発信はあったかなと、こう考えているのです。例えば川せがきのときの撮影、所さんのダーツの旅とか、あとは最近では突然来て撮影をしていく「昼めし旅」とか、あとNHKの「630」、あと利根川ですか、渡船場、サントリーのイチョウ並木、更に先ほど議員のほうからもお話が出た光恩寺の「一粒の麦」ですか、あの映画も私も2回ほど見ましたけれども、非常にいい映画なのです。あの映画も地方で、何箇所かで再度またそれを放送している状況でありますので、山田監督というのも史上最年長の女性の監督でありますので、非常にいい映画作っているかなと。今度新しい映画で常盤貴子さんが主演で、更に「一粒の麦」を作った山田監督が新たな今度映画の撮影に入っているという情報もありますので、先ほど言った「一粒の麦」は川せがきのときに撮影に来ていただきまして、これはテレビ東京だったと思うのですけれども、この撮影も行われました。

あと、温水プールで東京海上だったと思うのですけれども、これも東京オリンピックの商業のほうで東京海上のほうで撮影場所に使っていただきました。

あと、なかさと公園等々も結構ありますので、あとはもう15年、20年近くたつのですけれども、ちょうど舞木地区と福島地区の間の田園風景、あれをジャッキー・チェンさんが映画の撮影場所に使っております。そう考えていきますと、いろんな部分で発想の転換を図っていけば、いろんな撮影地が生まれてくるかなと、こう考えていますので、民間業者も含めた中でこれから相談して、いろいろ検討していければと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。本町がロケ地として映画とかテレビに出るといって、ロケの最中も結構町民の中で話題になったり、そしてその後テレビなどで放映されるというのは非常にわくわくするもので、これからはぜひどんどんいろんなところで採用されていければと思います。

それで、フィルムコミッションって具体的な活動もそうなのですけれども、ふだんから町のPRを続けていけば、そういうロケ地として採用されることも増えてくるのではないかと思いますので、移住定住促進もありますので、千代田町のPRというのに今後も引き続き力を入れていただければと思っております。

今日はありがとうございます。これで一般質問を終わりにいたします。

○議長（柿沼英己君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、大谷議員の登壇を許可いたします。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 7番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、こども園の運営について質問します。本町は、東西2つのこども園がありますが、先日の2月24日の全員協議会において、茂木課長のご説明ではゼロ歳児、いわゆる未満児が令和元年度では16名、令和2年度では20名、令和3年度では29名いらっしゃるとのことでした。

では、1歳児から3歳児未満児は何人いらっしゃるのか。

また、未満児には何人の保育士が担当しているのか。1歳児から3歳児には何人の保育士が担当しているのか。

また、1人当たりの保育士を雇用するための経費は幾らかかっているのか。

私が申し上げました数字に訂正があればご指摘いただくことも併せまして、健康子ども課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 大谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町におけますこども園の2月末の直近における在園人数でございますが、東西合わせた全体で295名です。そのうちゼロ歳児33名であり、1歳児から3歳児未満の人数は67名となりますので、3歳児未満の園児総数は100名でございます。

また、ゼロ歳児から3歳児未満のクラス運営に直接関わっております職員は、担任や支援員などを含めて総勢で32名が従事しております。

1人当たりの保育士を雇用するための人件費については、クラス配置を行っております職員も正規職員をはじめ、会計年度の月額や時間額の職員、それから派遣会社からの職員など、雇用形態も異なりますので、それぞれの更に給料体系や勤務時間等も様々でございますので、単純に経費積算はできないのが実情でございます。しかしながら、あえて経費試算を行うといたしますと、例えば令和2年度決算額といたしまして、こども園に関する人件費総額が約2億1,500万円でしたので、現在の全職員70人で割った場合には1人当たり300万円程度となります。

そこで、ゼロ歳児から3歳児未満のクラスに直接従事する職員は32名おりますので、合計で9,600万円となり、3歳児未満の園児100名の対応しておりますので、園児1人当たりの職員人件費は96万円という単純計算となります。よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 通告の数字と違ったのですけれども、ゼロ歳児から3歳児ということで今課長おっしゃっていただいたのですけれども、いわゆる未満児を担当している保育士さんというのは何名いらっしゃるのか、ちょっと確認の意味でもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ゼロ歳児から3歳児未満という形ですので、ゼロ、1、2歳の人

数という形でお話を先ほどちょっとさせていただきました。

先ほどのお話のとおりゼロ歳児33名、こちらは東が11名、西が22名、また1歳児、こちらについては35名、2歳児が32名という形で、ゼロ、1、2という各年齢を足し上げますと100名という形になります。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 単純に推測で申し上げますと、今ゼロ歳児が33名とおっしゃっていました。法的に言いますと今ゼロ歳児というのが子供4人につき1人の保育士さんを置かなくてはいけないということだったと思うのですけれども、そうすると四八、三十二、8名ないし9名が担当しているのかなというふうに推測できるのですけれども、毎年一般的にこども園に入園するであろう人数というのは出生数から予測して、例えば年度、年度で今年は増える、増えないというのが出ていますけれども、未満児の預かりが増える、増えないというのはなかなかちょっと予測難しいものであるというふうに私認識しているのですけれども、そこで1歳未満児が増えた場合、最悪保育士を確保できないであるとか、1歳未満児の預かり定員を限定するようなことも起こりかねないと思うのです。というのは、10人、20人で何人でいいのですよというのだったらいいのですけれども、法的縛りでやっぱり4人で1人見なくてはならないというのがありますから、そうするとそこが増えれば増えるほど保育士を雇っていかなくてはならないわけですよ。

そこでこの経過を見ますと、どんどん未満児というのは増えていますよね。そうすると、今後こども園の運営に当たって、増えていくのであればやっぱり保育士さんを増やさなくてはいけないという問題に直面すると思うのですけれども、現在のところ課長のほうでどのようなお考えを持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、今後の入園者数の予測と保育士の確保の問題点という形で理解をさせていただいて、回答させていただきます。

今後の入園者数の予測でございますが、令和2年3月に策定いたしました千代田町第2期子ども・子育て支援事業計画、こちらは令和2年度から6年度の5年間の計画でございますが、こちらの認定こども園の1号、2号、3号、それぞれに関する需要と供給の見込みを示してございまして、この資料によれば総じて計画期間最終の令和6年度までには、こども園の需要は毎年度微減傾向として予測しております。しかしながら、先ほど大谷議員がお話ししたとおり、令和3年度の入園者の現状と計画書のほうを照らし合わせますと、3歳児未満は見込み量よりも入園者数が上回り、また3歳児以上児は見込み量よりも入園者数が下回ってございます。

なお、詳細な内容については、既に大谷議員にもお配りしております当該計画書のほうに数値のほうに記載されておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

また、保育士の確保についてでございますが、町のこども園運営が地域ニーズに応え、適切に維持できるように様々な雇用形態の特性を踏まえて、適宜対応を進めてまいります。特に近年では慢性的に保育士不足が社会的な問題とされております。一般的には保育士として働きやすさや、待遇改善などとして賃金水準が低いとか、業務量が多く、身体的負担が大きいとか、休暇が取得しづらい等の指摘がされておりますが、本町といたしましても国や県の指針に基づいてよりよい職場環境のほうに改善できるよう努めてまいります。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） よく分かりました。

先ほどの答弁にありましたように、未満児に係る経費、人員というのは大きな問題であります。町長にお尋ねしますが、今後現状のサービスを維持するために来年度から受益者負担の見直しを予定しているそうです。我々ご説明いただいたのですけれども、この程度の改定で大丈夫だとお考えなのか、できましたら未満児保育の在り方として町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今後の在り方ということですが、まずサービスと利用料金というのは、これ分けて考える必要があるのかなと、こう考えておるのです。そうしますと、当初は今から3年前なのですが、これ保育園、幼稚園と両方あったわけです。それを認定こども園化してちょうど3年目が終わろうとしているのです。そう考えていきますと、保育園の先生の職員さんと幼稚園と両方を足していきますと、正職員と先ほど茂木課長のほうからお話もあったのですけれども、それ相応の人数はいるのです。ただ、公立に縛りがありますから、先ほど議員が言ったゼロ歳児というのは4名でなくて園児3名につき1名を配置なのです。そう考えていきますと、いろいろな国の縛りがありまして、それはもちろんクリアしているのですけれども、ただそれだけですと職員の負担はかなり多くなっていくのかなというふう現場のほうの声も聞いております。これを更に改善していくには、やはり会計年度任用職員とか、正職員とか、これを増やす方法もありますけれども、どうなるかは時代によって分からないわけですから、園児の数が、私のほうからは担当のほうには、現場のほうにも、もし増えた場合は派遣のほうの職員さんでいっときしのいでくれと、こういうお話はしてあります。多少時給が高くても、減ったときに人数がそのままというのもこれが状況的にはよろしくないかなと思っておりますので、そのように考えております。

町のこども園の利用負担金については、千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則で定められておりますので、実際には1号認定及び2号認定の子供については、ご存じのとおり国の方針に基づき利用者負担は発生しておりません。そこで、本町におけるこども園の入園希望の動向もここ1年、2年で大きく変化をしてきておりますので、これは平成31年度より町立幼稚園と保育園を統合して、先ほど述べたのですけれども、1号から保育園利用の2号への移行が

進みまして、その後も令和元年10月より国の方針に基づく3歳以上の1号、2号認定子供の幼児教育・保育教育の無償化が開始され、更に第3子以降の保育料無償化や各家庭の夫婦共働き世帯の増加など、様々な要因により保護者のニーズも変化してきております。

町の各年齢における子供の数に対してこども園の入園申込み割合が増加傾向にあり、特にゼロ歳児の入園希望が増えております。このようなことから、このたび保育料が無償化されていない3歳児未満の保育料を見直しまして、令和4年4月より利用者負担額の若干の引上げの改定を予定しております。関係する保護者の皆様には、受益者負担の観点と安定した園運営の維持から、相応の負担をお願いしてまいりたいと考えております。今後もこども園の利用者負担については、国や県をはじめといたしまして、近隣市町の動向も常に注視しながら、また子ども・子育て支援会議などによりまして関係者の意見などを拝聴しながら、適宜利用者負担額の見直しを考えていきたいと考えております。

更に、今年既にもう始まっておるのですけれども、千代田町では放課後等のデイサービスを、あおぞら内に児童発達事業の支援を3月1日よりオープンをいたしました。ぜひ皆さんもお知り合い等がいましたら、活用するようにお話ししていただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 私の意見なのですが、この子育て支援の一環として3歳児未満の保育、あるいは1歳児未満の保育というのは、移住定住してもらうための行政の付加価値サービスだと私は思っております。極論を申し上げてしまうと、行政は最低限義務教育のサービスをすればよいのであって、公立の保育園や幼稚園のない自治体というのは探してみれば幾らでもあると思います。本町も以前は年少、年中、年長の3クラス制というか、だったと思うのですが、それが時代とともに3歳児未満を預かるようになり、1歳児未満も預かるようになってきました。私の個人的な考えでは、最低でも1歳まで親が本来面倒を見るべきだと私は考えております。自分の子供も家族や親戚、地域の人にお世話になりながら、年少クラスからお世話になったわけなのですけれども、保護者からすれば行政を当たり前のごとく子供の面倒を見るべきという考えではなくて、お世話になっているという態度で本来臨むべきものであると私は考えております。行政に対する過度な期待から、本来親がすべき子育てを行政が子育てするものだと錯覚してしまっているような保護者が増えてきたのではないのでしょうか。本来家庭を支えるための仕事をするためにこども園に預けるのが、自分の時間をつくるために預けるような保護者がいたとしたら、本末転倒な話であります。私は、段階的に未満児の預かりは将来的には民間に任せて、町は手を引くべきではないかなと考えております。

館林の例を挙げますと、ちょっと本町とは違うのですけれども、保育園と幼稚園、幼稚園に預ける人が少なくなってきたということで、こども園に移行するというのが5園こども園化、2園を民营化するというふうにお話が館林であったそうです。行政としては、保育士を大量投入していかなくてはならない、あるいは最初町長3名で1人とおっしゃっていましたがけれども、本当にゼロ歳児というの

はお金がかかるのです。そうしますと、やはり受益者負担ということも大事で、それ以上かもしれないけれども、本当はそれでも預けたいというのであれば、私はゼロ歳児というのは民間に任せたいというのが将来的にはいいのかなというふうに考えております。課長も大変なお立場であると思いますけれども、3歳児未満児を預ける際の基準審査というのがありますよね。就労状況とか、あるいはいろいろ審査があると思うのですけれども、その辺も源泉徴収票を出していただいているのか、その辺分かりませんが、ちゃんと仕事をしている親御さんが預かってもらうというようなことで税金を使っていたきたいなということを切に思います。

次に、教育の質の向上を目指してということで、教育長に質問したいと思います。本年1月31日に報道で、文科省は全国の公立小中学校、特別支援学校が今年度当初に配置された教員数は各教育委員会が予定していた教員数に比べて、2,558人不足していた。全体の5.8%の1,897校が該当するとありました。本町では小中学校、適応指導教室も含めて教員数は充足しているのか。また、各校の教室数も充足しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えしたいと思います。

本年1月末に文科省から教師不足に関する実態調査の調査結果が発表され、教員数の不足につきまして全国的に大きな課題となっているところでありますが、本町におきましては正規教員及び産育休等の代替教員は、必要となる人数を満たしております。更に、マイタウンティーチャーや特別支援員、適応指導教室指導員につきましても児童生徒への学習指導に必要とされる人員を配置できております。

また、各校の教室数につきましては、児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少しているため、空き教室ができており、学習や学校生活に必要とされる教室数は問題なく確保できております。

なお、空き教室につきましては、それぞれの学年で補助的な学習室として活用している、そのような現状になっております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 世の中では子供の数が減っているのに、先生が足りないというのはどうしてなのだろうかなと私も率直に疑問に思ったのですけれども、本町では充足しているということで安心しました。

我々の「大河」の156号の文教民生常任委員会のページにおいて、全国学力テストの結果で本町は、小学校6年生の国語以外は全国でやや下回っているという結果が出ておりました。算数、数学の学力向上のための対策はしているのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 学力に対するご質問でお答えいたしたいと思います。

全国学力テストは、文部科学省が日本全国の小中学校の最高学年である小学6年生及び中学3年生全員を対象として実施しているものです。このテストでは小学6年生、中学3年生ともに国語、算数、あるいは数学の2教科におきまして20ページ程度にわたる問題を決められた時間で解くこととなります。これらの問題を解くためには、児童生徒がふだんのテストではあまり見たことがないほどの膨大な情報量の中から必要な情報を選び取って、活用していく力が必要になります。そのような情報活用能力は、単に過去の問題を解くだけでは身につかないので、過去の問題を使って情報の取り出し、活用方法を教える授業を行っております。情報の取り出し、活用方法は子供たちが社会に出てからも役に立つ重要な救いとなります。

また、算数、数学の学力を高めることは、本町の教育上の課題の一つとなっておりますので、算数、数学の授業の改善ポイントとして、次のように学校にお願いをしているところです。

1つ目として、ICT機器の活用や対話的活動をバランスよく授業に取り入れ、公式で使われる数式や用語の意味、また立てた式の意味などが相手に伝わるような説明ができるようにし、更に説明の質を向上させるために解決方法のポイントや手順を意識させる。

2つ目として、説明をするときにはできる限り算数、数学用語を使用し、数学的な表現を示せるようにする。

3つ目として、日常生活に関する事象を代表値や統計的なグラフを使って考察する課題を設定する。

このようなポイントに沿って算数、数学においても成果が出せるように学校全体で授業改善に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 次の質問なのですが、本町は教育長肝煎りで英検受検料の無償化、つまり公費負担をしているわけですが、来年度も82万7,000円の予算で組んでいると思うのですが、また小学校は教育特例校にもなっていますが、中学生の英語力はよくなっているのか、具体的な数値がありましたらお示ししたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） この質問は3回目にもなりますけれども、同じ内容の答えにはなるかと思っておりますけれども、お答えしたいと思います。

学力テストなどは、テスト内容が毎年同じではないので、数値で学力を比較することは難しく、また県平均など他校との比較できる情報は現在公開されていないため、英検の合格者数などについて説明させていただきたいと思っております。中学校では、国が目標とする中学校卒業時の英語力の水準である

英検 3 級の合格者数及び合格率につきましては、平成30年度37人で50.7%、令和元年度が41人で53.2%、令和 2 年度が44人で53.7%となっており、年々増加しております。高校中級レベルである準 2 級につきましても、毎年 5 人から10人程度の生徒が合格しております。

令和元年度に全国の公立中学校を対象に実施された英語教育実施状況調査では、英検 3 級相当以上を達成している中学生の割合は44.0%となっておりますが、令和 2 年度の千代田中学校卒業生96名のうち英検 3 級を42名、割合として43.75%の生徒が取得しております。全国平均とほぼ同水準となっております。

また、学力テストと同時に実施される意欲面を数値化するアンケート調査で、英語を将来学び続けたいかや、英語を身につけることは役に立つと思うかや、英語が好きか等の質問に対して85%以上の生徒が肯定的な回答を示しています。更には、千代田中の卒業生の中で大学で外国語を専攻する人が増えています。これらのことから、英検無償化が生徒の学力向上に大きく寄与していると考えております。

確かに英語の合格者数のみでは、全体的に英語力が身につけているか数値化することができません。そのため、生徒たちの現在の英語の学習状況を把握し、今後の英語力向上を目的としてスコア型の英語技能テストの導入を検討していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7 番、大谷議員。

○7 番（大谷純一君） やや半分の方が中学生のうちに 3 級受かるというのは、昔のレベルから比べるとすこぶるよくなったなという感覚は持っています。やはりそれが今で終わってしまうのではなくて、卒業した子供たちが高校行って更に準 2 級、2 級を取って、我々の経験ですと大学のときに、一流企業に入るときに結構な企業は英検 2 級程度以上の語学力を有する者というのがありますから、その辺を継続的に英語を好きになっていただいて、もっと伸ばせるような教育をしていただければと思います。

今後、本町の教育の質をどのようにしたいと考えているのかというの、つまり移住定住にも関わることなのですけども、千代田町に引っ越してくると千代田町というのは教育にお金をかけていて、先生の質も高く英語力もすごいのだよとなってくれば、ここの学校に通わせようということ越してくる人も増えるのかなと思います。ALT というのを本町でも先進的に増やしてきたと思うんですけども、数学もできれば予算があれば、数検とかも本当は公費で賄えるようになればなと私は思うんですけども、今の学校の水準というのがやはりできる人はできて、できない人が置いていかれているのでは困るなと思うのです。やはりできる人は当然伸ばしてあげたいと思うんですけども、できない人をそのまま置いていくのではなくて、できない人の底上げを図って、全体的に平均点を上げていただけるような教育を教育長にはお願いしたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 教育の質を上げて、底上げを図るといような、そういう質問だったですけども、ちょっと質問と離れた部分もあるかと思えますけれども、質をどのように改善したらいいのかということでお答えしたいと思います。

本町の教育の質を上げるために私が行ってきたことは、教科指導に限ってまずお答えしたいと思います。人を育てるために一番大切な要素として学力があります。そこで、その学力を上げるためには先生方の指導力の向上が最も大切です。指導力が向上すれば学力が上がるからです。そのために従来私が行ってきた施策のほかに、新指導要領の柱である主体的・対話的で深い学びの一層の推進が必要であると考えました。その推進の具体策として、小学校からの専科教員による指導の実施、少人数による取り出し指導の実施、小中及び小小連携による指導の実施、英語学習における英語特区の申請や英語補助制度の確立などがあります。また、本町でも要望の多かったＩＣＴ機器を活用した授業の質の向上にも取り組んでまいりました。これらの取組みは、ほんの一部ではありますが、以前より質の高い教育の提供がなされていると確信しています。

更に、今後本町の教育の質の向上を考えると、ＳＴＥＡＭ教育の充実が必要であると考えています。この教育は、既に国や県の指針に明示されているところですが、義務教育においてもその具体的な充実が望まれているところです。ＳＴＥＡＭ教育とは、既に海外の先進国で進められている教育のことですが、これからの国の発展を支える重要な教科として科学、技術、工学、芸術、数学に力を入れた教育のことです。どれも新しいものを作り出すために欠かせない教科です。本県におきましても、既に高等学校等で取り入れられて、実施している学校もあります。これらのことを考えると、本町においては私は今まで以上に算数、数学、理科、技術、家庭科、美術等の一層の充実が必要であると考えています。このことを実現し、全ての子供たちに一定の学力を保障するために数検の導入が有効であると考えています。児童生徒に具体的な目標を持たせることで、より学習効果を上げることができるからです。

教育の質の向上ということで、教科指導に特化してお話をしましたが、教育は様々な領域が重なり合うことでより大きな効果を得ることができるので、全てにわたって努力をすることは大切であると考えています。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 5分弱前なので、最後の質問にします。

次に、教育関連の通告してある質問をします。雨の日の夕方などに西小学校の西側、つまり給食センター付近では新福寺方面の保護者のお迎えの車で混雑するとの案件が寄せられました。車で迎えに来る保護者からは、西小学校北側の駐車場を開放してほしいという要望もあれば、歩きで下校している保護者からは車が連なって危険だという意見もございます。もしやむを得ない事情でお迎えの際は、

南側駐車場へとアナウンスしているようではありますが、その効果はないようであります。現に原則は、お迎えはご遠慮していただきたい、体調不良等などの理由でお迎えの場合は南側駐車場へとアナウンスしているにもかかわらず、車を止めるのであれば警察に取り締まってもらうとか、北側駐車場を開放するしかないと思いますが、教育委員会としてどう対処なさるのか、お考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 給食センター付近にお迎えの車がいっぱい危険という指摘があるということですが、まず学校の取組みからお話を申し上げたいと思います。

西小学校では、保護者による車の送迎に関して年度初めに通知を出し、基本的には通学班で登校させるよう周知しております。ただし、けが等の事情で送迎が必要な場合は学校南側の駐車場を使用するようお願いしているところです。その後も送迎の状況を確認しながら、呼びかけているところではありますが、徹底されていないのが現状です。今後も送迎の状況を把握しながら、やむを得ず送迎する場合は南側の駐車場を使用するよう繰り返し呼びかけていきたいと考えております。

学校ではどうしてもそういうふうにはせざるを得ないというところがありますので、北側のところを自由に使ってくださいということは行政としては言えませんので、また基本的にそういうことを防ぎたいというのであればシステムそのものを変えていく必要がありますので、今後検討していけたらいいなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 時間内にありがとうございます。いずれにしても、そういう車が連なっているところを子供が歩いて、事故等が起きてからでは遅いので、その辺は注視して指導するなり、アナウンスするなりしていただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で7番、大谷議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時30分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時14分）

---

再 開 （午前10時30分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 議席番号5番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

私のほうからは、大きく2つ質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、特別支援学級の児童生徒に対して学習、相談がしっかりできているかという質問をさせていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響、特に今はオミクロン株の感染が拡大している状況で、そんなコロナ禍の中、学習に関して子供たちはもとより、保護者の方、いろいろな様々な不安を抱えているかと思えます。町にとって、子供は本当に未来の宝という部分でもあります。そんな子供たちを育む場所として、育てる場所として重要である学校であります。先ほど大谷議員のほうからも話がありましたが、文部科学省の発表では職員不足2,500人強いますという部分、報道もありました。それプラス特別支援学校等での学級が不足しているよなんていう新聞の記事等も出ていて、本当に障害のある児童生徒にとっては不安を抱える要素が尽きないのかなというふうにも思っております。そういった部分で、子供たちが平等で公平な学びを受ける権利というのがあるのだと思えます。その児童生徒一人一人に合った学習の確保をすることが大切であります。

そこで、まず初めに質問でございますが、教育課程についてどんな方が関わって、一人一人に合った児童生徒の教育課程を考えているのか、岡田教育長のほうにお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 特別支援学級の教育課程の話をする前に、ちょっと現状をお話しさせていただきます。千代田町の特別支援学級の人数というのは、前は本当に少なく、そういう学級進めるだけでも親御さんの反対を受けてしまって、特別支援学級で学ぼうとする体制がなかなか取れなかったのですけれども、こここのところへ来て、非常に世の中の理解とかが進んできたのだと思うのですけれども、特別学級で学びたいという子供や親御さんが非常に増えてきているという、そういう現状にあります。

具体的に教育課程をどういうふうにするのかということでもたまたまお答えしたいと思います。特別支援学級の児童生徒の教育課程は、基本的には小中学校の学習指導要領に基づいて編成されます。特に必要ある場合は、学級の実態や児童生徒の障害の程度により特別の教育課程を編成することができます。特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小中学部の学習指導要領を参考として、児童生徒に合った教育課程を編成する必要があります。その場合は、特別支援学級の担任が中心となり、特別の教育課程を編成することになりますが、特別支援学級の担任だけでなく、特別支援学級と交流する通常学級の担任や授業に出席する教科の教員など、学校全体の職員が関わりながら個別の教育支援計画と指導計画を作成し、児童生徒の実情に合った教育課程を考えて編成しております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございました。

先ほど岡田教育長がお話ししたように、以前だと特別支援学校を選ぶ方が多かったのかなというふうに思いますが、近年学級という形で本当に本町の教育の部分でしっかりと子供たちに合った教育のサポートをしていっているのかなというふうにも思います。そういった中で担任はもとより、いろいろな方が学校全体で関わっているよというような話を伺えたということで、障害に合わせて一人一人本当に異なるのかなというふうにも思いますので、それが毎年増えたり減ったりという部分で、いろいろな意味で大変、特に先ほど冒頭にも話したように教員不足していますよという話で、確保するという部分が難しい部分もあるのかなというふうには思うのですが、これからもしっかりと子供たちに寄り添った学習課程に取り組んでいただければなというふうには思っております。

そういった子供たちの学習、教育の相談について学校全体で関わっているよという部分で先ほどお話があったのですけれども、学校、心の相談員ですとか、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーなど、そういった専門的な立場の方とも連携をしているという部分で、そういった中で児童生徒への学習、教育相談を行っている部分でしっかりと連携が図られているかという部分を岡田教育長のほうにお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） それぞれの専門的な立場の人間との連携の在り方、連携は図られているのかというご質問だったと思いますけれども、答えさせていただきます。

特別支援学級の児童生徒につきましては、各学校で毎週行われている教育相談部会の中でそれぞれの児童生徒の様子について情報交換を行い、今後の方針を参加者全員で確認しております。部会には校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学年の教育相談担当教員、心の相談員、適応指導教室指導員、スクールカウンセラーらが参加しております。特別支援学級の児童生徒のことだけでなく、不登校、不登校傾向の児童生徒につきましても情報交換を行い、今後の方針を参加者全員で確認しております。部会の中でより専門的な立場の方の意見を求める場合には、東部教育事務所に属するスーパーバイザーやスクールソーシャルワーカーに学校に来ていただいて、直接保護者の方と話し合ってください、その結果から今後の方針につきまして学校に助言をしていただきます。

また、県のサポート事業として、特別支援学校のアドバイザーや東部教育事務所の相談員が定期的に来校し、特別支援学級の児童生徒の授業を参観し、特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーターと今後の方針について意見交換を行っております。このように、多くの専門的な立場の方たちに関わっていただいております。常に連携を図ることによって特別支援学級の児童生徒の教育の充実につなげているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。これからもしっかりと教育、学びの充実を図っていただければなというふうに思っております。

次の質問ですが、中学校の部分で中学生というのは義務教育最後で、将来に向かっていろんなところの考えという部分では大切な時期であるのかなというふうに思います。小学校時代は、東西小学校で特別支援学級のほうに通っていた子が中学校でもしかしたら特別支援学校のほうに移動する、そのまま千代田中学校でみんなと一緒に特別支援学級のほうで将来に向かって進んでいくという部分、高校に関しても高等の特別支援学校に行くのか、また通常の高校に行くのかなど、いろんな部分で進路という部分で大切な時期です。当然通常の高校等に入学を考えている生徒にとっては、高校に対して受験という部分が出てくるのかなというふうに思います。

そういった中で、日頃からの学びという部分が大切になってくるのかなというふうに思いますが、その生徒にあって国語はできるが、数学が難しいとか、そういった発達状況によっても変わってくるのかなという部分があるので、難しい部分があるかとは思いますが、小学校で学ぶ内容は基礎的な部分、そして中学校で学ぶ内容という部分も当然高校受験に関しては出題されるわけですので、そういった部分しっかりと生徒に対して教育をしていかななくてはいけないのかなというふうに思います。当然進路に合った授業、学びを行っていく必要があるのかなというふうに思っておりますが、その辺しっかりとできているのか、岡田教育長のほうにお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもございましたが、特別支援学級の生徒は学級の実態や生徒の障害の程度により特別な教育課程の下、個別の教育支援計画と指導計画を作成し、生徒の障害の程度等に考慮し、授業が行われております。その授業につきましては、学習や生活上の困難の改善または克服を目的とした自立活動を取り入れたり、各教科の目標、内容を下の学年の教科の目標、内容に替えたりするなど、生徒の実情や希望に応じた特別な教育課程の下で行っております。

また、生徒が授業だけでなく、学校で1日の生活を過ごす上で、教室には担任だけではなく、学校生活のサポーターを担う特別支援教育支援員が配置されており、充実した支援体制が整っております。必要となる人材も充足させておりますが、質の向上となるとまだまだ勉強しなくてはならない側面もあるのかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。本当に一人一人学びの進み方とかも変わってくると

思います。つまり前に本当に一人一人に合った学びを提供していただきたいなというふうに思います。今GIGAスクール構想でタブレット端末も1人1台ということで、先ほど大谷議員のところでもICTを活用してなんていう話もありましたので、その辺もその生徒に合った部分でICTが活用できるのであれば、そういった部分も個々の学びに合う進め方という部分で行っていただいて、うまくICTが活用できるかどうかという部分も調査研究していただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次の質問ですが、本当に生徒、保護者にとって高校等の将来の進路に向かっていろいろと不安を抱えていますという形で先ほどの話をさせていただいたのですが、将来の進路での相談という部分で、生徒、保護者と密になって寄り添って話し合っていたことというのが必要なのかなというふうに思っておりますが、学習、教育相談というのはしっかり保護者、児童生徒とできているのかという部分、岡田教育長のほうにお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 学習、教育相談に入る前に先ほど一番最後に、前問の質問の中でICT機器等も特別支援学級の子供たちに活用してほしいということでお話がありましたけれども、もう既にそういう実践はなされて、学校等でICTを使って特別支援学級の子供たちも学んでおりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

さて、ご質問ですけれども、特別支援学級に在籍する児童生徒の将来の進路につきましては、特別支援学級の担任や特別支援学級コーディネーターなどが児童生徒及び保護者と定期的に行う面談の中で詳細に話し合い、本人や保護者の希望を踏まえて小学校または中学校卒業後の進路決定を行っております。特に中学校におきましては、本人のこれからの人生において重要な進路決定となるため、年2回行われる三者面談だけでなく、定期的に面談を行うことでそれぞれの生徒に適した進路決定を行い、進路に向けての学習、教育相談などを学校、生徒、保護者が一体となって行っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今議員のほうからお話がありました。教育長が述べたとおりなのですが、障害をお持ちの保護者の方が最近随分理解をされてきまして、高等支援学校等々も行くようになってきました。この近辺ですと、例えば館林高等支援学校と、あとは太田の支援学校があります。古くは渡良瀬にもあるのですけれども。文化祭が1年に1度、たしか9月、10月頃だったと思うのですけれども、行われているのです。私は、招待が来ると行ける限り行って、文化祭も一回り見てきます。あそこで高等支援の、館林なのですからけれども、三野谷にあるのですけれども、行って見てきまして非

常に感動してまいります。

そんな思いの中で、先ほど議員が質問されたように、お子さんたちがいずれ学校を卒業して、その後がやはり保護者の方も心配かなと思うのです。そうしますと、やはり就職口等々も含めた中、たしか3年、4年前だったと思うのですけれども、千代田町にもハートフルさんのほうが民間のほうであそこに立ち上げていただいて、充実もしてきました。あそこでA型、B型の支援と、あとグループホームも昨年度立ち上げまして、先ほど述べたように児童発達事業、これ未就学児の方なのですけれども、今年の3月1日から始めております。放課後デイも始めておりますし、あと地域支援活動も始めております。旧の山王荘ですね。我々の自治体とすれば、やはりいろんな総合的に考えていきながら、障害を持ったお子さんたちも含めた中でフォローしていきながら、そのような施設も充実していく必要があるのかなと、今後も包括的に支援を心がけていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 丁寧な答弁ありがとうございました。将来という部分、本当に義務教育が終わって社会に出ていく、最終的にはそういう部分で当然子供たちも不安だし、保護者の方も不安ですので、その辺子供の学びというのは公平でなくてはならないのかなというふうに思っておりますので、学びに関してこれからはしっかりと保護者、子供たちに寄り添って相談に乗って行ってあげていただければというふうに思います。

これで、特別支援学級の児童生徒の学習、教育相談についてを終わらせていただきます。

次の質問でございますが、こちらはちよだスマイルポイント事業という形で質問をさせていただきます。このちよだスマイルポイント事業というのは、健康づくりやごみのリサイクルに関心の高い町民に、町民自ら生活習慣の改善への取り組みやごみの減量化の取り組みを促進する目的としてスタートした事業であるかと思えます。平成30年の7月にスタートして、その後令和2年4月から2年延長という形でこの春、3月31日をもって終了する事業ではございますが、予定ではですね。先ほどの目的という部分を考えて、多くの町民の方がこの事業に参加することで、そして目的を達成することによって健康長寿につながったり、ごみの減量化、福祉の向上という部分に大きく寄与するものであるのかな、すばらしい事業だというふうに考えております。

2年前のときも事業を延長しますかという私一般質問をさせていただいたかと思うのですが、そういった部分踏まえて延長しますという形で今現状このちよだスマイルポイント事業の普及状況と、この春e c oパークの整備予定という部分もありますので、今後の事業についてどのように考えているか、高橋町長のほうにお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ちよだスマイルポイント事業は、町民のごみのリサイクルに対する意識の啓

発及び健康づくりへの関心高揚を目的として、平成30年度に開始をいたしました。平成30年度及び令和元年度の2年間を第1期、令和2年度及び令和3年度の2年間を第2期として実施をしております。事業参加者にはポイント手帳を配付し、ごみリサイクル及び健康づくりに関する各種事業の参加に対してポイントを付与し、一定のポイントに達した場合、商品券と引換えを行っております。

普及状況として、事業の登録者が第1期が441名であります。第2期が164名となっております。第2期は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により対象事業が減少したこともあり、第1期に比べ登録者数が減少しております。

令和4年度及び令和5年度の2年間を第3期として実施する予定であります。第3期においては、リサイクル関係についてポイントがたまりづらい点やちよだe c oパークの開設により、回収形態の変更を踏まえ、ポイント事業からは切り離して、健康づくりに特化した事業とする予定となっております。今後、リサイクル関係については違った形で検討したいと考えております。

また、第3期では群馬県で実施しております県民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組むぐんま健康ポイント制度のアプリ、G-WALK+と関連づけて、より町民の健康向上につながるよう計画していきたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございました。e c oパークの整備に伴って、切り離して健康づくりに特化した事業にシフトしていくという部分で、第3期という部分で進めていくと。県のほうのG-WALK、これ県の健康ポイント事業と関連づけていくよという話をいただいて、健康づくりに特化していくという部分は、一人一人の多くの方にポイントカードをまずは持っていただいて、事業に参加していただくことで、本当に健康への意識の向上と健康長寿につながっていくのかなという部分と、あとは本当に医療費の抑制にもつながるのかなというふうに思いますので、これからもしっかりと事業を進めていく必要があるのかなという部分で、ただ先ほど町長のほうから2期のほうは164名ということで、コロナの影響で本当に事業が思ったようなことができなくて、第1期の441名から減少したよという話があったのですけれども、今後コロナ禍の中ではありますが、やはりしっかりと事業展開をしていく必要があるのかなというふうにも思います。それには今後しっかりとした普及活動という部分も行っていく必要があるのかなというふうに思います。

先ほどG-WALKともひもづけしていくという話もありましたが、今後どのような普及活動を行っていくのか、高橋町長のほうにお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今後の普及活動ですが、今まで町主催の事業に参加しないとポイントが付与されませんでした。今後はポイントの対象事業を拡大いたしまして、自主的に運動した結果に対してもポイントを付与することによって、さらなるポイント事業の普及につなげていければと考えてお

ります。

例えば先ほどのG-WALK+で獲得したポイントや総合型地域スポーツクラブ、ちよだスポーツクラブの活動への参加、またKAKINUMAアクア、KAKINUMAアリーナのトレーニング室やジョギングコースの利用などもポイントの対象にしたいと考えております。

また、第3期の始まりに当たり、町広報紙や町ホームページ、またSNSなど各種広報媒体を活用して、ポイント事業の内容を広く町民に周知するとともに、各種教室やイベント時にポイント事業のPR活動を推進し、一人でも多くの方にポイント事業を利用していただければと考えております。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。本当に第3期力を入れていくのかという思いが事業を拡大して、県のG-WALKと結びつけてというような形でしっかりとした答弁をいただいたのかなというふうに思っております。いろんな方、本当に一人一人が持っていただくということで、いろんな部分で健康になってストレスもなく、元気で健康長寿につながるという部分で大事なのかなというふうに思っております。

そういった中で、一人一人にポイントカードを持ってもらうという部分で、本当に町の各種ボランティアをされている方々にも、持っていない方にもポイントを渡して、カード作ってポイントをためてもらって、うまく活用してもらって、PRしてもらってというような形でやっていくのも一つの手なのかなというふうにも思っておりますが、その辺高橋町長として、どのように考えているか、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほどの答弁でもございましたが、令和4年度から第3期ちよだスマイルポイント事業は、町民の健康向上を目的といたしまして、健康や運動に特化した事業とする予定であります。ボランティア活動は、今回のちよだスマイルポイント事業の目的である健康向上と直接結びつくものではなく、またボランティア活動の本質には無償制といったこともありますので、今回はボランティア活動にポイントを付与することは今のところは考えておりません。しかしながら、第4期のポイント事業を実施することになった際には、ボランティア活動を含めて改めて対象となる事業を検討したいと思っております。

なお、ボランティア活動をしている中で生じた歩数は、G-WALK+内で歩数に応じてポイントは付与されますので、間接的にポイントにつながるようにしていきたいとも考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。県のG-WALKなんかもうまく使ってという部分で、県のG-WALKはアプリを入れて活用するという形で、今現状、本町のポイントカードとい

う部分は紙という形になっているかというふうに思います。そういった部分も今後いろいろと考えていく必要もあるのかな。利用者がよりポイントカードを作りやすく、また使いやすい仕組みという部分を考えていくことも普及活動につながっていくのかな。そういった部分ではデジタル化という部分もうまく活用していく必要もあるのかな。

また、マイナンバーカードの普及策という部分をうまく活用今後していただければ、うまく普及につながっていくのかなというふうにも思っております。そういった部分で県外、県内、他市町村ではマイナンバーカードとリンクしてポイントを付与するなんていう自治体等もありますので、そういった部分も今後調査研究していただきながら、実り多い事業を展開していただければなというふうに思います。

ただ、コロナ禍という部分もありますので、安全で安心した健康づくりをしっかりと町民の方と一緒につくっていただければなというふうにも思いますし、私もその一人の一員としてしっかりとこのスマイルポイント事業を見守っていきなというふうに思います。

これで、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で5番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、橋本議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めていきたいと思っております。

私の質問は、去る1月21日付上毛新聞で「再エネ電力の地産地消」構想が発表され、太田市ほか3町の枠組みで実施が検討されているとの報道があったことを受けまして、再エネ電力の地産地消に対する今後の本町の取組みや考え方について、それと広域連携に対する町の方向性について質問したいと思います。

まず最初の質問は、先ほどの新聞報道で太田市は新年度から再エネ電力の地産地消を開始するとありますが、本町はどのタイミングで本格的に参加する予定なのか、また本町が参加する上での課題は何かをお聞きしたいと思います。

連携協力協定書の締結は、本年度中にも交わされると思いますが、本格的に取り組む段階において、先ほどの上毛新聞では現在契約している電力会社との解約違約金や新たに地域電力会社から購入する電気料金の値上がりが課題であると記載されておりましたが、私もそのとおりだと思っております。町としては、この違約金と電力料金の値上がりをそれぞれどれくらいの金額だと見込んでいるのか、参加する上での課題全体と併せてお聞きしたいと思います。町長、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 再エネ電力の質問なのですけれども、本町での取組みのタイミングであります。現在契約している電力会社との契約期間が令和5年2月18日までとなっておりますので、契約期間が終了するタイミングに合わせて、現在の電力会社からおおた電力に契約を切り替える予定であります。

また、電力会社を切り替える上で課題があるかというご質問については、先ほど申し上げた契約切替の時期にも関係しますが、例えば今年の4月からおおた電力に切り替えた場合、電力使用量にもよりますが、数百万円程度の違約金が発生することになります。このため、不要な支払いを避ける上でも、現契約の更新時期に合わせた切替えとすることが望ましいと考えております。

また、電気料金についておおた電力から提示された単価があくまでも概算の単価であるため、具体的な金額はお示しできませんが、現在契約している基本料金や単価よりも安価に契約できるため、本町においてもこの取組みに参加することにより、金銭的なメリットもあると考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。おおた電力の電気料金が今までよりも安くなるというのは、ちょっと意外でうれしいことだと思っております。

また、解約違約金なくなるタイミングで参加ということなので、それが一番なのかなと思っておりますが、町長にちょっと二次質問をしたいのですけれども、1市3町で行うのですが、この違約金なくなるタイミングでどこの町も参加するのかなと思うのですが、その辺のところ、例えば足並みをそろえて参加するとか、そういう話合いをしているのかどうか、そういう簡単なところで構わないのですけれども、そういう話合い、足並みをそろえるのかという質問にご回答をお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 1市3町で足並みをそろえているのかということだと思っておりますけれども、各自治体が契約した時期もみんな違うわけですから、将来的には1市、おおた電力を3町でも活用していこうということになっております。ただ、その切り替える時期がみんな同一ではないということは明確かなと思います。

更に、契約してある電力会社の単価のほうがまた各自治体によって異なります。それは、調整を今図っているところであります。千代田町においては、先ほど述べたように切り替えることによってメリットが大と、こう考えております。ただ、全部の電力というわけにはいきませんので、限界がありますから、太田のほうの電力会社も、です。それをまず教育施設とか、そういう特化したところに契約していこうかと、このように考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。

次の質問に行きたいと思っております。本町が再エネ電力の地産地消構想に参加するメリットがどのよう

なところにあるかを聞きたいと思いますが、今電力が安くなるという最大のメリットをお答えいただいていたのですが、私が考える、例えばですけれども、クリーンプラザの発電を本町の公共施設に使用できることは、本町がカーボンニュートラルを目指す上で大変有効だと考えられますし、本町の卒FIT、これは国による10年間の電力買取り期間が終わるということですが、その個人、企業の方が電力を買い取ってもらえる相手業者が増えるということは、選択肢が広がるという意味でよいことだと思っております。そのようなことが私としては考えられるのですが、町が考えるメリットとはどのようなものなのか。

それと、クリーンプラザでの発電の割当量とか、割合が本町に対してどのくらいになるのか、分かっているのであれば教えていただければと思います。割当量の計算式に均等割が入っているのであれば、規模が小さい本町としてはカーボンニュートラルを実現する上で有利になりますので、大変喜ばしいことと思っております。

それでは、町長、ご回答をお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町のメリットではありますが、先ほど申し上げた金銭的なメリットもありますが、本町で進めておりますカーボンニュートラルの推進を図れることが大きなメリットであると考えております。ご承知のように、本プロジェクトについては太田市外三町広域清掃組合のクリーンプラザで発電した電気をおた電力が購入いたしまして、1市3町の小中学校に供給するという再生可能エネルギーの地産地消の取組みであります。ごみ焼却に伴いまして、発電した電気は二酸化炭素の排出係数がゼロの扱いとなり、電力による全国平均の二酸化炭素排出係数と比較しますと、本町においては東西小学校と中学校の3校にクリーンプラザの電力を供給した場合、合計で年間124トンの二酸化炭素の削減が図れる計算となります。

また、今のところ各市町への電力量の割当て限度等については、特に協議をしておりません。1市3町内の全ての小中学校が参加し、クリーンプラザの非FIT電力だけで電力量を賅うことができない場合については、卒FIT分の買取り拡大やおた電力で取り扱っているカーボンニュートラルの液化天然ガス発電による地域エネルギーによって賅えるものと考えております。

現在おた電力では、太田市内限定で卒FITの買取りを行っておりますが、本町においても卒FITの買取り対象としてもらえるよう、参加市町と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。クリーンプラザの割当てがまだ決まっていないというお答えだったかなと思うのですが、先ほども申し上げましたけれども、負債の借金の返済は均等割が入って

いますので、できれば受益部分というのですか、電力をいただくという受益のほうもそういう均等割が入るといいのかなと思いますし、あとこんなのも、例えば搬入割りというのでしょうか、逆説的な感じもあるかもしれませんが、ごみを燃やして電力をつくるので、減っていくともしかしたら電力も減るのかもしれませんが、ごみを減らした分だけ電力を多く供給してあげるとか、インセンティブをそういう割当てに対して設けるのもひとついいのかなと思いますので、ぜひ町長にはそういったことも提案していただければなと思っております。

次に、この再エネ電力の地産地消構想は、地域電力会社がクリーンプラザや卒F I Tの電力を購入し、本町を含め各市町へ電力を供給する仕組みになるということで先ほどもお話しいただきましたけれども、その地域電力会社、おおた電力になりますが、そこに本町は出資する見込みがあるのか、あるいは一部事務組合をつくり、1市3町で管理していく予定があるのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問の前に、先ほどお話が出た均等割なのですけれども、均等割というのは町にとっても今回の向こうの焼却炉のほうは、人口の少ない町というのは均等割があると非常に不利なのです。この均等割とは何ぞやと考えますと、先ほど議員が述べたようなことではなくて、均等割というのは事務方の経費がメインなのです。ですから、向こうの契約もたしか私の記憶ですと、私になる以前で、私が議員やっているときからのお話だったのです。あそこの話が出たのは、焼却炉の話が。契約のほうはたしか25年、6年、7年頃に行ったのかなと思うのです。均等割が入ってしまっているのです。非常に私ももう決まっていることですから、契約のあれはもう気持ちよく押ささせていただきましたけれども、千代田町にとっては不利ですから、均等割があることによって。少ない均等割ならいいのですけれども、そのようなことは報告しておきます。

先ほどの質問ですけれども、再生可能エネルギーの地産地消の取組みについては、太田市外三町広域清掃組合のクリーンプラザで発電した電力をおおた電力が買い取り、各自治体とおおた電力で契約を行うものであります。出資や一部事務組合の設立による管理については考えておりません。これおおた電力というのは、太田市が行っているものなのです。これは、以前からもう、たしか記憶ですと、年数はちょっと定かではないのですけれども、10年ぐらい前に太田市のほうが、太田は電力でまちづくりしていくのだと、これをPRしていったわけです。更にはそこに来た企業、企業誘致にも有利なように太田で電力を買い取って、太陽光をはじめ、それを普通の単価より安価で販売するのだというその延長線上なのです、おおた電力は。ですので、今現在違う電力会社とあそこは火力発電が契約しているのですけれども、それが契約が切れるためにおおた電力が今度間に入って、それを買い取って、更に関係している1市3町へそれを販売していこうと、こういう仕組みになっていますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。

一部事務組合はつukらないということだったのですけれども、今後町長、どうでしょうか。出資の見込みはありますでしょうか。今のところ太田市のみの出資で、ないとは思うのですが、協議もしていくので、出資しているのとしていないので供給とかに差が出てしまうのもよくないのかなとは思いますが、その辺の見込み、例えばほかの3町とかで話し合っていることも含めて、今お答えできる範囲で結構でございますので、お答えいただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 電力会社への出資ということですが、これはまた先ほど言ったように太田市がもう10年ぐらい前から立ち上げたところなのです。西邑楽3町のまた関係している職員、町長さんも含めて、再度もう一回相談してみようかと思ひます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。お金がかからず運営ができるのが一番いいことでございますので、そんな形で進めていただければなと思ひております。

次に、今回の再エネ電力の地産地消構想で私が一番気がかりなのが、電力会社を替えるということでございます。電力の供給先が小中学校から始まりまして、順次ほかの公共施設に広げていくことになると思ひますが、小中学校を含め、各公共施設は避難所となることが多く、停電リスクや停電時の復旧への心配があるかと思ひます。復旧には特に人手、マンパワーが不足するのではないかと思ひられます。これは、電力会社の規模という意味でお話をしております。その復旧なども含めた全体としての停電リスクについて、町はどのように考えているのかをお聞きしたいと思ひます。町長、よろしくお願ひします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） リスクということですが、災害時等のリスクについてであります。電力の供給ができなくなる場合として考えられるのは、送電網が寸断された場合や発電所が被害を受けて発電ができない場合が考えられます。送電網が寸断された場合には、発電所が稼働していても寸断された地域には電力の供給ができません。しかし、送電網が生きていれば一部の発電所が被害を受けて発電ができなくなっても、ほかの発電所で発電された電力が送電されていますので、避難所となる小中学校に電力を供給することは可能であります。このため、電力会社を替えたことにより災害時の停電リスクが高まるということはありません。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 今の答弁をお聞きすると、もし例えば電力会社を今度おた電力に替えると、私が懸念したのが、会社自体がちょっと太田にある小さな会社になってしまうので、例えば大規模災害ですか、地震とか、水害とかで東毛地区が被災した場合、東京電力とかだと広範囲に、例えば埼玉とか、栃木とか別の県から人手を融通してもらえるといるのでしょうか、そういうことが想像できるのかなと思っていたのですけれども、今の答弁だと、二次質問になってしまうかと思うのですが、おた電力が被災した場合なのですが、東京電力とかから電力が融通いただけると、そういうようなちょっと理解でいいのかなと思っているのですが、そこの辺についてお答えいただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） もし災害が起きた場合、おた電力から本町が小中学校はそれは向こうからの電力を送っていただいていると。これの電力は、議員もご存じのように数年前から電力の自由化があるわけです。我々のこの自治体も幾つもの電力会社から見積りを取って、安価なところと契約しております。更に、今回おた電力のほうで教育現場の3校と契約することによって、更に我々も安価な数字なので、契約をする方向で今動いているわけです。

万が一災害で被害があった場合、おた電力と契約をしても我々もちろんそれは東京電力というのが最終的にあるわけですから、東京電力を通しながらそれは復旧に向けて、万が一寸断された場合とか、もちろん被害の協定も結んでおります。それがためにN T Tはじめ、東京電力とも結んでおりますので、それは向こうのおた電力に切り替えたからといって、復旧が遅れるというような状況はありません。東電も同じだと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。しっかりと対応していただいていたので、よかったかなと思っております。

次の質問に行きたいと思います。今回の再エネ電力の地産地消構想は、クリーンプラザの1市3町清掃組合と同じ枠組みで行います。ほかにも一部事務組合などとして消防組合、衛生組合、厚生病院、斎場などがありますが、広域連携する地域や組合が多岐にわたっています。最近では、今回の再エネ電力の地産地消構想と同じ太田市と西邑楽3町の組合が多いような気もいたしますが、広域連携の組合せといたしまして、町は今後どのような方向性を考えているのか。

また、今後市町村合併の機運が高まったときに、これについては国の方針によるところが大きいかと思いますが、今のように一部事務組合などの組合が多岐にわたっているとそれぞれの公債費など、借金の返済ですね、その支払いやその精算などが、特にほとんどの一部事務組合ではここ数年で建物の更新を行ったばかりですので、公債費が多額に残っております。そうすると、合併に向けて協議の

足かせになるのではないかとと思いますが、その辺りのところを町はどのように考えているのか、町長にお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 代表的な広域連携の方式について、橋本議員の質問にもございましたが、一部事務組合が挙げられます。広域で特定の事業を実施することでスケールメリットを活かすことができるため、効果的かつ効率的な行政運営を行うことが可能となっております。

今後の広域連携の方向性はとの質問であります。現状において連携を行っていく枠組みはもとより、今後ますます増えるであろう新たな行政課題に対応するためには、特定の地域や組合せ等にとらわれることなく連携を図り、柔軟に対応することが重要と考えております。

また、市町村合併の機運が高まったときに、それぞれの公債費等の精算が合併の妨げになるのではとのことですが、地方自治体や一部事務組合では臨時財政対策債などの特例を除き、起債の活用はハード事業に限定されるため、公債残高の金額に対応する資産があると考えられることもできますので、合併による一部事務組合再編の際には、必要な財産処分や公債費の分担など、関係自治体間で負担割合等を基に協議をすることになります。

また、広域連携を促進するために地方自治法の改正も行われており、一部事務組合から脱退しようとする場合において、ほかの関係自治体との協議を経ずに脱退が可能となるなど、手続も簡素化されておりますので、合併の大きな妨げは生じないものと考えております。

先ほど議員のほうの質問の中で、まず一部事務組合の連携を取ってきたと、その先には市町村合併もどうかということもあろうかと思うのですけれども、本町においてはご存じのように水道事業、更には大泉ほか2町でやっていた清掃組合、斎場問題もこれからそうですけれども、いろいろ考えていくと本町、千代田だけではないですけれども、ほかの自治体もいろんな部分で資金がかかってしまうと、それにはやはり人口のパイも多いところといろいろ連携取る必要があるのだということで、今回は水道事業においては3市5町と連携を取ったわけです。桐生は入っていませんので、3市5町です。更には、これから進める斎場問題もそうですけれども、ごみの問題もそうです。これも西邑楽3町よりは太田市の人口22万のところを一緒にやることによって太田もメリットがある、千代田にもメリットがある、大泉、邑楽町のメリットがあると、このようなことをいろいろ計算したり、利便性を考えたりしながら今に至っているわけです。

その先には、更には合併はどうかということがありますけれども、ご存じのように館林と板倉町が今あのような状態で無期限の休会という状況であります。総務省においては、館林と板倉町が数年前から合併協議しておりますけれども、今現在国のほうは合併は進めていないのです。ですので、合併特例債も含めた中で、もしどこかの自治体が合併しても合併特例債とか一切それはないのです。これは、総務省のほうで館林、板倉町があのように進めているのは全国で1か所だけだと、このような見

解も伺っております。ですので、国のほうは将来的にはあと二十数年後ですか、約20年後、年数はちょっとあれですけども、には道州制を導入しようというふうに考えているわけです。それまでは我々の自治体も道州制に一気に進んでいくのか、議会のほうでも、町村会でも全部反対しているのですけれども、このような状況が国の負債とか借金、これ考えていくとそうせざるを得ないと、地方にいろんな権限が移譲されてくるのかなというふうに思います。ですので、我々もここは合併問題についても真剣になって、これから職員、議員さん、町民といろいろ協議しながら、いろいろ真剣に議論していく必要もあるかと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。広域連携については、臨機応変にその時々で最適なものを選択していくというお話だったかなと思います。

また、合併についてもいろいろお答えいただきまして、ありがとうございました。

もうちょっと突っ込んだ形でお聞きしたいなと思うのですが、答えられればお答えいただきたいと思っています。私は、本町は財政力指数も比較的高いほうなので、ましてこの間ふるさと納税、寄附金ですけども、群馬県で1番になりました。町長をはじめ、職員さんのご尽力のたまものと思いますが、そういった意味では財政的には特に合併をしなくても済むのではないのかなと思っておりますし、単独で運営をすることもできるのかなと思っております。

また、直近合併したところを、これはあくまで私の意見ですけども、見ていると特に小さい町が合併した場合なのですが、そこに住む住民へのサービスというのでしょうか、私は何か下がっているように思えるのです。そうすると、でき得る限り合併をしなく、小さなところで運営していくほうがそこに住んでいる住民は幸せなのではないのかなというのが、これはあくまで私の感じですけども、思っております。

それなので、先ほど財政力指数の話、あと寄附金の話、寄附金ですから、安定した財源ではないのですが、特に今は潤っておりますので、その辺も含めて、町長が単独でいくということまで、ちょっと踏み込んだ話になるかどうか分からないのですけれども、どう考えているか、今合併について、お聞かせできる範囲で結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町の合併問題は、今まで歴史がありました。大きく分けると2つあったと思うのです。今現在太田、当時の新田町、木崎とか、尾島町もそうですね。向こうに最初入りまして、法定協までいかなかったと思うのですけれども、合併協議会に参入したという状況がありました。西邑楽3町でその後離脱しまして、3町で合併協議会、法定協まで立ち上げました。あの3町の合併というのは、休会になっているわけです、法定協ですね。たしか年度はちょっと忘れてしまいま

したけれども、休会になっています。再開する気ならいつでも再開できるわけです。当時の首長さんで話し合っただけで休会になっているわけです。

人口規模もいろいろ考えてみますと、まずは群馬県の地図をだっと広げてみますと、東毛地区、太田は別としても、館林含めて1市5町の面積を見ますと、群馬県の地図見ますと片品村とか、東吾妻とか、上野村とか、地図を広げてみても1市5町をそこにはめてみても何倍もあるわけです、向こうは。面積規模、まず。鶴舞う形の群馬県をずっと考えていきますと、我々車で20分走ると栃木にも行きます。埼玉にも行きます。間違うと茨城にも行けてしまいます。千葉にも行けてしまいます。こういう地の利なのです。首都圏から60キロ圏内で、これでおのおので各自治体で財政力指数も我々のところも悪くはないですけれども、それやって果たして今後、今はいいですよ。これ5年、10年後据えて、20年後据えていったときどうなるのだろうと、町民の利便性をまず第一に考えていきながら、あと資金面も考えていくとどういう枠組みがいいのだろうと、もし合併をする場合はですね。そう考えていく必要もあるかなと思います。人口規模を考えると西邑楽3町が合併することによって、やや館林と同じ規模になるわけです。では、館林を含めて1市5町で合併して、太田市の人口規模比べても太田市にはまだ届かないという状況なのです。

では、隣の足利市、栃木県の足利ですけれども、県は違いますけれども、あそこが今人口が約14万ぐらい、昔は16万いたわけです。ですけれども、伸び代がないわけですから、こちらの我々の南方面に向かってきているわけです。地価も旭町と朝倉町ですか、あそこが一番高くなってきている。今293のほうもこちらに延ばしたいという状況もあるわけです。そういうことをいろいろ考えていきますと、栃木の足利なんて合併のしようがないわけです。そう考えていきますと、1年間で約5,000人だったと思うのですけれども、ぐらいの人口が減ってきているわけです、足利市も。我々のところも微妙に減ってきているわけです。

両毛圏の人口を考えていきますと、約100万弱ぐらいいるわけです。両毛圏で考えていきますと。そうしますと、宇都宮に匹敵する人口規模になるわけです。どうせ合併するのだったらでかい合併をして、利便性を考えていくか、町民の。更には、先ほど議員が述べたように資金のほうかどのくらいあるのかと、そういうプライマリーバランスとか、いろいろ考えていく必要あるのかなと思うのです。

今のところは考えていないのですけれども、そういう時期が来たらやはり皆さんで議論して、いい方向に考えていく必要があるかなと、このように考えております。今の段階では合併云々は私のほうは考えておりません。ただ、時期が来たときには皆さんで議論をする必要があるかなと思っていますので、そのときはよろしくお願いたします。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 町長、詳しく突っ込んだお話で聞かせていただいて、ありがとうございました。合併は、今のところ考えていないということでしたけれども、そのときがもし来た場合、本町にとって一番よいやり方で行ってもらいたいなと思っております。

今回は、再エネ電力の地産地消構想から広域連携の方向性と質問させていただきました。再エネについては、全国的にも先進の取組みなので、早期にカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

広域連携については、長期的な視点を大事にしつつ、国や県の動向も踏まえて、その時々で最良の連携を図ってもらいたいと思います。

以上で橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時38分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、11番、小林議員の登壇を許可いたします。

11番、小林議員。

[11番（小林正明君）登壇]

○11番（小林正明君） 議席番号11番、小林正明です。ただいま議長の許可を得まして、これから一般質問に入らせていただきます。

千代田町の地球温暖化防止対策の考え方についてお尋ねしたいと思います。私たちのふるさと群馬は、豊かな森林や山々、利根川水系をはじめとする豊かな清流、地下水脈などの水資源にも恵まれ、良好な生活環境を維持することができております。しかし、社会経済活動の進展は私たちの生活の利便性を高める一方で、環境の悪化や自然の減少をもたらし、人類共通の生活基盤である地球の環境に深刻な影響を与えておる状況でございます。

世界的に地球温暖化が原因と考えられる異常気象により猛暑や台風、あるいは豪雨などによる大きな災害が増加しております。2年数か月前の台風19号の被害がありました千代田町の現状を見れば、一目瞭然でございます。私たちは、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有しております。

県のメインテーマであります「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を目指して生活の水準を維持増進させつつ、温室効果ガスやごみなどの負荷に与えるものの排出を抑制し、質が高く、持続可能な環境県づくりを目指してきました。「うるおいとやすらぎに満ちた千代田町」を持続、築くためにも地球温暖化防止のため何をすべきなのか、町民、事業者、行政と三位一体となり、これから考えていく必要があると考える次第でございます。つきましては、以下のように質問させていただきます。

1、自動車からのCO<sub>2</sub>、二酸化炭素削減対策についてお尋ねいたします。

公共機関としての考え方。低公害車、低燃費車の普及拡大、EV車など、そして今県においてもグ

リーンイノベーションを発表しております。これらを考えて、今自治体として何をやるべきなのか、お尋ねしたいと思います。坂部課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

千代田町では、2050年に温室効果ガス排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指し、令和3年3月にゼロカーボンシティの表明とちよだ5つのゼロ宣言を行いました。ちよだ5つのゼロ宣言においては、地球温暖化防止対策として省エネルギー対策や再生可能エネルギーを最大限活用することにより、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることが示されております。

ご質問の自動車から排出される温室効果ガスの削減対策についての町の考え方でございますが、令和3年度の公用車の入替えに伴い、中古車ではございますが、電気自動車を1台購入させていただきました。今後も町で所有している公用車の入替えに当たっては、電気自動車やハイブリッド自動車、低燃費車など、環境負荷の少ない車両を最優先に検討し、温室効果ガスの排出削減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。

それに関連しての質問になるのですが、太田市とか、あるいはほかの自治体でもそうなのですが、いわゆるEV車、電気自動車の普及拡大に向けて取り組んでいくと。ちなみに、太田市の内容をちょっと読ませていただきます。「市内の一般家庭における再生可能エネルギー用蓄電池や省エネ電気機器の導入、そして現在構想が進むバイオマス太陽光電力の地産地消消費事業などの促進を図る」とございます。先ほども課長のほうからありましたカーボンニュートラルの実現を目指してということで、千代田町においてもカーボンニュートラルを宣言しました。

それに併せて、具体的に何か方法論とございますか、やるべきこととございますか、そういったものの具体的に今考えているだけでも結構ですが、ご答弁をいただきたいと思っております。

また、先ほどちょっと申し上げましたが、県が考えておりますグリーンイノベーションは環境と経済の好循環を創出し、社会全体を変革する取組みとございます。これらもし回答できましたら、併せてお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

現在町としてどんな取組みを予定しているか、検討しているかというご質問でございますが、施設を有している担当職員との間で、町の施設について太陽光発電システムの設置が可能かどうかというところを現在検討しております。今後その結果によりましてまた方向性のほうを決めていきたいと今進めているところでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。

今度は続きましてですが、それではCO<sub>2</sub>削減のために住民ができることは。取りあえずの中心としては、自動車からのCO<sub>2</sub>削減対策ということで一般質問のテーマ書いたものですから、その回答になるかと思えますけれども、例えばエコドライブの推進であるとか、低燃費車の購入だとか個人でできることはその程度かなと思えますが、町としてほかに、これから次の項目等で質問させていただきますけれども、いろんな対策があるかと思うのですけれども、今答えられる範囲で結構ですが、取りあえずは自動車からのCO<sub>2</sub>削減対策についてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

本町では、令和3年3月に第3次千代田町地球温暖化防止実行計画を策定いたしました。千代田町役場といたしましても、温室効果ガスの削減目標を掲げ、目標達成に向けて取り組んでおります。職員一人一人がアイドリングストップやエコドライブに率先して取り組むことや広報等を利用し、住民に対してエコドライブについて啓発や推進を図っていくことで、住民の方々の意識改革を進めていければと考えております。

また、近隣で取り組んでおります低燃費車の購入に当たっての補助制度につきましては、今のところ導入の予定はございません。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。今後車社会、私たち千代田町においては車がないと生活しにくい、そして高齢者世帯も増えているということで、いろんな意味で足となる手段というのが限られておりますので、昨今はいろんなデリバリーの食料品等を購入できる便利な業者さんの協力を得ることによって大分買物難民でありますとか、言葉はあまりよくないかもしれませんが、そういった人たちも非常に生活しやすくなったなと思っております。また、利用した方の話を聞くと、よかったよ、楽しく買物できたよとか聞くことありますので、よろしいかと思います。

ただ今後、自動車メーカーの肩を持つわけではないのですが、世界的な流れとして電気自動車、EVカーになっていく、そういったときにいい意味で輝くまちづくりするためには、住民が安全で、しかも地球に優しい、そういった方向性をしっかりつくっていただくためには、やはり行政も多少でも結構ですから、そういったことでのインセンティブを出していただきたい。簡単に言えば補助金ということになるのかと思いますが、それはすぐに求めるものではありません。そういう方向で考えていただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。ごみの焼却に係るCO<sub>2</sub>削減対策についてお尋ねいたします。先ほど橋本議員からの十分な質問、そして行政側のご回答、私も随分聞きましたので、太田市ほか3町

の話は除いて結構でございます。

そして、質問としてはタイトル同じになるのですけれども、公共機関としての考え方、行政としての考え方をお尋ねをいたします。ごみの減量化、再生利用、焼却による再生電力、これは先ほども言った太田市3町に該当するかと思いますので、ただ考え方としてございましたらご回答いただければと思います。

そして、今政府においてはプラスチックごみを資源としてリサイクルを推進するとあります。少しだけ概略を読ませていただきます。政府は、2022年度から家庭から出るプラスチックごみを一括して回収する経費の一部を地方交付税で手当する。プラごみのリサイクルや削減、地球温暖化対策の推進を目的とした新法であります。名称は、プラスチック資源循環促進法、これは何と私もこれ読んでびっくりしたのですが、4月施行に合わせて書いてあるのです。そして、これらについて回収業務を行う市町村の市、区、町、村、財政負担を減らし、一括回収に乗り出してもらいたいと。要はまだ形私分かっていませんけれども、国もまだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、いわゆる財政負担をする。そして、今までの可燃ごみ、不燃ごみ、プラ系包装容器ごみ、これ新設の考えとしては、プラスチック資源として全部をまとめてやると。具体的な細かな指示というか、内容説明がありませんので、それ以上分かりませんが、いわゆる市、区、町、村の財政負担を軽減しながらプラごみの回収に交付税を出すと、こういった話がありますので、町もぜひそれは国の施策でもありますので、いい意味でぜひ乗っていただいて、これからのリサイクル率、プラスチックごみの資源化ということでやっていただければと思います。これらについて質問させていただきます。坂部課長、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

ごみ焼却に係るCO<sub>2</sub>削減対策ということで、千代田町につきましては町民1人当たりのごみ排出量が県内でも多く、ごみの減量化については優先的に取り組む課題の一つとして認識をしております。家庭からごみとして排出されるものの中には、分別することで資源として再利用可能なものも含まれており、これらを適正に分別することで焼却されるごみの量の削減が図られ、焼却に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減にもつながるものと思います。このため、本町におきましては地区の生活環境委員さんのご協力をいただきながら、ステーションにおける資源物の回収や拠点回収所における古着古布、プラスチック製品などの資源回収を行い、リサイクル率の向上とごみの減量化に努めてまいりました。おかげさまで平成28年度に8.2%、県内33番目だったリサイクル率については、令和元年度には13.2%、県内19番目となりました。こういった形でリサイクル率の向上につながっております。令和4年度には、東地区の新たな拠点回収所であるちよだecoパークも開設を予定しており、さらなるリサイクル率の向上に努め、ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出削減を図ってまいりたいと考えております。

また、太田市外三町広域清掃組合のクリーンプラザで発電されました電力につきましては、構成市町内にあります小中学校に供給できるような取組みも進んでおりますので、本町においてもこの取組みに参加し、ゼロカーボンエネルギーの地産地消に努めてまいりたいと考えております。

また、プラごみの関係でございますが、本日も担当者がウェブ会議にてこのプラスチックごみの関係の会議に出席しております。今後県のご指導等をいただきながら、適正に町としても取り組んでいければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。私たちは、環境に優しく生活していく、そういったことで、地球温暖化だけではないのですが、環境に優しいということを常に意識して生活しなければいけないと思っています。

先ほど課長の答弁にありましたが、資源ごみの拠点回収としてちよだe c oパーク事業、予算としては4,098万7,000円、今日の上毛新聞等に出ておりましたが、いずれにしてもこういったものをしっかり活用して、もう全部のエコなのだ。一番分かりやすいのは、先ほど政府からの話をさせていただきましたが、プラごみも一括回収するよと、それも一つ一つではなくて、もう全部をまとめてやるよと、そして資源ごみのリサイクル率を上げて、先ほど課長の答弁にもありましたが、カーボンニュートラル、そして千代田のゼロカーボンシティ、これに準じたやり方をしていただければ必ず環境は少しずつ改善するかと思います。

そして、拠点回収事業、ちよだe c oパークはいつ頃どのような形でできるのでしょうか。計画発表できる段階にありましたら、それだけで結構ですが、お願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） e c oパークの開設時期でございますが、東部運動公園内のサッカー場の駐車場に建設中であります東地区のe c oパークにつきましては、ゴールデンウィーク明けぐらいに開設ができるように予定をしております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。まずは、東地区からスタートして、時間と手間はかかるかもしれませんが、ぜひ西地区にも同様のものを造っていただいて、東西の町民が利用しやすく、そして資源再生率が必ず上がるようになってほしいと思い、私もそういう意味では非常に楽しみにしております。ありがとうございました。

そして、今度は住民にできることは何なのか。既に答弁の内容に部分的に入っているかと思いますが、家庭ごみの減量化、そして何度も申し上げているようなプラスチック系、あるいは金属系、そして木質系もございますでしょう。資源となる再生利用対策などについて具体的に町民に対して、あるいは事業者に対して町から伝えること、考えていること、具体的にありましたらご答弁をお願いした

いと思います。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

家庭から排出されるごみにつきましては、燃やすごみ、燃えないごみ、資源物などがございます。従来は可燃、不燃、資源といった分け方が主流だったと思いますが、可燃ごみにつきましては最近では燃やすごみという表現を使用しております。自治体によっては燃やすしかないごみという使い方をして自治体もございます。ごみを適正に分別した結果、最終的にもう燃やすしかないというのがこれに当たるものかと思われます。各ご家庭により状況が様々であり、全ての分別を強要することはできませんが、一人一人が環境に配慮し、分別の意識を持って燃やすごみの削減に取り組むことでごみの減量化につながるものと考えておりますので、行政としましても住民の環境に対する意識の醸成につながるような広報活動等を推進してまいりたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。実は課長の答弁ちょっと少なかったかなと思うのですが、企業といいますか、事業者に対しても同様に、言うなれば町民と、立場はもちろん違うのですが、片や工業、産業ですので、一般家庭との比較はもちろん単純にはできないのですが、ぜひ事業系に対してもいい意味での注文といいますか、ご指導をいただければよりよいのかなと思います。ありがとうございました。

3つ目の質問に入ります。電気使用時におけるCO<sub>2</sub>排出についての考え方についてお尋ねいたします。公共機関としての考え方ということで、自治体としての考え方、再生可能エネルギーの使用、そして電力切替え、発電施設など、これも太田市ほか3町の話とは少しずらして質問させていただくつもりです。

そしてまた、再エネ工業団地の構想、準備等、新しい工業団地を今造ろうとしております。もちろん既存の工業団地でも考え方として同じなのですが、再生可能エネルギーを、例えば建物の屋上にソーラーつけていただくとかというのも一つの例だと思いますが、そういったことの発想ですね。今後進出企業も当然エコを考えてくると思いますので、初期投資はもちろんそれなりにかかるのは覚悟の上だと思いますが、環境に優しい企業、そしてそれがモデルとなるようなぜひ指導を行政としてもやっていただければと思いますので、これらについてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

本町の行政活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量につきましては、電気の使用に伴う排出量が大半を占めております。電気使用時におけます対策を行うことで、大幅に温室効果ガスの削減が期待できると考えております。従来までの取組みといたしましては、照明機器や事務機器の電源管理の徹底や省エネ製品への買替えなど、電気使用の抑制による取組みを行ってまいりました。

今後も引き続き職員一人一人の努力により、無駄な電力消費を行わないように努めてまいります、削減量につきましては限界がございます。電力における温室効果ガスの排出係数については、発電の方法によって違いがありまして、太陽光や風力発電といった再生可能エネルギー由来の電力については温室効果ガス排出係数がゼロでありまして、ちよだ5つのゼロ宣言で示した温室効果ガス排出量ゼロを達成するためには、これらの電力を利用することが必要であると考えております。

このため、先ほどの橋本和之議員の質問にありまして、エネルギーの地産地消プロジェクトに参加し、クリーンプラザで発電された電力を使うことで温室効果ガスの削減に努めてまいります。また、今後は公共施設への太陽光発電システム、また蓄電池の導入も検討しながら行政としてゼロカーボンシティに向けた取組みを進めていきたいと考えております。

それから、企業に対してのところでございますが、群馬県におきましては5つのゼロ宣言実現条例の制定を予定しておりまして、工場、事業所への再生可能エネルギーの利用設備の義務づけ、また事業者に係る再生可能エネルギー導入状況の提出、公共制度の新設が盛り込まれております。今後は、新規工業団地など、工場や事業所についてもこういった再生可能エネルギーを使用した取組みが進んでいくものと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ご丁寧な回答ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思います。ただ、どう順番つけて、どういう展開していくというのはこれからもちろん試行錯誤しながら、あるいは先進地等の情報を得ながら、千代田町らしきが出るような方策をつくっていただければと思います。

ちなみに、ほかの市の話をしてもまだすぐにはぴんとこないところあるのですが、もう早くも新年度予算の公表がされてまいりました。その中で、群馬県内の話です。富岡市が太陽光次世代自動車の導入、環境基本計画4月素案とあります。また、環境基本計画には、町としてはまだ先の話になりますが、そういったことでもう既にスタートしていくと。そして、藤岡市においては地域再生可能エネルギー導入計画策定事業、安中市においては地球温暖化対策事業、渋川市においては地球温暖化対策推進事業ということで予算化しております。また、群馬県ではぐんま再生可能エネルギープロジェクトということでございます。

ある大学の先生がこう申しています。「地域、金融機関、産業界が連携し、再生可能エネルギーで稼働する再エネ工業団地などの準備を進めるべきである」と。先ほど私申し上げたことですが、今後も再生可能エネルギーの利活用、そしてCO<sub>2</sub>の削減、ちよだ5つのゼロ宣言の中で温室効果ガスゼロ、災害時の停電ゼロ、プラスチックごみゼロと、もちろんほかにも自然災害による死者ゼロ、食品ロスゼロとあるのですが、今回のテーマとして見たときには温室効果ガス排出量ゼロ、プラスチックをゼロと、そういったことで十分考えて、これから我々議会に対してもいろんな意味で意見交換しながらやっていただければと思います。

そして、最後の質問になります。こういった電気使用時におけるCO<sub>2</sub>排出についての考えとして、

住民にできることは、再生可能エネルギーの使用、省エネ、節電の取組み、あるいは太陽光等の発電施設の設置など。千代田町として金額はちょっと私今分かっていませんが、そういったものに対しての補助金の在り方とか、今後こんなふうにと考えると、将来的な思考がありましたらぜひご答弁お願いしたいと思います。坂部課長、お願いします。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

住民の方々にできる温室効果ガス排出抑制の取組みにつきましては、先ほど申し上げた行政での取組みと同様に、まず節電を心がけていただき、使用する量を削減しつつ、電化製品の買替えに合わせて省エネ製品を選んでいただければと思います。

また、使用する電力につきましては、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えたり、自宅に太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備を設置することによりまして、更に温室効果ガス排出量の削減を図ることができるのかなと思います。

本町では、再生可能エネルギーの普及のため、住宅用の太陽光発電システム設置補助金を行っておりますが、令和4年度の予算では蓄電池の設置に対しましても補助金制度のほうを設けたく、このたび予算計上をさせていただいております。群馬県においては、太陽光発電システムの共同購入事業など再生可能エネルギーの普及を行っておりますので、こういった県の取組み、補助制度なども有効に活用して、温室効果ガス削減を図っていただければと考えております。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） 想像以上に回答がすばらしかったです。そういう言い方いけないですね。しっかり考えていただいて、誰もが参加しやすい、あるいは補助金を利用して太陽光、ソーラー発電システムといいますか、導入しやすい。

また、ちょっと課長の答弁にありましたけれども、実は蓄電池が非常に高いのです。全体の設備として見たときもそうなのですけれども、そういったことでやっぱり何らかの補助があるとハードルが少し下がるといいますか、導入しやすくなるのかな。県として今度は共同購入、それ分配受ければその分の大量消費するわけですから、金額的にも安くなるのかなと思います。ありがとうございます。

良質な地球環境を将来の世代に引き継ぐ責務を果たすため、先ほど申し上げましたが、全ての世代にわたり一人一人が良質な環境が有限であることを私たち本当に肝に銘じなければいけないと思います。意識しなければいけないと思います。日常生活、事業活動でのCO<sub>2</sub>、二酸化炭素、メタンなどの排出を少しでも削減するなど、環境負荷を小さくして、地球温暖化防止対策について、やはり同じことを申し上げて恐縮ですが、三位一体となり、積極的な取組み、環境の保全をしっかりと行っていくべきと考えます。

それでは、まとめに入らせていただきます。IPCCの報告書というのがございます。それで、私もこれを実は見てびっくりしたのですが、「温暖化36億人対応できず、不可逆的な影響も」とありま

す。少しだけ話をさせていただきます。国連の気候変動に関連する政府間パネル、I P C Cは地球温暖化による影響に関する新たな報告書を公表したとあります。世界人口78億人のうち33億から36億人は気候変動に対応できない沿岸部や途上国に住んでいると指摘、警鐘を鳴らしたとあります。人間の活動による気候変動で酷暑や大雨、干ばつなどの異常気象が増え、自然や人間の適応能力を超えて不可逆的な影響も出ている。気候変動が人間の幸福と地球の天候を脅かしているのは、科学的に明らかであります。日本を含むアジアは、熱波や干ばつ、洪水などが確実に増えてきております。これは、I P C Cの報告書でございます。それを本当に短く今読み上げたわけですがけれども、千代田町においてもやはりそれが順次じわりじわりと来ている。暑い夏があれば冷夏の夏もあるかもしれません。少雨のときもあれば大雨のときもあるでしょう。そういったことで、私たちはいかに地球に優しい、そして自分の生活をエコにすることによって地球環境、地球温暖化だけではないですね。海洋汚染から、森林破壊から、何でもあるという言い方ないですが、あるわけです。私たちができることから、そして三位一体となって新しい地球、優しい環境、住みやすい千代田町をつくるために頑張っていければと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で11番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、川田議員の登壇を許可いたします。

9番、川田議員。

[9番（川田延明君）登壇]

○9番（川田延明君） お世話になります。議席番号9番、川田でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

さて、高橋町長、2期目も2年が過ぎようとしています。数々の施策も順調に進められ、前任者が残した課題というか、なし得ることができなかった区画整理事業の完成、そして商業用地への企業誘致、新規工業団地の造成、更には次の工業団地の準備とスピード感を持って活躍されています。町の発展性において、すばらしい貢献であると思っております。

また、ふるさと納税では昨年12月の上毛新聞の一面において、千代田町ふるさと納税額群馬県内最多額を更新、12月末時点で16億円超という偉業とも言うべきすばらしい成果を成し遂げました。我々も含めて、千代田町民全ての人が新聞を見て驚き、笑顔になったと思います。最終的には18億円になるという見込みを聞いています。町民がまた笑顔になるように引き続きよろしく願いしたいと思います。これは、町長をはじめとする役場職員の努力の結果だと思えます。民間であれば、臨時ボーナスに値する働きです。このような働きに対して、もっと更にやる気の出るようなご褒美といいますか、報奨金制度、表彰制度、考えてあげたらどうかなと思うわけですがけれども、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今年の1月26日の上毛新聞の一面を飾ったふるさと納税の記事は、大変大きな反響がありました。「千代田町16億円超、県内最多額更新」という見出しがインパクトを与え、町内外を問わず、記事を目にした人からふるさと納税に関する本町の取組みについて非常に高い評価をいただきました。これも担当する職員や企画財政課が現状に甘んじることなく、創意工夫を重ね、また失敗を恐れずに新しいことへのチャレンジした結果であり、こうした並々ならぬ努力に改めて敬意を表する次第であります。

県内はもとより、全国から注目される人財が本町の職員であることを大変誇らしく思うと同時に、今回の成功事例が手本となり、ほかの職員のモチベーションを高める効果が生まれればと期待しております。私は、人財育成の面で信頼して任せること、褒めること、そして感謝することが何より大切だと感じております。そういった意味でも、成果に見合った評価は非常に重要なことであると思っております。現在、本町では人事評価の中で業績についての評価を行っておりますが、この評価は勤勉手当、いわゆるボーナスの一部にも反映されるわけでありまして。

また、表彰制度でも千代田町職員功労者表彰規程の中で、町の公益に関し、特に功績が顕著な職員を表彰する制度もあります。今回の功績は、職員功労者として表彰にも十分値するものであると考えております。

いずれにいたしましても、今回のふるさと納税についての成功事例は職員一人一人の業務に対する取り組み方についていい手本となり、組織として非常に大きな成果、波及があるものと考えております。今後は、今回の事例を基に職員のモチベーションをより高めていけるよう処遇面でもしっかりと対応、検討をしてまいりたいと思っております。

私も議員の述べられたように、民間ですと臨時ボーナスというのがあるのですけれども、我々のこの行政というのは号給制度でありまして、簡単に言いますと人事評価というものがあります。5段階なのですけれども、その評価等も勘案しながら、それがまた職員の勤勉手当、いわゆるボーナスにそれは反映されていくという状況になっております。

また、功績を残した職員においては、先ほど述べたように今後の人事等も含めた中、いろいろその処遇、それに対する対応も考えていく必要があるかなど、このように考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 9番、川田議員。

○9番（川田延明君） 大変ありがとうございました。今回の件に対して十分に評価をしていくということでございます。職員のよりやる気を出す一番の力になると思っております。

それと、我々も含めて様々な意見や要望、そして提案や企画、それによって町が潤い、町の発展につながっていくということが今回改めてよく分かりました。これからも職員はもちろん、町民みんなで協力し合い、知恵を出し合っていければと願っております。

また、参考までにお話しいたしますが、平成29年7月に総務文教常任委員会というのがあったのですが、それで茨城県の境町に視察研修をさせていただきました。その中でふるさと納税の多さにびっくりしたわけです。千代田町がまだ1,000万いかないぐらいのときでした。50億から60億の金額のふるさと納税額、そのときは還元率が50%を超えるぐらいのときだったですから、現在は若干下がって30億ぐらいですか、でも関東で1位、2位を争う納税額になっております。現在も返礼品等いろいろ苦慮しながら、今までは300件ぐらいの返礼品のアイテムだったのですが、昨年から562件に増やすなど、積極的にまだ取り組んでおります。今回、本町においても更に頑張りたいと思います。

さて、次の質問です。建設環境課、坂部課長に質問いたします。千代田町は、国道も鉄道もありません。しっかりとした基本構想の下に都市計画を進めていかななくてはなりません。町では令和3年から令和10年の8年間、第六次総合計画を立てました。私は、町の発展には道路が一番大事であると思っています。道路があって住宅ができる、そこにインフラが整い、自然と住宅やお店ができてくるというのがごく一般的であると思います。

そこで、伺います。都市計画道路はどのように決定され、どのような時期に執行されるのか。

平成12年の4月でしたか、新規都市計画道路6路線が決定されました。そのときの決定6路線で現在実行されたのは、区画整理に絡んだ2路線となっています。着手に至らない理由と今後の予定を併せてお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、本町では平成12年4月、おおむね20年後の町の姿を見据えた都市計画道路6路線が計画決定されました。都市計画道路は、計画的なまちづくりを推進する上で町の骨格を形成し、町内における機能的な道路交通網の強化、近隣市町との広域的な連携など、都市活動を確保するために非常に重要な道路であると言えます。

現在までの都市計画道路の整備状況でございますが、大泉町内にあります大根工業団地と主要地方道足利・千代田線を結ぶ新福寺北部幹線につきましては、現道が都市計画道路と同等の機能を有するため、交差点部を残し、概成済みとなっております。

また、土地区画整理事業によりまして、事業区域に含まれる上宿北野分線、それと赤岩新福寺線の一部が整備をされました。その後、赤岩新福寺線につきましては、近隣市町を結ぶ町の東西交通軸として大変重要な広域幹線道路でありまして、本町のまちづくりに欠かすことのできない道路であることから、区画整理区域から西側の主要地方道足利千代田線までの間や東側の県道赤岩足利線までの間の整備を実施、現在は県道赤岩足利線の東側から町道27号線、通称広域農道を結ぶ赤岩新福寺線の延伸事業を実施しております。この延伸路線が整備されますと、大泉町から明和町の川俣駅や国道122号線バイパスまでの利便性が格段に向上し、相乗効果による地域経済の活性化が図られることから、まずはこの延伸路線を優先事業として捉え、完成を目指して事業を実施してまいりたいと考えております。

す。

今後につきましては、利根川新橋へのアクセス道路、(仮称)西邑楽三町地域広域幹線産業道路、国道293号線の延伸事業など、様々な動向を踏まえた上で本町の整備すべき都市計画道路の優先順位を決定し、整備してまいりたいと考えております。

○議長(柿沼英己君) 9番、川田議員。

○9番(川田延明君) 優先順位をつけながら順次ということだと思いますが、町にとっても町民にとっても大変重要な決定事項であると認識しています。次々と新しい事業に取り組んでいますので、説明を受けたようにできる限り、優先順位をつけながら順次ということになってくるのは仕方ないと思いますけれども、一度決定された都市計画道路は今後どうなっていくのだろうと思うわけです。

1か所だけちょっと突っ込んで聞きたいのですが、既に決定されている路線で藤原早渡線というのがあるのですが、520メートルほどの短い路線です。この場所は、以前水路として使われていたと思うのですが、50年以上前から使用されておりません。そんな状況ですから、雑木が生い茂って、危険区域状態になっておると思います。もしここを全然手をつけないのであれば、町としては管理する義務があるのではないだろうかと思うわけですが、どんな対応をしていただけるのか、お聞かせ願えますか。

○議長(柿沼英己君) 坂部建設環境課長。

○建設環境課長(坂部三男君) ご質問にお答えいたします。

藤原早渡線決定延長が520メートルという路線だと思うのですが、多分現道は今の道路からちょっと中島の消防詰所から五叉路のほうへ向かって行って、現道と若干かぶる部分もあるかと思うのですが、基本は議員がおっしゃったとおり現地とすると以前そういったものがあつたところであるということで、町のほうで管理はどうかということなのだと思いますけれども、基本的に都市計画道路の都市計画決定をしたからといって、その路線予定区域を町が全てを管理するというものではございません。ただ、現地が水路があるとか、道路の形態があつたとか、そういったところにつきましては都市計画道路とはまた話が違うのですが、町の公共施設であれば町のほうで管理していかなければならないのかなというふうには思うのですが、そういったところで現地のほうをもし確認をさせてもらって、必要であればそういった形で現地調査のほうをさせていただければと思います。

○議長(柿沼英己君) 9番、川田議員。

○9番(川田延明君) 分かりました。ありがとうございました。

次の質問です。現在、利根川新橋建設問題は確実に一步ずつ、少しずつ前に進んでいると思います。正直言って利根川新橋は、あと何年、何十年かかるか分かりません。しかしながら、千代田町の今の現状といたしまして、国交省の認可が早いうちにいただけることを前提にして、本町の都市計画は進めていると思います。ならば、整備が終了している都市計画道路沿い、なかさと公園付近、新橋予定

地近辺を用途変更をして、開発可能にしておくべきではないかと思うわけであります。道の駅ですとか、ショッピングセンターが出店できるように考えていただきたい。

特に道の駅に関しては、埼玉県側に先を越されないように対応を急ぐ必要があると思っています。期限をつけさせていただくなら、なかさと公園から明和につながる先ほど話に出ました延伸道路開通前までには、条件をクリアにしておくべきではないかと思いますが、都市整備課長にお伺いいたします。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

利根川新橋予定地付近から現在整備しております都市計画道路赤岩新福寺線沿いにおける商業用地の確保についてでございますが、この周辺区域につきましては市街化調整区域として開発を抑制すべき区域であるとともに、農業振興地域内農用地として集団的に存在する優良農地であるため、商業用地としての土地利用については、都市計画における用途地域の設定が必要となります。

用途地域の設定に当たっては、本町は線引き都市計画区域であり、原則として市街化区域において用途地域を設定することから、設定の前提として県の決定事項となり、区域区分の変更、市街化区域への編入が必要となってまいります。

区域区分の変更については、おおむね5年ごとに行われる定期見直しにて変更を行いますが、変更にあたっては県の都市計画区域マスタープラン、町の都市計画マスタープランへの位置づけ、更には県の商業フレームが必要となりますが、令和3年度に改訂しました町の都市計画マスタープランにおいて、将来的な土地利用を示す構想エリアとして議員のご指摘している場所については位置づけをしております。

今後の利根川新橋建設や都市計画道路の状況を注視しながら、定期見直しにおいて区域区分の決定権者である県と協議を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど荻野課長のほうから答弁があったとおりなのですが、川田議員のほうから橋が将来的にできることを想定して、早めにやったらどうだと、このような質問かなと思うのです。私もそのように思います。ただ、そのように思うのですけれども、手続のことはいろいろあるわけです、先ほど説明したとおりなのですが、将来を見据えて考えていけば橋ができてからそこを開発していくのは今までの町のやり方というか、それではちょっと遅いのかなと思っています。今回先ほど言った町のマスタープランとか第六次総合計画にもあの辺の開発のことも盛り込んであります。それが第一歩なのです。それを盛り込まないと、我々が幾ら県のほうと協議を出しても、なかなかこれは受け入れてもらえないという状況ですので、それを第六次総合計画とマスタープラン

にも盛り込んであります。これからいろいろ庁舎内で検討していきながら、まだルートも決まっていないのですけれども、おおよそこの辺も開発していかなくてはならないというのは庁舎内で分かっていますので、その辺も含めた中でこれからいろいろ協議をしていこうかと思えます。

今日もまた農業委員長も見えていますけれども、あの辺は先ほど言ったように農地ですので、特に青地、優良農地ですので、その辺も含めた中で協議をしていければと、このように考えています。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 9番、川田議員。

○9番（川田延明君） いろんな手続があることは承知しております。ただ、やはりできる限り敏速に事前にそういう手続等をクリアしておくべき必要があるのではなかろうかということをおし伝えておきます。

それから、この件をお伺いした理由はもう一つあります。利根川新橋の予定に併せていうと、西の地域、中島、新福寺、福島方面の方々は、大泉方面とか太田方面に買物を余儀なくされているわけです。地域の皆さんの利便性が損なわれて、町にとっても不利益になっているのではないのかということ、そのことをお分かりいただければ、この件については私は早くやってくれば結構です。よろしくお願ひいたします。

このことを町長にも確認したいと思ったのですが、先ほど先に町長が説明してくれたので、町長よろしくお願ひいたします。

さて、次の質問です。利根川新橋を利用した活性化事業についてお伺いします。本町は、利根川流域左岸に沿って東西に延びる平たん地にあり、古くから江戸の水軍の拠点として反映した歴史があります。ちょっと簡潔に申し上げ、平成29年度に経済課より企画提案された利根川を利用した活性化事業についてお伺いします。産業観光課、荒井課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

平成29年に提案させていただきました活性化事業についてのご質問でございますが、この事業はJA 邑楽館林の支所再編に伴いまして、永楽支所の移転が前提の活性化事業でございました。永楽支所の移転後の跡地を利用して、利根川の利用者をメインターゲットとする町の観光拠点の一つとして整備したいというものでございました。

施設の概要といたしましては、利根川から近いという利点を生かしまして、ウォータースポーツやサイクリングの愛好者が気軽に立ち寄れるような休憩施設、また芸術の拠点となるような、本町出身の書家や芸術家による作品展示ができるような2つの要素を兼ね備えた複合施設ということで考えていたものでございます。しかしながら、JA 邑楽館林の支所再編に伴う移転につきましては、移転先の候補地について町も協力させていただき、検討、協議を行いましたが、移転先に適当な場所がなく、既に議員の皆様もご承知のとおり、これまでの永楽支所の土地に再編した千代田支所が今年の11月に

開所しておるとおり、移転については断念をしたというのが現状でございます。

よって、支所再編に伴う移転ということが前提の事業でございましたので、とても残念ではございましたが、この事業については白紙ということになったものでございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 9番、川田議員。

○9番（川田延明君） 今白紙という言葉聞いてちょっとがっかりしたのですが、この事業は千代田町を活性化させるためには非常にいい企画であるなと前々から思っていました。いつになったらできるのだろうなというところに思ってきて、今のJAの支所が移転すると、そのままあの土地を使用するのだということになったかと思えますけれども、非常にいい企画であったので、今も申し上げましたけれども、非常に残念です。今後同じような企画といたしますか、考えるところはあるのか、その辺だけ回答願います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 端的に申し上げますと、当初はあそこで予定していたのですけれども、永楽支所がほかに移転できないと、ですのであそこに再編をして、本所を置くと、千代田農協ですね。です。我々もそこで考えたのが先日、昨年オープンした保健福祉総合センター、あそこをオープンさせまして、書家とか、あとは絵画等々を開催ができるようにしました。1つ足りないのがウォータースポーツやっている方たちがそこで軽食を食べたり、それが足りないのです。その件については、また今後のいろんな部分の町の協議する課題かなと思っていますので、絵画を展示したり、更には書を展示したりするのはあそこの総合福祉センターのほうにオープンをさせました。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 9番、川田議員。

○9番（川田延明君） 分かりました。どうしてもそこを利用できないということになったわけですが、何とか考え方については千代田町のにぎわいといいますか、ウォータースポーツ関係の方たちは自然な形で集まってくるわけです。そんな中で、新たな町の活性化をつなげていければと期待しておりました。

それと同時に、先日ウォータースポーツだけでなく、なかさと公園と連携した様々なスポーツができる、そういう東京と同じような河川敷公園、例の利根川水系の総合演習場の整備が行われたのですけれども、結局新型コロナウイルスの影響で中止になってしまっています。そのところは、なかさと公園と連携した様々なスポーツができるように河川敷総合公園を造ってもらえないかなということで質問しようと思っていたのですが、5分過ぎてしまいましたので、質問については終わりにしたいと思います。これについてはペンディングにさせていただきます。一応町の発展性、町のにぎわい、多くの人たちが集う、そういった河川敷公園ができればと思っています。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で9番、川田議員の一般質問を終わります。

ただいまから2時半まで休憩といたします。

休 憩 （午後 2時12分）

---

再 開 （午後 2時30分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、3番、原口議員の登壇を許可いたします。

3番、原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） 議席番号3番、原口です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

質問の内容ですが、インクルーシブについての質問になります。

まず最初に、障害者対策の基本理念について伺いたいと思います。障害者の基本理念では、障害者の定義を身体的障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当の制限を受けるものとしています。障害の種類には身体障害、知的障害、精神障害の3種類に分類され、中でも身体的障害が占める割合が最も高いと言われていています。身体的障害者とは、身体の機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態のことを身体障害と認識されているものと思います。

そこで、住民福祉課長の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

千代田町第六次総合計画にあります基本施策2で、元気に健康で暮らせるまちづくりを掲げておりますが、その実現のための一つとして、障害福祉の充実に取り組んでいるところでございます。

また、令和3年3月に策定されました千代田町障がい者福祉計画では「共につくろう いつまでも安心して暮らせる 地域共生のまち」を基本理念としております。本町では障害のある方もない方も互いに個人の尊厳を尊重し、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、多くの施策に取り組んでおります。

幾つか例を挙げますと、障害に対する理解を深める啓発の推進。社会参加の推進。相談支援、生活支援の体制づくりの推進。早期発見と早期支援の充実。療育、教育の充実。生活環境の整備などがあります。厚生労働省の統計によりますと、日本の障害者総数はおよそ936万人、そのうち身体障害者は436万人でございます。一般的に身体障害者としてイメージされる手足が不自由な人は、肢体不自由という身体障害で、436万人中200万人弱で最も多く、それ以外には内部障害、聴覚・平衡障害、視

覚障害、音声・言語障害などがございます。身体障害者とは先天的、あるいは病気や事故の後遺症などの後天的な理由で身体機能の一部に障害を生じている状態のことと認識しております。身体障害者という場合は、法の定義の上では身体障害者福祉法に基づいて身体障害者手帳の交付を受けることができ、その等級別に受けられるサービスもあります。

今後も身体、知的、精神障害のある在宅生活者の日中活動や居住の受皿の確保、居宅介護や移動支援など生活支援サービスの拡大に努め、全ての人が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活や、社会生活を営むことができる共生のまちづくりを目指して、障害福祉の充実を推進してまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。インクルーシブについて伺いたいと思います。インクルーシブとは日本語にすると包み込むような、包摂的という意味になります。英語ではエクスルード、除外の対義語であるインクルードが語源とされております。インクルードですが、誰も排除しない社会を目指すという考え方と認識しています。日本語で聞いてもちょっと分かりにくいというがあるので、自分なりに大体意識したのですけれども、仲間ということになると思います。仲間になれる社会の実現に当たり、スペシャルニーズのある人たちを社会参画にさせてあげるといふふうになったり、分断されているところから手を差し伸べることが語られがちですが、それでは本当の仲間になりにくいと思います。本当の仲間になるためには、子供の時代からいつも一緒にいることで違いを普通のことと捉え、無理せず自然に仲間になれる心と方法を知っている大人が社会に増えていくことから始まると思います。

これまでの社会の在り方ですが、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障害の有無などによって多くの人々を分け隔ててきました。これからは、誰一人取り残さないをテーマに掲げるSDGsの達成に向け、インクルーシブな考え方が様々な場面で取り入れられる動きが社会全体に広がっていることと思います。SDGsでは、10番で人や国の不平等をなくするという項目があります。そのSDGsの中のターゲットですけれども、その中の2番では「2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。」と記載されています。インクルーシブな社会は、子供の時代からつくられるものと考えます。障害のある人もない人も分けずに包むような概念であると私は考えます。住民福祉課長の見解と概念をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

インクルーシブは、ソーシャル・インクルージョンの社会的包摂という言葉から来ており、これはあらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うとい

う社会政策の理念を表した言葉となります。障害のある子もない子も共に学び、共に育つことができるようにしよう、最初から分けずに包み込もうという概念だと思っています。これまで他人との違いにより一部の人を外へ追い出す、のけものにするという排他的、排他的な状況が生まれていた環境があり、その対象となる代表格に挙げられるのが障害のある方たちでした。障害のない方たちは、障害のある方たちの生活や思いを知る機会も少なく、排除したつもりがなかったとしても障害のない方たちに都合のよい社会が長年にわたりつくり上げられてきました。こうした社会から誰もが排除されず、誰もが多様性を認め合う暮らしやすい環境をつくっていくことで、インクルーシブ社会を整備していくことが重要だと考えております。

なお、位置づけとしましては、障害を抱える方や高齢者にとって暮らしやすいバリアフリー社会の構築が進んでおりますが、これを更に一步進めようとしているのがインクルーシブ社会です。障害だけでなく、性別、年齢、国籍、宗教、文化などの多様性、ダイバーシティを認め合い、共に暮らしていく社会をつくろうというインクルーシブ社会は、日本のみならず、世界でも重視されています。

また、2015年に国連サミットで採択されたSDGs持続可能な開発目標においても、全ての人に包括的、かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することが挙げられています。ここでいう包括的とは、まさにインクルーシブのことです。インクルーシブ社会、これからの社会が目指すべき指標であると考えております。

また、SDGsには17の目標と169の詳細な目標ターゲットがございますが、その10番目の10個のターゲットのうちの2つ目でありますが、2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進するとなっておりますが、私たちにできることはお互いの違いを認め合い、理解すること、そして啓発イベントに参加すること、またボランティアなどに参加すること、手話などに興味を持ったり、学んだりすること、募金をすることなどがあるかと考えております。

いずれにいたしましても、今後も障害福祉を含め、関係部署や関係各所と連携いたしまして、SDGs達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。

次に、インクルーシブ公園について伺いたいと思います。SDGsの11番、住み続けられるまちづくりのターゲットの中で7番目の項目です。「2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。」と記載されています。

そこで、インクルーシブ公園ですが、障害の有無にかかわらず、子供たちが安全に遊ぶことのできる公園のことです。国交省のガイドラインでは、遊具についてのバリアフリー化が定められていないことから、地方独自で行う必要があると思います。ある公園、都立の砧公園ですけれども、その広

場では地面にゴムチップが敷かれ、転んだときの衝撃を小さくする工夫が施されています。

また、支える力が弱い子が揺れる感覚を楽しめる大型ブランコや車椅子に乗ったまま遊具の中を通ることができる複合遊具が整備されています。子供は、遊びながら成長する場所は公園ではないでしょうか。障害のある子もいない子もみんなと一緒に遊べる遊具、公園が必要と考えます。本町にはなかさと公園とか東部運動公園等多数の公園が整備されていますが、障害のある子供が安全に遊べる遊具及び公園がありません。

そこで、総合保健福祉センターの敷地の一角にインクルーシブ遊具を設置されてはと思います。例えばツインサンドボウルテーブル、または3連サポートつきブランコ等の設置をする考えはあるのかをお伺いしたいと思います。住民福祉課長の見解をお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

インクルーシブ遊具については、障害の有無や年齢、性別にかかわらず、多種多様な人たちが利用できる遊具として認識しております。調べてみますと、インクルーシブ公園が日本に初めて誕生したのは2020年であり、東京都世田谷区の砧公園内でした。その後、東京都豊島区のとしまキッズパーク、続いて神奈川県藤沢市の秋葉台公園にインクルーシブ遊具が設置されたようでございます。子供は、遊びを通して成長します。同じ場所で一緒に肩を並べて遊ぶことで、互いに違いがあることを理解し、認め合えるようになることと考えております。

現在、総合保健福祉センターにあります遊具については、児童センター用に設置されておりますが、町では都市公園をはじめとし、児童福祉施設や教育施設においても多くの遊具が設置されております。今すぐに総合保健福祉センターにインクルーシブ遊具を設置することは考えておりませんが、調査研究はしていきたいと考えております。全国のインクルーシブ公園の整備状況や利用状況、導入に当たっての課題などを整理し、また関係部署等にも相談していきたいと思っております。

また、SDGs 11番目の目標の7つ目のターゲットにつきましては、全ての人々に緑地や公共スペースを提供することを目指されていると認識しております。これまでも段差をなくすなどのバリアフリー化や、色や文字に配慮したユニバーサルデザインを意識した施設等の整備に努めてまいりましたが、今後も誰もが安心して利用でき、かつ環境に配慮した公共の場所となるよう引き続き推進してまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。インクルーシブ遊具設置は今すぐは無理ということなので、調査研究、これを引き続きお願いしたいと思います。

その関連の質問になるのですが、もしインクルーシブ遊具が設置された場合のこの質問になります。総合保健福祉センターの東西にあるフェンスの一部を開放して、西こども園の園児とかCOMハウスの高齢者、保健福祉センターで交流できるものと考えます。

そこで、インクルーシブ遊具がもし保健センターに設置されたとき、そうすると障害者と園児、高齢者が一緒に集う施設になるということが考えられます。そうすることによって、高橋町長が以前に言われた言葉ですが、赤ちゃんからお年寄りまで、全ての町民がそこで集える施設になるかと思えます。その辺の見解、これを住民福祉課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

総合保健福祉センターは、赤ちゃんからお年寄りまで幅広い世代が集い、明るく健康な日々を過ごせて、新たな交流を生み出すコミュニティーづくりの場として不特定多数の方々にご利用いただいております。一方、こども園は通園者及び関係者による利用が主となっております。未満児から就学前までの乳幼児が日中を安全に楽しく過ごす場所となっております。

現在、西側の西こども園との間のフェンスには2か所開閉式の扉が設置されておりました、お互いに行き来ができる状況となっております。保安全管理上の問題から、通常扉は開けておりませんが、催物があるときや緊急時などには扉を開放し、交流や避難が行える環境となっております。反対に東側の高齢者施設については、法人管理の所有地で介護保険対象の利用者もおり、保安全管理上の問題もありますことから、フェンスの開放は難しいものと考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、総合保健福祉センターは児童から高齢者まで幅広くご利用していただきたい施設でありますので、議員皆様のご理解、ご協力もいただきながら今後も誰もが交流できる憩いの場となるよう、環境を整えていきたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。これからは障害のある、ないという関係なく、仲間として一緒に施策等を考え、行動に移していきたいと考えています。

以上で議席番号3番、原口の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（柿沼英己君） 以上で3番、原口議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、大澤議員の登壇を許可いたします。

4番、大澤議員。

[4番（大澤成樹君）登壇]

○4番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議席番号4番、大澤です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、子供の安心安全対策について通告に従いまして、質問させていただきます。教育長、よろしくお願ひします。

今回の質問ですが、令和2年9月定例会の一般質問において少し触れさせていただいたわけですが、令和3年度新規事業ということで、子ども安全協力の家のぼり旗作成ということで30万円が計上されました。また、来月には入学、進級の時期を迎えるに当たり、改めて現状と今後の運用についての考え方をお聞きしていきたいと思ひます。

前回質問させていただいたときの答弁では、安全協力の家登録件数が58件で、対象は通学路や危険箇所等に近い民家や事業所等をお願いをしているとのことでありました。2年近くが経過し、新規事業の影響もあるのか、町内には多くののぼり旗が見受けられます。また、通学路以外の場所にも多くののぼりがあるように感じますが、現在は町内に何か所安全協力の家があり、設置基準は以前と変わっていないのか、どのようになっているのか、教育長にお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

子ども安全協力の家は、登下校時の児童生徒の緊急避難場所として利用できるよう住民の方々のご協力により設置しております。ご質問の設置状況でございますが、前回ご質問いただいた令和2年9月の時点では58件でしたが、現在は93件に増えております。

設置基準につきましては、明確に規定しておりませんが、これまでは基本的に通学路沿いや危険箇所周辺で協力者をお願いしておりました。しかしながら、近年の子供を取り巻く状況を鑑み、町全体で児童生徒の安全安心の確保を図る必要があることから、現在は通学路沿いに限らず、より広範囲に子ども安全協力の家が設置できるよう取組みを進めております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。通学路以外においても安全協力の家、あの黄色いのぼりの旗があること、私は重要ななと思っておりますので、93件まで増えたということでご答弁いただいたわけですが、令和2年度までは自宅の玄関にステッカーを貼っていただいていたのだと思うのです。なので、なかなか周りから見たときにどこが安全協力の家だったのか、58件が実際どこにあったのかというのも分かりづらい状況であったと思いますし、子供たちも全部通学路どこにあるのだというのを覚えるのも大変だったのかなと思っております。ただ、今どこから見てものぼり旗が高く風になびいている状況を見ますと、視認性もよくなりまして、設置数も倍近くまで増えたということで、大変うれしく思っております。

また、町ホームページでもこれ募集をかけていたのだろうと、協力者の募集をかけていたということは存じ上げているところでございますが、それだけでこの93件ということで協力者が増えたのかどうか、令和3年に設置件数が大幅に増えた理由、教育委員会としての取組みがあればお聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） なぜ増えたのかということでご質問にお答えしたいと思います。

近年、子ども安全協力の家の件数が減少傾向にあったことから、町教育委員会では令和3年9月号の町広報紙に「子ども安全協力の家を募集します」と題した記事を掲載し、町内の一般家庭や商店、事業所等を対象に協力者を募集いたしました。広報の記事をご覧になり、協力を申し出ていただいた方はいらっしゃいましたが、残念ながらそれほど多い件数ではありませんでした。しかしながら、記事掲載と同時に9月から10月にかけて、町教育委員会から地域の事業所等に対し個別に電話や訪問をさせていただき、本事業への協力を直接依頼したところ、多くの方にご賛同いただきまして、協力者の増加につながりました。また、町長さんの指導もいただきました。

今後も子どもの安全協力の家の確保のため、引き続き事業の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。ホームページと町広報紙だけでこれだけ増えたというふうには私も思っておりませんでしたので、新規事業に合わせて教育委員会さんのほうで汗をかいて動いていただいた結果なのだろうというふうに思います。

ただ、先ほど教育長もおっしゃっていたとおり、そんなに件数はなかったということではございますが、現在ホームページのほうは見れなくなっているはずでございます。また、この4月、進級、入学の時期を控えて、改めて町広報にも募集をかけていただいてもいいのかなと思いますので、引き続き新規募集してほしいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、今後の運用方法についてお聞きをいたします。私がPTAの役員として小学校で携わっていた頃は、総会の前に地区ごとに分かれて通学路内にある安全協力の家に持っていくお願い文とともに、地区の担当で一件一件お願いに行っていました。先ほどもお話ししたとおり、通学路以外の部分にも多くの協力者がいらっしゃいます。管理者が誰で、実務担当者は誰なのか、教育委員会と学校との連携がどうなっているのか。既存協力者58件については、今までどおりお配りをするという形を取るのであると思いますが、令和3年度新規で協力していただいた、特に通学路以外の部分の協力者の方についての対応をどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） まず、通学路の安全ということではなくて、子ども安全協力の家の管理がどのようになされているのかということからまずお話を申し上げたいと思います。

子ども安全協力の家の協力者名簿の管理ですけれども、町教育委員会で行っております。また、協力者の訪問や継続の意思確認などは、各小学校及びPTAが行っております。大澤議員さんが行っていたときと同じやり方をしております。

このたび新たに追加となった協力者につきましては、今までの協力者を含めまして名簿を更新し、

各小学校に提供しております。今後につきましても、地域の皆様の一層のご協力が得られるよう、学校やPTAの負担も考慮した上で町教育委員会、学校、PTAで引き続き協力、連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。令和3年度、新規でこれだけ多くの方に協力をしていただいております。設置されているのぼり旗についても劣化するでしょうし、協力者の状況というのも変わるかもしれません。1年に1回は、協力者のところへ確認に行く体制づくりは必要なのかなと思います。重要なのが、誰がいつお願いに行くのかということをしかり決めておいてほしいなと思います。学校側は、教育委員会の管理だと思っていたとか、学校に任せてあったとかというようなことのないようにぜひとも運用についてはお願いをしたいと思います。

次に、今後の展開についてお聞きをいたします。先ほども新規で募集を継続してほしい旨の話させていただきましたが、町作成の千代田町子ども安全マップの中には脅されたり、嫌な思いをした場所や痴漢に遭ったり、遭いそうになった場所等の情報が記載されております。これは、平成28年度版でありますので、町や学校ではもっと最新の情報も把握しているものと思います。現在の協力者データを基に、子ども安全マップとの整合性や空白地帯をなくしていく必要があると思いますが、今後新たな協力者を募集していくに当たり、どのように教育委員会で考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

千代田町子ども安全マップでは、小中学生の通学路と登下校の時間帯のほか、過去に事件等が発生した場所などが掲載されております。子ども安全協力の家の場所を含め、安全安心につながる情報を一元的に分かりやすく表示することで、より効果的にマップを活用できるようになることから、今後マップを更新する際には表示を工夫したいと考えております。

また、子ども安全協力の家が周辺にない空白地帯への対応でございますが、民家や事業所等が近辺に存在しないような場所もあります。全ての空白地帯をカバーするのは困難でございますが、今後も協力者を増やせるよう継続的に普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。今年、令和3年度教育委員会でこれだけの数を増やしたわけですから、データを基に空白地帯少しでも少なくなるようにしていただきたいなというふうに思います。安全協力の家が増えることで、もちろん抑止力という意味での効果もあるのだらうと思います。

ただ、教育委員会といたしましても危険な場所把握しているのだろうというふうに思いますので、その近くに協力してもらえる家、事業所があることが望ましいのかなと思います。核家族化が進む中においては、日中家に人がいないお宅も多いのかなというふうにと思いますが、少しでも子供たちの安心安全につながるように空白地帯をなくすべく、取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、周知方法についてお聞きをいたします。これは、また私の体験に基づくものですが、西小学校では年度初めの下校時にPTAの役員さんから子供たちに安全協力の家はここだよということで児童へ伝えておりました。東小学校では、入学説明会時に保護者へ伝えているということでしたが、現在子ども安全協力の家をどんな形で保護者、子供たちに周知をしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 子ども安全協力の家の周知についてでございますけれども、各小学校では入学説明会において保護者に周知したり、PTA地区役員との一斉下校時にPTAから児童に指導を行ったりすることなどにより、保護者及び児童への周知に努めております。

また、中学校においては生徒への周知や指導等については、今のところ特に実施しておりません。前と同じような形で周知をしているということになります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 以前お話を聞いたときと変わっていないということでしたが、変わっていないということは、それで十分に周知ができていようという教育委員会の認識なのだろうというふうに思いますので、子供たちや保護者にとって何かあったときに安全に立ち寄ることのできる場所なのだということをしっかりとお伝えをいただきたいと思います。

続きまして、活用についてお聞きをいたします。通学路を歩き、場所の確認を行うとともに、危険を感じた際には子供たちを守る安全協力の家に助けを求めよう指導していただいているものと思いますが、場所を子供たちが把握していたとしても、実際に知らない家に助けを求められるのでしょうか。

そこで、これはほかの自治体で行われている駆け込み訓練というのがあるそうでございますが、安全協力の家への駆け込み実践訓練についてどのように考えているのか。また、協力者の役割や通報、保護者等への連絡方法についても併せてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

子ども安全協力の家の協力者には、協力依頼や毎年度の継続意思確認を行う際に事業の趣旨や活動

内容、関係機関の連絡先等について文書でお知らせしております。子ども安全協力の家の協力者の役割は、万が一子供たちに何かあった場合に駆け込める場所を提供すること、また駆け込みがあった場合子供を保護し、必要に応じて警察や学校などに連絡していただくこととなっております。実践的な不審者対応訓練等につきましては、特に実施しておりません。今後も、なるべく協力者に負担がかからない範囲で協力をお願いし、子供の見守りや防犯に関することなどといった活動に資する情報の提供などにより、協力者の意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。今まだ数が93件ということで、これからもっともっと町内に安全協力の家増やしていくことが今の課題なのだろうというふうに思いますが、これがある一定の数に町内安全協力の家ののぼり旗が増えてきたときには、これだけの数があるのに活用されていないよねということが問題になってくるのかなと思うのです。約2年前の一般質問のときにも、使われている状況としてどうですかといったときに、把握されておりませんということの答弁だったのですが、もちろんそういう目に遭っていないのだということであれば問題ないのだろうと思いますが、そういうことがあったけれども、なかなか入りづらいなという子供たちがいたときにはやっぱりそののぼり旗がある抑止力だけで、それ以上の効果をなしてこないのかなという思いもあります。そこで、今回の実施訓練なんかやってみてもいいのかなというふうに思ったわけですが、ほかにも職員と子供たちが年度初めに挨拶訪問に行って、感謝の気持ちとともにお手紙をお渡ししたりするのもいいのかなと思います。

見守り活動は、私ちょっとあまり活動ができていない中で、毎年小学生の子供からいつも私たちの登下校を見守ってくれてありがとうございますってお手紙をもらうのが心苦しいという話をさせていただいたかと思いますが、そんな子供たちが安全協力の家の方と直接顔を合わせることで、より身近に感じることができ、困ったときに頼れる存在になると思いますので、ぜひともご検討をいただきたいというふうに思います。

次に、対象者についてお聞きいたしたいと思います。現在、子ども安全協力の家の対象者は児童に限定されているのかなと思います。中学生は部活動もあり、薄暗くなつての帰宅もあります。児童同様なことが登下校中に発生する可能性も十分に考えられるというふうに思いますが、私の認識違いかどうか、現状と今後の考え方についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 子ども安全協力の家の児童の対象についてをお話する前に、一番最後に先ほどお話のいただきました安全協力の家の人等を含めて、関係機関等の模擬訓練などを実施したらどうかという提案がございましたけれども、実施していただく家庭の立場を考えて、先ほど負担のか

からない範囲でということでも申し上げたのですけれども、そういうことを考えていくと必ずしもそういうことをすることがいいことではないというふうに認識しております。ただ、そういう人がたくさんいることは防犯上の観点から優れている方法だと思いますし、また実際に子供たちがその安全協力の家をどのくらい利用しているとかという数字も前に調べたのですけれども、ほとんど利用されていないというのが実態ですので、そういう状況の中でそういうことをしてもあまり意味はないだろうというふうに思います。それよりも啓発活動なり、それから議員さんも含めて、全員の人が町の子供たちを安全に見守るのだという、そういう姿勢を普及活動の中で展開していくことが大事なのかなというふうに感じているところです。

それでは、子ども安全協力の家の対象の児童がというところで、対象範囲について申し上げたいと思います。子ども安全協力の家は、小学校児童に限らず中学校生徒に対しても対象となっており、同様に利用することができます。

また、協力者に対しては小学校児童と中学生生徒の登下校時の安全安心対策として子ども安全協力の家を設置していること、また万一の際には先ほど申し上げたとおり警察署や小中学校に連絡していただくようにご案内を差し上げております。

ただし、先ほど答弁させていただいたとおり、中学校生徒に対しては周知する機会を設けていませんので、今後対応してまいりたいと考えているところです。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。中学校も対応をしていただいていると、先ほど周知のところでは中学校では特に改めての周知されていないという報告でしたので、当然ながらこれも対象児童ということで実施されている事業というふうに私認識していたものですから、中学生も対象ということであるとすれば、しっかりと中学生の皆様にも周知をしていただいて、登下校の安心安全につなげてほしいなというふうに思います。

次に、通学路の安全確保に向けた取組みを行うために、通学路安全推進会議というものが町で設置をされております。これは、教育委員会、建設環境課、総務課危機管理室、各小学校長、館林土木事務所、大泉警察署が連携し、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善、充実を行っているそうであります。現状を的確に把握するため、子供たちや保護者からの情報提供を取りまとめ、点検結果や対策内容については先ほどお話をした関係者間で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表が作成されているということでございますが、これは防犯上のためということで、一切公表はされていないようでございます。情報を提供する関係者以外、子供たちや保護者も対策の内容や進捗状況について知りたいというふうに思うのかなというふうにも思いますし、情報を発信してほしいなというふうに思います。教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） さらなる情報発信についてということでお答えしたいと思います。

千代田町通学路安全推進会議は、町関係課局、各小学校長、県館林土木事務所、大泉警察署で構成された通学路の交通安全確保に向けた取組みを行うための関係機関の連携組織であります。このところで交通安全を含めていろんな課題として対応しているわけですが、組織内容として毎月5月から8月を目安に通学路の危険箇所等について合同点検を実施し、箇所ごとの交通安全対策の検討及び実施、効果の把握や改善等を行ってきました。

この点検結果や対策内容につきましては、関係者で認識の共有を図るため、小学校ごとに対策箇所図及び対策一覧表として作成しておりますけれども、この内容につきましては、児童の通学路の特定につながり、犯罪上の問題も生じる可能性があるので、このことから公表はしないということになっておりますので、子ども安全協力の家等々の数字については構わないのではありませんけれども、と同時に通学路の特定につながることもありますので、慎重に実施する必要があると、これについては課題であるというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 安全安心の家ということで、推進会議と今お話が出ましたけれども、最近では大泉西小の学区のほうで、新聞にも載りましたけれども、子供さんが暴漢に襲われるという状況もありました。更には、全国でも通学しているときに車が通学の班のところに飛び込んでしまうというような状況もありますので、この協議会を通しながら、いろんな部分で連携取りながらやっていく必要があるかなと、安全対策と防犯も含めて、いろいろ推進会議の中で協議していく必要があるのかなと思います。

ちなみに、96と言いましたけれども、まだ旗が残っていますので、議員さんもみんな事業もやっておる方多いですから、議会が終わった後に1本、2本ぐらい持って帰っていただいて、皆さんも自分の家の分かりやすいところに、まだ何人かは立ってあるところもあると思うのですけれども、立っていない方は気持ちがあればぜひ持って行って、立てていただければありがたいなと思いますので、これ私からの要望なのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） うちのほうは、最近立てさせていただきましたので、また町のほうで更新のお願いがあれば継続をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

先ほどの教育長答弁でございますが、これ情報提供している方からするとどうなっているのだとか、言ったところで何にも変わらないではないかという思いも出てくるのだらうと思います。対象箇所がこれどのくらいあるのか分かりませんが、予算的なことや関係機関との調整等すぐに対策につながらないことがあるのも重々承知しているところなので、どんな状況になっているのか、こういうことで

町のほう動いているよということを町民の皆様というか、情報を提供していただいている子供や保護者には情報を発信してほしいなと思っております。

また、先ほどお話をしました通学路安全推進会議については、各小学校長ということで中学校長というが入っていないのですが、中学校というのは明確な通学路がないから、この推進会議の中に入らないのか、またこの情報を吸い上げる中において、中学生の子供たち、また保護者からの意見というのは、情報提供というのは入っているのかどうか、教育長、教えていただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 先ほども申し上げましたけれども、各小学校長も入っておるということで、中学校長は入っておりませんが、低学年の小さな子ということで、交通安全という観点から、そういう組織になったのだというふうに思います。

それから、安全安心の観点から、子供たちにここのところは危険だよというのは交通的には公表しても構わないのですけれども、ただ、通学路でここのところに変なことがあった、こんなことがあったということを直接知らせるようなことになると、逆に防犯上心配な点があるので、その情報の発信の仕方については注意しなければならないということで考えてくれているのだろうと思います。

また、保護者の意見等は入っているのかということに関しましては定期点検等々、それから通学路点検等々で学校みんな協力しながら意見を吸い上げているので、基本的には保護者、それから学校の先生方の意見がここで集約されてくるということになっております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。ただ、安全安心マップには先ほどお話をさせていただいたとおり、痴漢のあった場所とか危ない目に遭った場所ということが記載をされているわけですので、そうしたらそれについても掲載を今後は考えたほうがいいのかというふうに感じる場所でもあります。

ただ、今この安全協力の家ということでお話をさせていただきますと、今後も町として一件でも多くの協力者募りながら、子供たちが地域の人たちに見守られながら通学することは地域の人との関わりを持ち、子供たちは地域に愛着を持つとともに、心豊かにたくましく成長してくれることと思います。

地域の活力は人であり、未来を担う子供たちは地域の宝でございます。通学路の安全安心対策についても、本町らしさというのを出していただきながら、先進的な取組みを今後とも期待をして、本日の一般質問終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（柿沼英己君） 以上で4番、大澤議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、金子議員の登壇を許可いたします。

1 番、金子議員。

[1 番（金子浩二君）登壇]

○1 番（金子浩二君） 大変お疲れさまです。本日 9 人目、最後の 1 人となりました。大変疲れているところだと思いますが、あと 1 人、もうしばらくお付き合い願います。議席番号第 1 番、金子浩二です。議長より許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

本町では、昨年末に地域コミュニティの拠点となる総合保健福祉センターがリニューアルオープンしました。これにより、子供からお年寄りまで幅広い世代でコミュニティが生まれると思います。しかし、総合福祉センターまで足を運べるお年寄りだけではなく、いろいろな理由で総合保健福祉センターまで行けないお年寄りもたくさんいるのではないのでしょうか。

そこで、各地区には集会所や公民館があります。その施設を有効活用して、昼間の時間誰でも気軽に寄れて、お茶を飲んだり、テレビを見たりするだけの集まりでもコミュニティが生まれると思います。総合保健福祉センターまではちょっと遠いけれども、近所の集会所、公民館なら行ってみようかなと思うのではないのでしょうか。そこで地域のコミュニティが深まれば、高齢化、独居化による孤独死の防止、災害に対する地域防災機能の強化につながると思います。

総務課の柿沼総務課長に伺います。地域コミュニティの強化を図るために集会所や公民館の活用はいかがでしょうか。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

地域の住民同士が公民館や集会所で日頃から顔を合わせ、コミュニティ機能を充実させることは地域の課題を解決する上でも非常に重要なことであると認識をしております。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大から 2 年が経過し、これまで当たり前のように行われてきた数々の地域活動の自粛が続いている状況であり、地域コミュニティの衰退が加速していることが懸念されております。コロナ禍ということもあり、現時点では公民館や集会所の積極的な利活用はなかなか難しい状況にありますが、コロナ収束後を見据え、こうしたコミュニティ活動が行われなときだからこそ、区長をはじめ、各行政区との連携を深めながら地域コミュニティ機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

コミュニティ機能を強化していく具体的な方策につきましては、先ほど議員もおっしゃっていましたが、地域防災の観点から町として各地区へご提案できるかと思えます。例を挙げますと、自主防災組織の設置地区につきましては、防災訓練を通して交流の場として活用することが可能であり、また町が実施しているマイ・タイムライン作成講習会をはじめとした防災の講話などにつきましても、地区で事業を行う際には一つの選択肢として活用できるかと思えます。

地域活動については、コロナ禍前と同じ形式で開催できないにせよ、今は新たな生活様式に合った公民館等の利活用方法を模索しながら、そのノウハウを積み重ねていくことが重要なことであると考

えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。地域みんなが笑顔で暮らせる元気な町をつくる、地域コミュニティはそんな思いを持って町内会をはじめ、老人会、婦人会、子ども会、地域をつくる様々な団体がコミュニティをつくり上げて、住民同士のつながりや交流の場が特にこのコロナ禍では必要であると考えております。

続きまして、移動販売の活用について質問いたします。本町ではコープぐんまととくし丸による移動販売が始まりました。コープぐんまは週に1度町内の集会所、公民館、公共施設で販売する形、とくし丸は週2回、各個人宅の玄関先まで伺って販売する形になります。この2つの販売形態を利用させていただいて、コープぐんまには集会所や公民館でのコミュニティづくりの手助けを、とくし丸にはとくし丸独自のきめ細かい販売方法を利用して、ひとり暮らしのお年寄りの見守り役などはいかがでしょうか。また、行政と情報を共有することで、孤独死なども未然に防げると思います。

住民福祉課の須永課長にお伺いします。行政と移動販売業者との間で情報を共有して、コミュニティづくりの手助けや地域の見守りなどをやっていただく考えはいかがでしょうかという質問でしたが、タイムリーな話で、先日もう既に見守り協定を結んだそうですので、須永課長にはその協定の内容を簡単に説明していただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

買物難民対策につきましては、お話にありましたとおり移動スーパーとくし丸が令和3年3月から本町での営業を開始し、本年1月からは生活協同組合コープぐんまが移動店舗として町内公共施設、公民館、集会所での販売を行っております。両事業者とは地域の見守り活動に関する協定を結んでおります。町と相互に協力し、地域における見守り活動に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進し、地域福祉の向上を図ることを目的としております。

具体的な見守り活動といたしましては、事業者が日常業務を通して高齢者等の異変に気づき、町に連絡することや認知症高齢者の早期発見、保護に関することなどに取り組んでおります。

なお、緊急を要する場合には発見者が即時に警察署または消防署に通報し、その後町に連絡することと取り決めております。

また、両事業者とも総合保健福祉センターでの販売も定期的に行っておりまして、日頃から情報共有や顔の見える関係づくりに寄与しております。今後も地域住民のために様々な社会資源と連携、協力を図り、安心して生活できる体制整備に取り組んでまいります。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。元気な町をつくっていくためには、地域のコミュニ

ティーを支える住民、企業、行政等が力を合わせ、自発的に様々な地域の課題の解決に取り組んでいくことが重要になると思います。

続きまして、移動販売やキッチンカーについて質問させてください。昨年予算を取っている移動販売運営補助金の状況について、産業観光課の荒井課長にお伺いします。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えいたします。

移動販売運営補助事業は、令和3年度の新型コロナ対策事業の一環といたしまして、新しい生活様式を見据え、本町において移動販売事業の開始、定着を目指す方などを対象に車両購入費等の一部を補助することにより、事業者の創業支援はもちろんのこと、地域経済の活性化、更には買物弱者の支援につなげることを目指し、実施した制度でございます。

申請の受付は、令和4年2月末日で締切りとなりましたが、最終的には4件の事業者から申請をいただき、合計で112万2,000円の補助金を交付させていただきました。新たなチャレンジとして、町内での移動販売の実現を目指す方に対し、後押しができたものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。引き続き周知やPRを行い、町の商店の活性化のために商工会と連携を取り、予算が足りなくなつて困るぐらい募集が集まることを荒井課長、期待しています。

続きまして、移住対策について質問いたします。現在のコロナウイルス感染拡大のため、地方移住に大変関心が持たれている状況になります。コロナ禍でテレワークの導入が進んで、新型コロナの感染を避けたりするため、子育て世代や高齢者、それに単身の男性などが東京から神奈川、千葉、埼玉に移り住み、最近では群馬、茨城、山梨などの東京圏が注目されています。先日の上毛新聞にも掲載されていました。移住希望地、群馬県は2021年、去年ですね、全国で第5位にランクインするほど注目されている県です。まさに本町は東京まで車や電車でも1時間ちょいの東京圏で、災害も少ない町です。

今までにこの件については、何度か話題になっていると思いますが、今回は具体的な提案をいたしたいと思います。会社や自宅以外でも仕事ができるような場所などの提供として、インターネットの環境を整備したコワーキングスペース、共同で仕事をする場所を設置するなどはいかがでしょうか。既に県庁の32階の官民共創スペースNETSUGENの中にあります。地方に目を向けている働き盛り世代を獲得する決め手になると思います。企画財政課の宗川課長にお伺いします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） ご質問にお答えをいたします。

町内にコワーキングスペースを設置してはどうかとのご質問でございますが、現在新型コロナウイ

ルス感染症の影響もあり、新たな働き方としてテレワークが普及してきている状況にあります。テレワークは、働く場所により自宅で行う在宅勤務、電車や飛行機などで行うモバイルワーク、リゾート地などで行うワーケーション、テレワーク可能な施設を利用して行う、先ほどございましたコワーキングの4種類に分類されると思います。

ご質問のコワーキングスペースは、それぞれが独立した仕事を行うものの事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら働く環境のことを意味いたします。群馬県内においても群馬県庁32階にある官民共有スペース、先ほどもお話出ましたけれども、NETSUGENのほか、群馬県庁のホームページにおいても幾つかのコワーキングスペースが紹介をされております。本町において設置を検討する場合、町有施設の施設改修を行い、コワーキングスペースを設置する場合のほか、民間企業の施設整備への支援という形も考えられるかなと思います。これらについては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金、地方創生テレワークタイプの補助対象となる見込みであることから、交付金の活用が可能な事業であると思います。仮に町有施設内にコワーキングスペースを設置した場合、その他の経費としましては施設維持管理費等の経費、専門的な施設でありますことから、施設運営を民間事業者に委託する事例が多く、施設運営経費もかかることと思います。

移住者獲得のための一つの手段といたしまして魅力的な施設でありますので、テレワーク施設の全国的な動向を注視し、国の交付金や導入後のランニングコストなど、財政面についても情報収集に努め、費用対効果を考えながら設置について検討してまいりたいと思います。あわせて、テレワークにも子育てにも最適なふれあいタウンちよだへの移住についても、積極的にPRをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） コワーキングスペースの件なのですけれども、私も昨年度東京都のあるところ行って見てきました。民間で管理運営しているのですけれども、全部で大手企業が約17社、18社ぐらいそこに入りまして、出資をしながら、国の補助金を活用しながら、国の補助金が約2分の1ぐらいつくそうです。2分の1もしくは4分の3ぐらいつくそうです。それはいいのですけれども、その後が先ほど宗川課長のほうから述べたように、管理運営という部分が莫大な費用がかかってくると。ちなみに、そこを管理運営しているのは、この辺にある大手企業が管理しているのですけれども、非常にいい場所でした。いい場所というか、仕事をする分には非常に環境が整っております。会議室がありまして、シャワールームがありまして、休憩室があつて、談話室があつて、そこを活用した人には食事とコーヒーが無料で提供されると、都心の一角にあるのですけれども、中に緑地もありまして、非常に見応えのある場所でした。

そう考えていきますと、先ほど述べたようにワーケーションという手法もあるのかなと。我々の自

然豊かなところですから、それを活用しながら、そういう場所を提供するのも一つの方法かなと思うのですけれども、先ほど宗川課長が述べたようにこれを立ち上げて、莫大な費用がかかります。多分億単位なってくると思います。管理運営も多分数千万かかっているのかなと思うのです。そうすることによって、これから資金面もいろいろ精査しながら研究をしていく必要あるのかなと思っています。ちなみに、群馬県内ですと先ほど述べた県庁内にあります。前橋、高崎、この辺ですと太田にもあります。そんなところも皆さんも、私もそうですけれども、視察で見えながら、そういう環境を一つ見ながら我々の町に即したことを研究していく必要があるかなと、こう考えています。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。これからコロナ禍で働き方が変わります。ライフスタイルも変わります。転職なき移住が始まります。国や県もDX、デジタルトランスフォーメーションを奨励しているまさにこの今がチャンスをつかむ、この波に乗り遅れることなく早めの対策をお願いいたします。

続きまして、若い世代からの健康寿命について質問いたします。最近、高橋町長がKAKI NUMAアリーナで健康に気を使って運動していると新聞でちょっと読んだのですけれども、高橋町長、どのような運動をしているのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先月ハイガー産業のほうかふるさと納税の返礼品と同じものを寄附をいただきました。私も行って、そこでいろいろこいだりしています。2度か3度ぐらい行って、あそこで自転車があって、それをこいだり、大体時間にして1時間ぐらいで100円でできますので、ぜひ皆さんも活用していただければと。随分充実してきていますので、健康には皆さんも気をつけながら、ぜひ活用していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。ハイガー産業からトレーニング機器を提供してもらったと新聞に載っていましたが、KAKI NUMAアリーナのトレーニングルーム、それとKAKI NUMAアリーナと、あとKAKI NUMAアクア、温水プールの団体ではなく一般市民の利用状況をちょっと教えていただければと思います。

また、コロナ禍でどのような変化があったかも教えていただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） ご質問にお答えいたします。

現在のKAKI NUMAアクア及びKAKI NUMAアリーナ内のトレーニング室の一般の市民の利用状況についてですが、直近の令和3年度の4月から1月までの10か月間の利用状況につきまして

お答えさせていただきます。

まず初めに、KAKI NUMAアクア、温水プールの町内利用者でございますが、4,265人で、1日平均にしまして19.7人となっております。利用者全体のうち町内利用者の割合につきましては、47.7%となっております。平日は高齢の方が多く、休日は親子での利用者が多い傾向となっております。

次に、KAKI NUMAアリーナのトレーニング室の町内利用者でございますが、876人で、1日平均4.2人となっており、利用者全体のうち町内利用者の割合につきましては、79.4%となっております。全体的に中高齢の方の利用が多い傾向となっております。

また、コロナ禍による変化につきましては、新型コロナの感染拡大の状況によりまして利用制限を設けるときのあったため、コロナ禍前の令和元年度に比べましてコロナ禍となりました令和2年度の利用者数につきましてはKAKI NUMAアクアの温水プールが町内、町外の利用者全体で64.4%減少しまして、町内利用者だけでは53.4%減少いたしました。

KAKI NUMAアリーナのトレーニング室につきましては町内、町外合わせての利用者全体では48.4%減少となりましたが、町内利用者につきましてはコロナ禍ではございましたが、30.2%増加となっております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。

もう一度高橋町長にお伺いします。健康な体をつくることは、町の医療費や介護費の削減にもつながると思ひ、大切なことだと思ひます。お年寄りだけではなく、若い世代からの健康な体づくりを今後どのように町として考えておりますか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 若い世代からの健康づくりということですが、若い世代からの健康な体づくりには適度な運動や適切な食生活などの健康的な生活習慣が重要であります。特に運動の習慣化は、重要な鍵ではないかと考えております。健康な体づくりは、中高齢になってから運動を始めていただいてももちろん好ましいことではありますが、できれば若いときから始めていただければ、より健康な体がつくれるのではないかと考えております。しかしながら、若い世代は働き世代や子育て世代といった時間的に余裕のない方が多いのが現状であります。また、現代ではスポーツだけでなく、多種多様の娯楽や趣味、イベントが存在しており、特に若い世代は関心が運動以外の娯楽等に分散している傾向にあるように感じます。

町では、総合型地域スポーツクラブ、ちよだスポーツクラブや各種教室など、町民が進んで運動を続けられる環境や運動を始めるきっかけづくりを推進している中で、若い世代でも参加できるように

土曜日や日曜日、平日の夜間にも教室の開催をしておりますが、なかなか若い世代の参加者の増加に結びついておりません。そのため、運動施設を身近に感じられるようにキッチンカーやハンドメイドの店を集めたイベントや、アウトドア関連のイベントなどを東部運動公園で開催し、若い世代を呼び込むことによって東部運動公園内の運動施設の存在をより知っていただき、施設の利用につなげていきたいと考えております。また、町内の企業様よりトレーニング室のトレーニング機器をご寄附いただきましたので、積極的にPRし、より施設を活用していただきたいと考えております。

今後でもできるだけ若い世代が参加しやすい時間帯や曜日に配慮をいたしまして、興味を持っていただけるよう教室やイベントを実施するとともに、ちよだスポーツクラブや体育施設を積極的にPRすることによって若い世代の参加や施設利用を促進し、健康な体づくりに寄与していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。

KAKINUMAアリーナのトレーニング室には素晴らしい設備が整ったということで、これから積極的に周知を行い、若い世代から利用者を増やして、健康な体をつくって健康寿命を延ばしていただきたいと思えます。

これで終わりにします。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で1番、金子議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

### ○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、10日木曜日は午前9時から開会いたします。

---

### ○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 3時59分）



## 令和4年第1回千代田町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和4年3月10日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 議案第 3号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 3 議案第 4号 千代田町債権管理条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び千代田町公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8号 千代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第10号 千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第11号 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 千代田町印鑑条例及び千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 千代田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第19号 字の区域の変更について
- 日程第19 議案第20号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第20 議案第21号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第22号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第23号 令和3年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第24号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 発議第 1号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第25号 令和4年度千代田町一般会計予算

- 日程第26 議案第26号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計予算  
 日程第27 議案第27号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第28 議案第28号 令和4年度千代田町介護保険特別会計予算  
 日程第29 議案第29号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒卷	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	小林	正明	君	12番	柿沼	英己	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	岡田哲	君
総務課長	柿沼孝明	君
企画財政課長	宗川正樹	君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之	君
住民福祉課長	須永洋子	君
健康子ども課長	茂木久史	君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	荒井稔	君
建設環境課長	坂部三男	君
都市整備課長	荻野俊行	君
教育委員会 事務局長	久保田新一	君

監 査 委 員  
農 業 委 員 会 長

白 石 正 躬 君  
蛭 間 泰 四 郎 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長  
書 記  
書 記

栗 原 弘 明  
森 田 真 緒  
大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(柿沼英己君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第24まで議了し、日程第25から日程第29までの予算案件については、町長の提案説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの予算説明については、この後、設置予定の予算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

---

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(柿沼英己君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 皆さん、おはようございます。議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、桐生地域医療組合が群馬県市町村総合事務組合の組織団体として残りながら、令和4年3月31日をもって、常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了するため、その場合に退職手当の支給事務に係る負担金の還付、または特別徴収を行えるようにするための改正と、邑楽館林医療事務組合の名称が令和4年4月1日から邑楽館林医療企業団と変更されることに伴い、群馬県市町村総合事務組合規約を変更することについて、協議をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(柿沼英己君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(柿沼英己君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第2、議案第3号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第3号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に令和4年4月1日から館林市が加入するための変更と、邑楽館林医療事務組合の名称が令和4年4月1日から邑楽館林医療企業団と変更されることに伴う変更、また併せて、規約別表に記載されている団体名を市町村、一部事務組合、広域連合の順に並び変えるため、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、議案第4号 千代田町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第4号 千代田町債権管理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、自治体が管理の対象としている債権として、大きく分けて、町税や保育料等の公債権、町営住宅使用料や学校給食費等の私債権に分類され、こうした債権が発生してから消滅するまでの一連の事務が債権管理となります。債権管理条例は、債権を保有する所管において管理を適切に行うため、統一したルールを定めることで、町民負担の公平性と財政の健全性を確保することを目的としております。

また、人口減少や少子高齢化等の影響を受け、将来的に町の歳入の減少が懸念されており、町税をはじめとした自主財源を確保するため、法令による行政の原理に基づいた適正な債権管理を行い、確実な債権回収に努める必要があることから、新たに債権管理条例を制定するものであります。

詳細については、税務会計課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（高田充之君） 議案第4号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもございましたとおり、今後、人口減少や少子高齢化等の影響を受け、将来的に町の歳入の減少が懸念されております。町税をはじめとした自主財源を確保するため、法令による行政の原理に基づいた適正な債権管理を行い、確実な債権回収に努める必要があることから、千代田町債権管理条例を制定し、条例でその管理等に関する事項を定めるものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明させていただきますので、議案書の条例文をご覧くださいと思います。第1条の目的では、この条例の目的について定めております。

第2条の定義では、この条例において使用する用語の定義について定めております。

第3条の他の法令等との関係では、町の債権管理の事務処理は、この条例に基づき処理を行います

が、法令等で別に定めがある場合は、この法令等が適用される旨を規定しております。

第4条の町長の責務では、町長による債権の適正な管理について定めております。

第5条の台帳の整備では、債権を管理、回収するためには、必要事項を記録、管理することが重要であるため、適正に台帳整備することを定めております。

第6条の督促では、債務者が履行期限を過ぎても納入しない場合、督促する旨を定めております。

1枚おめくりいただきまして、第7条の滞納処分等では、強制徴収公債権の債務者が督促を受けても履行しない場合、差押え等の滞納処分を行うこと、また法令により滞納処分の停止を行うことを定めております。

第8条の強制執行等では、非強制徴収債権の債務者に対し、督促後、相当の期間を経過しても履行されない場合、強制執行等の法的措置を取る旨を規定しております。

第9条の履行期限の繰上げでは、債務者が破産手続開始等となった場合、履行期限を繰り上げ、その旨を債務者に通知することを規定しております。

第10条の債権の申出等では、債務者が強制執行や破産手続開始等を受けた場合は、裁判所等の関係機関へ配当要求のため、債権の申出を行うことを定めております。

第11条の徴収停止では、非強制徴収債権について、債務者が事業休止や所在不明で差押え財産価格が強制執行費用を超えない場合や債権が少額で取立て費用に満たない場合、徴収を停止する旨を定めております。

第12条の履行延期の特約等では、非強制徴収債権の債務者が無資力等の理由により納入できない場合に、その履行期限を延期して分割納付ができることを規定しております。

1枚おめくりいただきまして、第13条の免除では、第12条に規定した非強制徴収債権の当初履行期限から10年経過した後、なお弁済の見込みがない場合、当該債権及び損害賠償金等を免除できる旨を規定しております。

第14条の放棄では、非強制徴収債権について、収入状況や住民登録等の調査を行っても、なお徴収の見込みがない債権は放棄できることを定めております。

第15条の委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

最後に、附則では、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。ちょっとお聞きしたいのですが、通常何か契約

するときというのは、契約する前に払わなかったときはこうですよというふうになると思うのです。今現在、債務者の方とかいらっしゃると思うのですけれども、これ施行されたときには、全ての債務者の方にこういうふうにルールが変わったということをお伝えするのかどうかと、これから何か契約とか、そうする方に事前にこれを見せて承諾を得るような形になるのかどうかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時15分）

---

再 開 （午前 9時16分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） この条例を新たに制定して、これから町の条例としていくわけですが、新たにこの債権管理条例を制定するわけです。そうしますと、条例を制定するに当たりまして、もちろん全町民にお知らせをいたします。資金が滞っている方に関しては、もちろんお知らせを何かの形で行いたいと思います。広報をはじめ、町のホームページも含めた中で、これは全町民にお知らせすることになっておりますので、債権管理条例を新たに制定をするわけであります。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑ありますか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 少々ちょっと確認というか、質問があるのですが、債権といいますと税金だったり、町が直接関わっていない昔でいうと水道料金だったり、あるいは給食費もですが、14条で債務者が著しい生活困窮状態、生活保護法の適用を受け、債務者が生活保護になっていると、あるいは準ずる状態であるという場合には、以下これこれということなのですが、想定されることとして、例えば高齢者でも収入もなく払える見込みがないという方の場合と、いわゆる若い方がニートみたいな状態で仕事をしなくて、仕事できる体と心を持っているにもかかわらず収入がないと、そういう場合というのはやっぱり定義が変わるかと思うのですが、資力の回復が困難で当該債権について弁済する見込みがないと認められるときというのは、上には10年が停止とっておりますけれども、どのような期間を見て、あるいはどなたがこれが弁済する見込みがないと認めるのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように、高齢者の方であったり、若者のニートであったり、条件は違うかと思いますが、それぞれ生活状況等を確認した上で判断していきたいと思います。

また、誰が認めるかということでございますが、最終的には町長に認めていただくような形になるかと思いますが。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 最終的には町長が認めるというのは承知しましたけれども、では例えば高齢者で80、90の人が今後仕事をして入ってくる当てもないよねというのは、これは分かりますけれども、若い人が仕事をしなくて生活保護みたいな状態になっているというときに、例えば仕事をしてください、税金を滞納しているのを払ってくださいというのをどのくらいの期間催促というか、それを見ているのかというのを私はお聞きしたかったので、その辺をよろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど私のほうの説明でありましたように、公債権とか2種類あるのです。そうしますと、議員の述べたようにお年寄りも若年層もいるわけですが、若年層に関しては働きたくても働く場所がないとか、今随分増えてきているのかなと思うのです。ただし、日本の法律上は、これは税金を納める義務があるということです。我々の行政とすれば、その方が資金がないと、資金がないので、我々はもちろんそこに行って催促したり督促状を送ったりはするのですが、ただし相談には乗っているのです。今までも相談に乗っています。その方が例えばの例で10万円滞納があったという場合は、今こういう状況でお金が、今働いていないので、資金がないのですよといった場合は、窓口に来たり電話を入れていただければ、相談に乗って分割で徴収することも我々は今までもやっております。更に、これからもそのような形でやっという事で我々は考えています。これは、何年というのはないのですけれども、法律上はずっとこれは払う義務があるということです。相談に来ていただくことが前提かなと、資金のない方は。相談も来ないで、それをずっと滞っていると、次の手段にも入っていくと、これは当然のことかなと。公平と平等というのは違いますので、平等というのはみんな平らですから、公平というのは、税金もそうですけれども、いっぱい収入がある方は多く税金を払うわけですから、これは公平という観点から、今までどおりこれは相談に乗ったり、全然そういうあれも来ない場合は、次の手段に我々も入っていくということになります。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 税金というのは時効がなかったかと思うのですけれども、確かに生活困窮者で町長おっしゃったように、分割にしてくれ、長くしてくれと、これは相談に乗るべきであって、今

回この債権の条例というのは、要は逃げ得は許さないぞという町側の決意かと思しますので、その辺はいわゆる楽してというか、故意に滞納したり、あるいは逃げ回っていたりという、そういう方に関して厳しく取立てをしてもらって、町の滞納分の税収を少しでもなくしてもらいたいということからあるかと思しますので、その辺はよろしく運用していただきたいなと思します。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 千代田町債権管理条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第4、議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び千代田町公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び千代田町公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関することを規定している職員のサービスの宣誓に関する条例及び千代田町公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例について、現在新たに職員となった者に対し提出を求めている宣誓書の押印及び署名を廃止するものであります。

改正理由について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のために、行政手続を対象とした押印原則・書面主義・対面主義の見直しが国と地方で進められているところであり、今回上程させていただきました条例についても押印などの取扱い

について所要の改正を行うものであります。

なお、改正条例の施行期日については、公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び千代田町公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第5、議案第6号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第6号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、職員の休暇管理に関する事務を効率的に行うために、年次有給休暇を暦年単位から年度単位に変更するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第6号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条に規定する年次有給休暇の取扱いに

ついて、暦年単位で運用していたものを令和4年度からは年度単位で行うためのものがございます。

新旧対照表をお手元に配付してあるかと思いますが、それに基づきまして説明させていただきます。右側が現行、左側が改正案となっております、下線の部分が改正箇所というふうになっております。本条例の具体的な改正内容として、第12条に定める年次有給休暇の規定を、左側、改正案のとおり、年度単位に運用できるよう、所要の改正を行うものがございます。本改正を行うことにより、年度単位を基本とする職員の任用に関する事項と同様に取り扱うことができ、年次有給休暇の管理を容易に行うことが可能でございます。

議案のほうに戻っていただきまして、改正条例の附則について説明をさせていただきます。まず、附則の第2項でございますが、年単位から年度単位への切替えを円滑に移行するため、令和3年から翌年に繰越しされた年次有給休暇及び令和4年1月1日に付与された年次有給休暇の使用しなかったものの取扱いについて、経過措置として規定するものがございます。具体的には、先ほど述べた令和3年から翌年に繰り越された年次有給休暇及び令和4年1月1日に付与された年次有給休暇の使用しなかったものがあつた場合、規則で定める日数を限度に令和4年度に繰り越すことを規定しております。

最後に、附則の第1項に戻っていただきまして、施行期日につきましては、令和4年4月1日となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第6、議案第7号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第7号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正に伴い、千代田町職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第7号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましたとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律などの関係する法律の一部改正に伴いまして、千代田町職員の育児休業等に関する条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元に配付してございます新旧対照表によりご説明をさせていただきます。右側が現行、左側が改正案で、下線部分が改正箇所となっておりますので、よろしく願いいたします。第2条では、育児休業をすることができない職員について規定をされております。現行の同条第3号ア（ア）の規定により、非常勤職員については在職期間が1年以上という要件があるため、当該規定を削除いたしまして、在職期間にかかわらず、育児休業を取得しやすい環境を整備いたします。

また、第20条でございしますが、部分休業をすることができない職員について規定をされております。裏面になりますが、先ほどの育児休業と同様に、現行の同条第2号アの規定により、非常勤職員については在職期間が1年以上という要件があるため、当該規定を削除し、在職期間にかかわらず、部分休業を取得しやすい環境を整備いたします。

また、併せて第24条及び第25条を新設いたします。第24条では、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等を、第25条においては、勤務環境の整備に関する措置について、それぞれ任命権者の義務規定を新設いたします。

なお、この改正条例の施行期日でございますが、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第7、議案第8号 千代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第8号 千代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

千代田町特別職報酬等審議会条例については、議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときに、千代田町特別職報酬等審議会の意見を聞くことなどが規定されております。

今回、現行の条例について所要の規定の整備を行うものでありますが、詳細については総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第8号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましたとおり、現行の千代田町特別職報酬審議会条例について所要の規定整備が必要なことから、一部改正を行うものでございます。

こちらも新旧対照表お手元に配付になっております。それに基づきまして、ご説明のほうをさせていただきます。同じく右側が現行、左側が改正案、下線部分が改正箇所となっております。第2条でございしますが、所掌事項といたしまして、当該審議会の意見を聞くものとして、議会の議員の報酬の

額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときと規定されておりますが、特別職を示す範囲に教育長の記載がないため、これを加えます。

また、第3条でございますが、審議会の委員の数について規定されております。現行の規定では、委員10人をもって審議会を組織することとなっておりますが、県内の人口規模等が本町千代田町と同じ類似団体の条例を参考といたしまして、委員の数を10人以内ということで表記を改正させていただきます。

なお、この改正条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 千代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第8、議案第9号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第9号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告を受け、期末手当の月数について、国及び県に準じて、本町において引下げを行うためのものです。

あわせて、令和4年6月分の期末手当については、国家公務員の取扱いに準拠し、当該期末手当の額から令和3年12月に見送りしていた分の額を差し引く旨を規定するとともに、特別職の期末手当についても、町職員と同様の取扱いを適用させるものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第9号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましたとおり、令和3年人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告を受け、期末手当の月数について、国及び県に準じて引下げを行うものでございます。

新旧対照表によりましてご説明させていただきます。こちら右側が現行、左側が改正案で、下線部分が改正箇所となっております。本条例の具体的な改正内容として、第17条第2項に定める一般の職員及び特定幹部職員の期末手当の月数を0.75月引き下げることにより、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の月数につきまして、現行の4.45月から4.3月となり、年間を通して0.15月の引下げを行うものでございます。

また、第17条第3項に定める再任用の職員及び特定幹部職員につきましては、期末手当の月数を0.05月引き下げることにより、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の月数につきまして、現行の2.35月から2.25月となり、年間を通して0.1月分の引下げを行うものとなっております。

なお、記載はございませんが、第18条に定める勤勉手当につきましては、現行のまま改定はございません。

議案のほうに戻っていただきまして、この改正条例の附則について説明をさせていただきます。まず、附則の第2条第1項でございますが、令和4年6月期末手当についての取扱いが規定されております。具体的には、改正後の期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に、附則第2条第1項の各号の職員の種類に応じて定められた割合を乗じて得た額を減じた額を令和4年6月期末手当として支給する旨が規定されております。

次に、附則第2条第2項でございますが、次の議案にあります、議案第10号の千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例において、特別職である町三役の期末手当の取扱いについて、前項の町職員と同様となるよう読替え規定が定められております。

次に、附則第3条でございますが、前条の定める令和4年6月期末手当の取扱いについて、ほかに定める事項があった場合は、規則に定めるよう規定されております。

附則1条に戻っていただきまして、施行期日は公布の日となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第9、議案第10号 千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第10号 千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町職員の期末手当の支給月数を改定することから、その均衡を勘案しまして、町三役についても同様に期末手当の支給月数を引き下げるものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第10号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましたとおり、期末手当の支給月数につきまして、町職員との均衡を勘案いたしまして、町三役につきましても同様に期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。

こちらにつきましても、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。右側が現行、左側が改正案で、下線部分が改正箇所となっております。本条例の具体的な改正内容といたしまして、第2条第2項に定める期末手当の月数を0.075月引き下げることにより、6月期と12月期の期末手当の月数が

現行の4.45月から4.3月となり、年間を通して0.15月数となり、町職員と同じ月数の引下げとなります。

議案のほうに戻っていただきまして、この改正条例の附則について説明を申し上げます。まず、附則第2条第1項でございますが、令和4年6月期末手当についての取扱いが規定をされております。具体的には、先ほど議決をいただきました、議案第9号の千代田町職員の給与に関する条例の一部改正する条例、附則第2条に規定する令和4年6月期末手当についての取扱いを準用するものとなっております。

続きまして、附則第3条でございますが、前条の定める令和4年6月期末手当の取扱いについて、ほかに定める事項があった場合には、規則で定めるよう規定をしております。

附則第1条に戻っていただきまして、施行期日につきましては、公布の日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第10、議案第11号 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第11号 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に名称変更となったこと、またデジタル時代に向けた規制、制度の見直しの一環として、行政手続を対象とした押印等の見直しが進められていることに伴い、千代田町固定資産評価審査委員会条例においても所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第11、議案第12号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第12号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、千代田町国民健康保険税条例においても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容ですが、現在、町の国民健康保険制度は、群馬県国民健康保険運営方針に基づき運

営を行っておりますが、群馬県より、令和4年度の標準保険料率が示されましたので、その内容を鑑み、その負担の公平、公正化を図る観点から見直しを行うものであります。賦課方式については、現在実施しております医療分について、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を廃止した3方式へ移行を進め、税率の見直しについて、群馬県から示されました標準保険料率を参考に、保健事業費納付金及び保健事業費等に必要な費用を賄うに見合った税率に改定するものであります。

詳細については、税務会計課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 高田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（高田充之君） それでは、議案第12号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることとなりました。そのことに伴いまして、千代田町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行う必要が生じたので、改正するものであります。

また、町が保険者となる国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な基盤となる医療保険制度であり、社会経済情勢の変化や高齢者及び低所得者の加入割合が高いという構造的な課題を抱えており、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっております。このような状況を踏まえ、国民健康保険制度の安定化を図るために、平成30年4月から開始された国民健康保険の都道府県単位化に当たり、国民健康保険を持続可能な制度とするため、本町では群馬県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険財政の健全化に向けた収納率の向上や医療費の適正化、適正な保険税率等の設定に取り組んでいくこととしております。群馬県から示されました令和4年度の標準保険料率の内容を鑑み、また負担の公平、公正化を図る観点から国民健康保険税の見直しを行うものでございます。賦課方式の見直しについては、現在実施している医療分について、4方式、所得割、資産割、均等割、平等割から、資産割を廃止し、3方式への移行を進め、税率の見直しについては、群馬県の示す標準保険料率を参考に、保健事業費給付金及び保健事業費等に必要な費用を賄うに見合った税率に改定するものであります。

お手元に議案第12号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明させていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表1ページでございます。最初に、第2条、納税義務者に対する課税額の改正でございますが、県内統一的な運営方針において標準的な保険税算定方式について、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を除く3方式へ移行を目指す方向性が示されたことから、資産

割を廃止するものでございます。今回、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額は、現行の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を除く3方式に改正を行うものでございます。

次に、第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割の改正でございます。表題部に「基礎課税額の」を文言として追記し、規定の明確化を図ったほか、2ページをお願いいたします。税率を100分の6.59から100分の6.50へ減ずるものでございます。

なお、保険税率については、県より標準保険料率が示されたことから、公平、公正で被保険者への負担がなるべく少ない保険税率についての検討を行い、昨年12月に国民健康保険運営協議会へ諮問させていただきました。その慎重な審議を経た答申内容を踏まえて、今回改定に至ったわけでございます。

次に、第4条、国民健康保険の被保険者に係る資産割額の改正でございます。資産割を除く3方式へ移行を目指す方向性が示されたことから、第4条を削除するものでございます。

次に、第5条、第5条の2については、表題部の文言として「基礎課税額の」を追加し、規定の明確化を図ったほか、法律、政令の改正に伴い、条文中の「第21条」を「第21条第1項」としております。

なお、均等割額とは、被保険者1人当たりの課税額を言い、平等割額とは、1世帯当たりの課税額のことを言います。また、特定世帯とは、これまで国保被保険者だった人が後期高齢者医療保険に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人だけになってしまった世帯のことで、最大5年間平等割の2分の1が軽減されます。特定継続世帯とは、特定世帯のまま5年を経過した世帯のことで、最大3年間平等割の4分の1が軽減されます。今回の条例改正により、平等割額が改正となるため、特定世帯、特定継続世帯における平等割額も付随して改正となるものでございます。

3ページをお願いいたします。次に、第6条、第7条、第7条の2は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割、被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正でございます。後期高齢者支援金等分は、後期高齢者の方の保険給付金を国民健康保険、健康保険組合、社会保険等の被保険者で負担、補填する財源となります。税率、税額については、記載のとおりでございます。

次に、第8条、第9条は、国民健康保険の被保険者に係る介護納付金課税被保険者に係る所得割額、被保険者均等割額の改正でございます。介護納付金分は、世帯内の国民健康保険被保険者で40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合に賦課されるものです。介護給付金の計算は、所得割、均等割、平等割で構成され、合算額が介護納付金となります。

4ページをお願いいたします。次に、第13条、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課の改正でございます。法律、政令の改正に合わせて「同条」から「その減額後」に改め、明確にするものでございます。

次に、第21条、国民健康保険税の減額の改正でございます。第1項第1号の「法第703条の5」の

規定から「法第703条の5第1項」の規定へと法律、政令の改正に合わせて改正するほか、「基礎課税額の」の文言を追加し、規定の明確化を図り、国民健康保険税の減額として、均等割、平等割の7割軽減を第1号、6ページをお願いいたします。5割軽減を第2号、7ページをお願いいたします。2割軽減を第3号において規定しております。今回の所得割率、資産割率、均等割額、平等割額の改正に伴い、均等割の軽減額、平等割の軽減額にも影響を及ぼすことから、第1号から第3号において、それぞれ改正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。下段にあります第2項については、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定をしております。納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる小学校に入学する前までの未就学児について、均等割額を2分の1とするものでございます。

9ページをお願いいたします。上段の第1号では、医療給付費分について規定しておりまして、ア、イ、ウ、エがそれぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減対象外の方となります。

中段の第2号では、後期高齢者支援金等分について規定しておりまして、記載の内容は医療給付費分と同様となります。

次に、第21条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正でございますが、法律、政令の改正に伴い、文言の修正をするものでございます。

10ページをお願いいたします。次に、附則の改正でございますが、附則についても全て法律、政令の改正に伴い、「第21条」及び「第23条」を「第21条第1項」へ、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」へと文言を修正するものでございます。

最後に、議案書の附則では、改正されます案件について施行期日等を規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第12、議案第13号 千代田町印鑑条例及び千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第13号 千代田町印鑑条例及び千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用した各種証明書のコンビニ交付サービスの導入に伴い、2つの条例の一部を改正する必要性が生じたので、所要の措置を講ずるものであります。

1つ目の千代田町印鑑条例の改正の主な内容ですが、コンビニ交付サービスで印鑑登録証明書の交付を受けるときは、印鑑登録証による交付申請に変え、個人番号カードを利用して多機能端末機を印鑑登録者本人が自ら操作することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を加えるものであります。

また、2つ目の千代田町手数料徴収条例の改正の主な内容ですが、手数料が免除になる場合であっても、多機能端末機により交付する証明書に係る手数料について、免除の規定は適用しない旨を規定するものです。

条例の施行日については、令和4年4月1日からとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 千代田町印鑑条例及び千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案

のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第13、議案第14号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第14号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、オンライン資格確認等の実施に伴う定義の改正及び重度心身障害者に対する所得制限が令和5年8月から導入されますが、その所得基準の準用先の改正に伴い、本条例についても所要の措置を講ずるものであります。

まず、第1条の千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正では、第2条第6項において、電子資格確認及び電子的確認の定義が同項内に2つ含まれていたため、同条第6項では電子資格確認、第7項では電子的確認についてそれぞれ定義したものであります。

第3条第2項第4号においては、点検により文言補正をするものであります。

続きまして、第2条の千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、こちらは令和5年8月から導入される所得制限に関する未施行部分の改正であります。所得制限の基準については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を準用することとしていますが、当施行令において所得控除等の税制改正に合わせ、特別障害手当に係る総所得金額の計算方法が改正されたため、準用先の規定に合わせて文言修正をするものであります。なお、本改正による所得制限の取扱いに変更はございません。

また、この条例は公布の日から施行といたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第14、議案第15号 千代田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第15号 千代田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、児童の健全な育成を図るため、平成19年4月より、町内に西小学童クラブと東小学童クラブを開所しております。このたび、学童保育所に入所する児童の保護者に関する保育料の改定を行い、今後とも引き続き安定した施設運営を目指すものであります。

詳細については、健康子ども課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、議案第15号 千代田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

現在、学童保育所を利用できる児童は、町内の小学校に在籍する1年生から3年生までの児童で、保護者の就労等によりまして、放課後等の家庭で常時留守となり、保育に欠ける状況にあることが条件となっております。ただし、4年生から6年生の児童については、家庭の諸事情等を踏まえて、特に必要な場合には利用することができるものとなっております。

先ほど町長の提案理由にもございましたが、町内の西小学童クラブと東小学童クラブは、平成19年4月より開所し、間もなく15年目を迎えます。これまで本町の学童クラブは、長年にわたりまして地

域ニーズに速やかに対応できるような形で施設改修をはじめ、定員枠の拡大、運営に携わる職員数の確保など適宜対応を進めてまいりました。現在でも東西の学童クラブにつきましては、定員を超過するほどの申込みがございますが、昨今の社会経済情勢を踏まえて、人件費や光熱水費、原材料費等の運営費用の負担増も考慮しつつ、また近隣の市、町の同種の施設利用に関する負担額等も比較考慮した上で、検討協議をこれまで重ねてまいりました。このたび、受益者負担の観点からも、利用者の方に対して相応の負担をお願いし、今後とも引き続き安定した施設運営を目指すために料金の引上げ改定を行うものでございます。

それでは、お手元の議案第15号資料、こちらの資料に基づきまして新旧対照表をお配りさせていただきましたので、こちらを基にご説明をさせていただきます。右側が現行、左側が改正案となっております。また、下線が引かれている箇所は改正箇所となります。それでは、第1条関係の別表になりますが、右側上段より、通常月の月額7,000円を8,000円に、また8月の月額1万円を1万1,000円に、7月及び12月の月額8,000円を9,000円にそれぞれ改定を予定しております。

続きまして、1段飛ばして夏休みだけの月額1万2,000円を1万6,000円に、また冬休みだけの月額3,000円を4,000円に、緊急的保育日額500円を800円にそれぞれ改定を行うものでございます。

次に、2条関係、裏面をお願いいたします。中段の春休みだけの月額3,000円を3月2,000円、4月2,000円の2つの区分に分け、新入学1年生と卒業する6年生への利用実態に即した内容へ見直しを行うものでございます。

最後に、改正条文のほうに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行し、第2条の春休みだけの規定につきましては、令和4年5月1日から施行するものとさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 千代田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ただいまより10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時22分）

---

再 開 （午前10時40分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第15、議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、県と連携する小口資金の制度融資について、返済負担の軽減措置として平成15年度から適用している借換え制度を令和4年度も引き続き実施することが決定し、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正されることに伴い、町の条例についても同様の改正をするものであります。

内容については、附則に定める借換え制度の期間を1年間延長し、施行期日については、令和4年4月1日からとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第17号、議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） お諮りいたします。

この際、日程第16、議案第17号及び日程第17、議案第18号について、関連がありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第17号 町道路線の廃止について、日程第17、議案第18号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第17号 町道路線の廃止について並びに議案第18号 町道路線の認定について、以上2議案を一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、下中森地内の側溝改修工事、舞木地内の民間開発による道路工事に伴い、道路法に基づき、8路線の廃止、並びに9路線の認定を行いたく、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設環境課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） 議案第17号 町道路線の廃止について並びに議案第18号 町道路線の認定につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

お手元に資料として道路網図をお配りさせていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。廃止と認定の2種類がございますので、対比していただければと思います。

初めに、廃止の道路網図をご覧ください。また、議案書2枚目に廃止する路線名が記載されておりますので、併せてご覧いただければと思います。町道22号線、町道4-168号線につきましては、下中森地内での側溝改修工事に伴い、路線延長に変更が生じたので、一旦廃止し、町道4-169号線、町道4-170号線、町道4-171号線につきましては、先ほどの側溝改修工事の影響により変更が生じたため一旦廃止するものです。町道1-302号線、町道1-303号線、町道1-348号線につきましては、舞木地内で行われました民間開発事業に伴い変更が生じたため一旦廃止するものです。

次に、認定の路線網図をご覧ください。また、議案書の2枚目に認定する路線名が記載されてお

ますので、併せてご覧ください。先ほど一旦廃止をしました町道22号線、町道1-302号線、町道1-303号線、町道1-348号線、町道4-168号線、町道4-169号線、町道1-170号線、町道1-171号線の8路線につきましては、路線延長等を改め、現地に即した形で町道認定するものでございます。

また、町道1-352号線につきましては、町道1-303号線の線形が変更となったことによりまして、残った部分を現地に即した形で町道1-352号線として新規に認定を行うものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、議案第17号及び議案第18号の案件について、1件ずつ処理します。

まず、議案第17号 町道路線の廃止について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 町道路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 町道路線の認定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第18、議案第19号 字の区域の変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第19号 字の区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県企業局による千代田第三工業団地造成事業の施工に伴い、事業区域である大字上中森地内、及び下中森地内について、字の区域を変更するものであります。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） それでは、議案第19号 字の区域の変更につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書4枚目になります。A3の折り込みの位置図をご覧くださいと思います。群馬県企業局による千代田第三工業団地造成事業の事業区域の中央から東側、赤色の着色区域が今回の変更区域でございます。なお、第三工業団地区域は、赤色の左側に隣接したL型の青色斜線部分の区域でございます。

造成事業につきましては、企業局による用地買収が昨年完了したことから、現在、詳細設計を行っており、今後、開発協議等を経まして造成工事に着手する予定でありますが、これに先立ちまして区域内の字を整理する必要が生じております。現在、事業区域内は、大字上中森の字東鍋田及び字西鍋田、大字下中森の字谷端に区分されておりますが、これを大字上中森字西鍋田に統一変更するものでございます。

詳細につきましては、すみませんが、議案書にお戻りいただきまして、2枚目の変更調書をご覧くださいと思います。大字上中森字東鍋田の一部及び大字下中森字谷端の全てを大字上中森字西鍋田に変更いたします。該当する地番につきましては、記載のとおりでございます。

すみませんが、議案書の5枚目、A3の折り込みの変更概要図及び6枚目、A3の変更図を併せてご覧ください。①、緑色の大字上中森字東鍋田の一部及び②、黄色の大字下中森字谷端の全てが大字上中森字西鍋田に変更となる区域でございます。

なお、今回変更区域内においては、群馬県及び千代田町以外の地権者は含まれておりませんので、第三者に対する不利益等が生じることはございません。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第19号 字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第19、議案第20号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第20号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,177万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,956万2,000円とするものであります。今回の補正につきましては、年度末を控え、各課局において予算を精査したことから、全般的に減額補正となっております。

それでは、補正の概要について申し上げます。まず、歳入では、主に町税、地方交付税、国庫支出金をそれぞれ追加する一方、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、町債などについては、実績や額の確定及び各種事業の中止等によりそれぞれ減額いたします。

次に、歳出であります。年度末ということで全般的に一般経費や工事費等を精査し、執行残と見込まれる不用額の補正を行ったことから、ほぼ全科目で減額となっておりますが、総務費の財産管理費においては、歳入と歳出の差から生じる余剰金を積み立てるための基金積立金を、感染症対応地方創生事業費では、新型コロナウイルス感染症対策のための新たな町独自事業費をそれぞれ追加いたします。

また、今年度の事業完了が見込めない21事業について、翌年度へ繰越しいたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、議案第20号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、7ページの2表、繰越明許費をご覧いただきたいと思っております。2款総務費、1項総務管理費の上段、庁舎管理事業では、役場庁舎の外壁調査を行った結果、改修が必要となったため、今回の補正予算に記載の金額を計上させていただき、繰越しをしまして、令和4年度で工事を実施するものでございます。

次の交通安全活動推進事業では、交通指導車の納車の遅れによるものでございます。

次の感染症対策施設改修事業からずっと下へ行っていただきまして、マイナンバーカード普及促進事業までの10事業及び10款の教育費、2項小学校費、3項中学校費のそれぞれ3事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業となっております。

2項総務費、3項戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワーク事業につきましては、システムの改修事業となります。

3款民生費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業では、申請書提出が必要な方への未給付分となります。

4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、3回目の前倒し接種事業分となります。

8款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良整備事業では、3か所の工事分となります。

4項都市計画費の都市計画基礎調査事業については、県への負担金ということになります。公園管理事業については、公園管理用ダンプの納車の遅れによるものでございます。

それぞれの事業において年度内の完了が見込めないため、翌年度に記載の金額を繰越明許するものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

11ページ、12ページをお開き願います。それでは初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。1款町税、1項町民税では、個人、法人ともに新型コロナウイルス感染症の影響が当初の見込みほど大きくなかったため、合計で6,200万円を追加いたします。

2項1目固定資産税においては、農地や山林から雑種地への地目変更が増加したこと、大規模な新築家屋の新築があったこと等により1,420万円を追加いたします。

13、14ページをお願いいたします。4項町たばこ税については、10月より税率が上がり、また本数も増加したため、1,000万円を追加いたします。

次に、10款地方交付税では、普通交付税を1億1,617万3,000円追加いたします。これは、交付税の再算定が行われ、追加交付分を追加するものでございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金では、東西こども園の親子バス旅行等が中止になったための減額となります。

15、16ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料では、町内各施設においてコロナ禍によって使用料が減収となっていることから、それぞれ記載の金額を減額をいたします。

下段、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の4節児童手当交付金では、決算見込みによる歳出減に伴い減額をいたします。

続いて、17ページ、18ページをお願いいたします。2目衛生費国庫負担金では、3回目の接種前倒しにより、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を427万4,000円追加をいたします。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、交付内示により6,862万2,000円を追加いたします。

次の2目民生費国庫補助金、7節保育士等処遇改善臨時特例交付金では、こども園に勤務する会計年度任用職員の処遇改善を図ることから、臨時特例交付金22万円を追加いたします。

次の3目衛生費国庫補助金、1節感染症予防事業等補助金には、新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を613万4,000円追加いたします。こちらも3回目接種の前倒しによるものでございます。

5目教育費国庫補助金、2節学校保健特別対策事業費補助金では、各学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品や備品購入に対する補助金となり、157万5,000円を追加をいたします。

19、20ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節国民健康保険特別会計保険基盤安定負担金では、決算見込みによる歳出増に伴う負担金増ということになります。

次の5節児童手当県負担金では、決算見込みによる歳出減に伴い減額するものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、2節福祉医療費補助金では、決算見込みによる歳出減に伴う減額ということになります。

21、22ページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金、1節農業委員会費補助金では、農地利用最適化推進委員の活動のうち、成果払いの部分が認められたため、農地利用最適化交付金を377万4,000円追加をいたします。

その下の2節農業費補助金の一番上の小規模農村整備事業費補助金では、入札減等により事業費が減額となったことから、補助金を減額をいたします。

また、下から2番目の多目的機能支払交付金及び一番下の農地中間管理事業補助金では、支出見込みがないため減額をいたします。

23、24ページをお願いいたします。17款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金につきましては、企

業版ふるさと納税の寄附が2件ありましたので、40万円を追加いたします。

その下の18款繰入金、2項基金繰入金では、12月の補正予算（第6号）において財源不足により財政調整基金から1,500万円を繰り入れましたが、今回財源不足が解消されたため、繰入金を減額いたします。

25、26ページをお願いいたします。20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金に150万円を追加、その下の3項1目貸付金元利収入の奨学金貸付金返還金270万円追加については、それぞれ実績により追加をいたします。

また、5項雑入では、新型コロナウイルスの影響でイベント等が中止となったことから、参加者負担金等を減額いたします。

27、28ページをお願いいたします。21款1項町債、2目農林水産業債では、地域活性化事業債を260万円減額いたします。これは、小規模農村整備事業が減額になったことによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。歳出の補正につきましては、主に事業の終了や工事等の入札減、また物件費をはじめ、扶助費や負担金並びに事業中止に伴う補助金の減額など、各事業の経費を精査し、不用額が生じると見込まれるものにつきましては減額補正となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳出において主に増加した項目につきまして、右側説明欄によりご説明をさせていただきたいと思っております。33、34ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、下段の4目財産管理費、白丸、庁舎管理事業において、次のページ、35、36へお進み願います。需用費に170万円を追加いたします。これは、役場庁舎で使用する燃料代等が高騰しているための追加となります。

その下の庁舎管理工事費につきましては、繰越明許費で説明しましたとおり、庁舎外壁改修工事費として3,127万3,000円を追加するものでございます。

その下の基金積立金に2億6,000万円を追加いたします。内訳を申し上げますと、財政調整基金に1億5,000万円を、減債基金に5,000万円を、公共施設建設基金積立金に6,000万円を積み立てるものでございます。

次に、5目企画費では、右側説明欄の上から2つ目の白丸、まちづくり推進事業の2つ目の黒ポツ、広域公共路線バス事業に128万6,000円を追加いたします。これは、コロナ禍による運賃収入の減少を補填するための追加となります。

ページ飛んでいただきまして、39、40ページをお願いいたします。1項総務管理費、下段の12目感染症対応地方創生事業費では7,329万円を追加し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、右側白丸、感染症対策用品購入事業から、41、42ページ、そして最後は43、4ページにわたりまして、白丸、マイナンバーカード普及促進事業までの事業のうち、2事業を減額し、12事業を追加し、繰り越して実施をさせていただきます。

45、46ページをお願いいたします。下段の3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費の右側説明欄

にごございます3つ目の白丸、住民基本台帳ネットワーク事業の次のページをお願いいたします。一番上の電算業務委託料（住基システム改修）においても154万円を追加しまして、繰越しをして実施をさせていただきます。

ページが飛びまして、51、52ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄にごございます3つ目の白丸、国民健康保険事業の保険基盤安定繰出金に485万6,000円を追加いたします。これは、基盤安定、出産育児一時金、財政支援、職員給与費などの各法定分の繰出金につきましては、事業費の見直しにより増減するため、決算見込みにより追加をするものでございます。

ページが飛びまして、55、56ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2つ目の白丸、一般経費の一番下の国庫支出金等精算返還金に361万8,000円を追加いたします。これは、令和2年度子ども・子育て支援交付金実績報告に伴う返還金でございまして、令和2年度分の過剰申請分を国、県へ返還するものでございます。

次の白丸、児童館管理運営事業では、遊具設置工事費に35万2,000円と、その下の絵本購入費に6万6,000円を追加いたします。これは、企業版ふるさと納税の寄附金を活用して陽だまり交流館へ鉄棒等を設置するものでございます。

ページ少し飛んでいただいて、59、60をお願いいたします。上段、4目児童福祉施設費の右側説明欄の白丸、子どものための教育・保育実施事業に339万5,000円を追加いたします。これは、広域保育利用者が当初の見込みより増加したことによるものでございます。

続きまして、63、64ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の2つ目の白丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業において1,040万8,000円を追加いたします。これは、ワクチンの3回目接種が前倒しになったための追加となります。

次の白丸、自宅療養者等物資支援事業では、自宅療養中の新型コロナウイルスに感染した方々への食料を配布する事業となり、申込みが多いため10万円を追加するものでございます。

ページが飛びまして、69、70ページをお願いいたします。上段の6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、右側説明欄の2つ目の白丸、一般経費において能力報酬を377万4,000円追加いたします。これは、歳入でも触れましたが、農地利用最適化推進委員の昨年度の活動実績が成果払いという形で反映されたものとなります。

ページが飛びまして、79、80ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費では、説明欄の2つ目の白丸、嘱託登記事業に210万円を追加いたします。これは、都市計画道路延伸事業等に係る分筆登記料が不足するための追加となります。

ページ飛んでいただきまして、95、96ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費では、説明欄右側、学校保健特別対策事業として225万円を追加いたします。これは、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品や備品を購入するものでございます。なお、国庫補助が

2分の1、新型コロナ交付金が2分の1活用した事業となります。

その下の3項中学校費、2目教育振興費においても、先ほどと同様の理由で90万円を追加いたします。

ページまた飛んでいただきまして、107ページ、108ページをお願いいたします。5項保健体育費、3目総合体育館・温水プール費では、説明欄2つ目の白丸、総合体育館・温水プール管理運営事業に施設用燃料費を95万4,000円追加いたします。こちらにつきましても、燃料費の高騰などによるものでございます。

109ページ、110ページをお願いいたします。4目給食センター費では、説明欄の2つ目の白丸、共同調理場施設運営費の需用費に324万6,000円を追加いたします。これは、施設用燃料費や給食食材費が値上がりしているための追加となります。

111、112ページをお願いいたします。最後となりますが、予備費を24万1,000円減額しまして、収支の均衡を図るものでございます。

めくっていただきまして、次のページには給与費明細書を添付させていただきました。

そして、一番最後のページになるのですけれども、今回の補正によりまして変動いたしました地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付をさせていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 私のほうからは、2点質問させていただきたいと思います。

41ページ、42ページの中の下から3つ目の丸で、学校のICT環境整備事業ということでコンピューターソフトの使用料という形で188万5,000円という形なのですが、こういったソフトを使用するのかというのをお聞きしたいと思います。

あともう一点、43、44ページの中の真ん中ら辺の丸で、新しい旅行スタイルの環境整備事業という形で、先日の全協の中で電動自転車のほうを5台購入するという話を伺ってはいるのですが、1台20万という形で比較的高価なものなのかなというふうに思います。その部分の貸出しの仕方だとか保管の仕方、管理運営に関してどのように、今現在も自転車の貸出しは行っていると思うのですが、その辺、もう一度管理運営の仕方についてお聞きしたいと思います。

以上、2点よろしくをお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） 酒巻議員のご質問にお答えいたします。

42ページの学校ICT環境整備事業のコンピューターソフト使用料のどのようなソフトかというこ

とでございますが、具体的には学習支援ソフトウェアの使用料となります。授業や家庭で活用できるドリル、それに加えまして学習支援サービス、そういったものを使用するためのライセンスの使用料を今回新型コロナ交付金の対象事業として今回の補正に計上しまして、来年度に繰り越すものとなっております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

新しい旅行スタイル環境整備事業ということで、レンタサイクル、電動式の自転車を5台購入させていただく予定でいるわけですが、貸出しに当たっては、同様に渡船場のほうに5台設置をすることになると思います。その関係上、貸出しについては船頭さんが対応することになると思いますので、その船頭さんと借りたい人との中でうまくできるような、貸出業務がスムーズにできるような形で運営をしていければいいのかなというふうに考えております。また、その具体的な貸出方法とか、貸出しに当たっての要綱等というのは、これから整備をしていく予定でございます。

また、管理の仕方なのですけれども、今現在、ご承知のとおり、駐輪場があって、どちらかという横殴りの雨がかけると、自転車にかかってさびにつながるということで、そういったところも1台20万円ということで予定しておりますので、高価な備品をすぐにさびてしまうような形にならないように対策をして、実施をしていければいいのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 丁寧な説明ありがとうございました。ソフトに関しては、本当にいろんなソフトが出ていますので、子供たちに合ったソフトをしっかりと、教材アプリを選んでいただいで、これからもしっかりとしたICT教育への対応をよろしくお願いいたします。

あと、自転車のほうの管理運営に関しては、やはりしっかりとしてってもらいながら、観光課ですとか、あとは先日、昨年9月に管内視察させていただいたのですが、町には貴重な文化財等もありますので、そういった部分でパンフレットだとか、その辺をうまくリンクして横の連携を図っていただきながら、一人でも多くの方にレンタサイクルを利用していただいで、町を知ってもらえるような形で進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第20、議案第21号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第21号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1,051万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億49万7,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、県支出金において保険給付費の実績に基づき減額いたします。また、繰入金では繰入金額の確定に伴い追加するものであります。

歳出では、総務費及び保健事業費を年度末精査により減額補正いたします。保険給付費では、給付費の推移を基に減額し、国民健康保険事業費納付金については、納付金額の確定に基づき減額するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第21号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、9ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。まず、歳入ですが、3款1項1目の災害臨時特例補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等に対する国民健康保険税減免措置及び東日本大震災で避難を余儀なくされた方の一部負担金及び保険料減免分について、国の財政支援分を追加するものであります。

4款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、1節の保険給付費交付金（普通交付金）は、被保険者の療養給付費、療養費及び高額療養費等に係る全額分を受け入れるものでございますが、被

保険者数の減少などにより、給付費が低く推移しておりますことから減額するものでございます。

2節の保険給付費等交付金（特別交付金）では、保険者努力支援分及び特定健診等負担金において交付決定がされたため減額いたします。

次に、5款1項1目利子及び配当金では、国民健康保険基金利子の決算見込みにより追加いたします。

めくっていただきまして、10ページ、11ページをお開き願います。6款1項1目一般会計繰入金ですが、国より一般会計から国保会計に繰入れ基準が示されている法定部分となっておりますが、それぞれ繰入れ必要額を事業実績見込みにより追加あるいは減額させていただくものです。

続きまして、歳出ですが、めくっていただきまして、12ページ、13ページへお進み願います。初めに、1款1項の総務管理費では、事業精査または負担金の確定に伴う減額となっております。

2項の徴税费では、12節委託料において、先ほど国民健康保険条例におきましてご承認いただきました、未就学児の国民健康保険税の均等割額減額措置に対するシステム改修費用を追加するものでございます。

1枚めくっていただきまして、1款3項1目運営協議会費ですが、委員報酬の確定に伴い減額するものであります。

その下、2款1項療養諸費及び次のページになりますが、16、17ページの2款2項高額療養費につきましては、給付費の支出推移を再精査いたしまして減額させていただくものであります。

4項1目の出産育児一時金では、当初1件42万円を10件分見込んでおりましたが、2月末日現在で申請が5件であることから、残り3件分を残しまして、2件分を減額いたします。

18ページ、19ページへお進みください。5項1目の葬祭費では、給付実績に基づき減額いたします。

次に、3款1項医療給付費分につきましては、納付金額が確定したことから減額いたします。

18ページ、19ページ下段から20ページ、21ページへ続いておりますが、5款1項の保健事業費では、事業の見直し及び終了見込みによりまして、それぞれを減額補正するものとなっております。

また、5款2項の特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の各事業が終了見込みとなりましたので、精査の上、それぞれ減額するものです。

22ページ、23ページをお開きください。6款1項基金積立金では、保険給付費や特定健康診査等の事業費の決算見込額が減額されることから基金積立金を追加するものです。

8款1項3目一般被保険者償還金ですが、令和元年度の災害臨時特例補助金、令和元年度台風19号分の確定に伴い、保険給付費特別交付金、特別調整交付金において6万8,000円の返還が生じるため追加いたします。

次に、9款予備費では、収支の均衡を図るため増額するものであります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 令和3年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第21、議案第22号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第22号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に16万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,895万7,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、1款1項の後期高齢者医療保険料を収入見込額に基づき、1目特別徴収保険料を減額し、2目普通徴収保険料を追加いたします。

2款の繰入金では、事務費の決算見込みにより減額するものであります。

次に、4款3項1目の受託事業収入では、長寿医療健康検診事業に関わる費用を広域連合から受け入れるものでありますが、実績見込みにより減額を行うものです。

続きまして、歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、年度末精査により長寿医療健康検診費用委託料を減額し、1款2項1目の徴収費では、決算見込みにより郵送料を減額いたします。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、負担金の見込額に基づき追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 令和3年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第22、議案第23号 令和3年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第23号 令和3年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,440万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億541万9,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、歳出見直しにより、それぞれの財源分を減額または追加するものであります。

歳出では、総務費、保険給付費において年度末精査により減額するほか、地域支援事業費の職員人件費を追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） 議案第23号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入ですが、1款1項1目の第1号被保険者保険料では、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額補正に伴い、その財源分を減額するものであります。

3款国庫支出金では、1項1目の介護給付費負担金を歳出の保険給付費の減額補正に伴い減額をし、2項3目の地域支援事業交付金では、歳出の地域支援事業費の見直しにより追加するものです。

次に、4款1項支払基金交付金及び1枚おめくりいただきまして、5款1項県負担金並びに3項県補助金につきましては、3款同様に、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の見直しによります財源補正に伴いまして、それぞれ追加または減額するものです。

続きまして、7款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金及び3目地域支援事業繰入金は法定繰入分として、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れるものとなりまして、3款から5款同様に、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の見直しによります財源補正によりまして、それぞれ追加または減額するものであります。

5目その他一般会計繰入金においては、歳出の職員人件費及び事務費の見直しによります減額となります。

次に、歳入ですが、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。1款1項1目の一般管理費では、職員人件費を追加いたします。

1款2項1目の賦課徴収費では、介護保険料の賦課徴収に係る郵送料を、また3項1目の認定調査等費では、要介護認定調査に係る主治医意見書作成手数料及び介護認定調査委託料をそれぞれ実績見込みに基づき減額するものです。

おめくりいただきまして、次の1款5項1目運営協議会費につきましては、介護保険運営協議会委員に係る報酬を年度末までの会議開催予定がないため減額いたします。

続きまして、2款1項介護サービス等諸費では、次のページへと続いておりますが、要介護認定者に係る保険給付費となりまして、それぞれの介護保険サービスに係る実績見込みに基づき追加または減額いたします。

15ページ、16ページの下段となりますが、2款4項1目の高額介護サービス費については、1か月の利用料が高額となった場合に支給する保険給付費となりますが、実績見込みに基づき減額するものであります。

続きまして、17ページ、18ページをお開き願います。2款5項特定入所者介護サービス等費については、低所得の施設入所者に係る食費及び居住費を軽減するための保険給付費となりまして、実績見込みに基づき減額するものです。

4款3項1目一般管理費につきましては、職員人件費を追加するものであります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第23号 令和3年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。  
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第23、議案第24号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第24号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億849万6,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、第1款、分担金、及び負担金において受益者負担金の納入実績により追加するものであります。

第2款、使用料及び手数料についても納入実績により、下水道使用料のうち滞納繰越分について記載の額を追加いたします。

第5款、繰入金については、収支の均衡を図るため減額いたします。

歳出では、第1款、総務費において人件費を減額するとともに、負担金及び報償金についても額の確定により減額いたします。

第3款、公債費においては、事業の確定により記載の額を減額いたします。

詳細については、建設環境課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） 議案第24号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。初めに、歳入でございますが、1款2項1目受益者負担金では、1節の下水道事業受益者負担金につきまして、現在の収入額に合わせ17万5,000円を追加いたします。これは、下水道工事により公共ますを設置した場合、1基当たり15万円の負担金をいただいております、原則1年度当たり5万円ずつ、3年で納めていただくものでございますが、15万円を一括して前納していただいた方がいましたので、現在の収入額に合わせて追加したものでございます。

また、2節受益者負担金滞納繰越分につきましても、現在の収入額に合わせ16万6,000円を追加するものでございます。

2款1項1目下水道使用料の2節滞納繰越分でございますが、こちらにつきましても収入額に合わせて10万4,000円を追加するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、収支の均衡を図るため、90万2,000円を減額いたします。

次に、9ページ、10ページをご覧ください。歳出でございますが、ページ右側の説明欄を基に説明させていただきます。1款1項1目一般管理費におきましては、職員人件費の精査により12万5,000円を減額し、一般経費では、報償費や負担金の確定などにより4万7,000円を減額いたします。

2款1項1目環境整備費におきましては、財源の振替を行います。

続きまして、11ページ、12ページをご覧ください。3款1項公債費では、償還額の確定により、1目元金において、流域下水道整備事業債元金を4,000円、公会計適用債元金を3万円それぞれ減額するとともに、2目利子におきましても、公共下水道整備事業債利子を19万8,000円、流域下水道整備事業債利子を1万4,000円、公会計適用債利子を3万9,000円それぞれ減額いたします。

最後に、補正予算書後ろの部分に給料費明細書、地方債に関する調書も添付してございますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 令和3年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

### ○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第24、発議第1号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、高橋議員。

〔10番（高橋祐二君）登壇〕

○10番（高橋祐二君） 発議第1号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年8月の人事院勧告及び同年10月の群馬県人事委員会勧告を受け、本町職員においても国及び県に準じて千代田町職員の給与に関する条例を改正する予定となっており、今定例会に上程され可決されました。そして、千代田町議会議員の期末手当の支給割合についても町職員に準じていることから、議会においても条例の一部改正を行うものであります。

令和4年6月期以降の期末手当支給割合の改正であります。町一般職の支給割合の改正に準じた改正となり、2.225か月分から2.15か月分となり、0.075か月分の引下げとなるものです。

このようなことから、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の発議をさせていただきますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時54分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○議案第25号～議案第29号の一括上程、説明

○議長（柿沼英己君） お諮りいたします。

日程第25、議案第25号から日程第29、議案第29号まで一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第25号 令和4年度千代田町一般会計予算、日程第26、議案第26号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第27、議案第27号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28、議案第28号 令和4年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第29、議案第29号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計予算、以上5件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案25、26、27、28、29号、ただいま一括上程されました。令和4年度千代田町一般会計予算及び各特別会計予算について、提案理由の説明、及び所信の一端を申し上げます。

現在、コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、本町においてもいまだ先行きが見通せない状況の中、町民の生命と暮らしを守るため、3回目のワクチン接種の推進や自宅療養感染者の物資支援事業など、感染症対策に全力で当たっているところであります。これら事業と並行してアフターコロナを見据え、第六次総合計画の将来像となる「共につくろう人と自然が輝く 元気で活力のあるまち ちよだ」の実現に向けて各種事業を着実に前進させていくため、重点施策を中心とした施策を展

開してまいります。

さて、国の令和4年度予算については、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算となっております。

令和4年度予算規模を示す一般会計総額は、前年度当初と比較して0.9%増の107兆5,964億円で、予算規模は過去最大を更新しております。新規国債の発行額は36兆9,260億円で、国債への依存度は前年度に比べて6.6ポイント減の34.3%となったものの、歳入の3分の1以上が借金により賄われている状況にあり、非常に厳しい財政運営が続いております。

地方財政の状況については、令和4年度地方財政計画によると、地方全体の財源不足額が2兆5,559億円で、令和3年度より7兆5,664億円の改善が見込まれておりますが、新型コロナウイルス感染症対策に加え、地域デジタル社会の推進、公共施設等の適正管理の推進、公共施設の脱炭素化の取り組みの推進、消防・防災力の一層の強化など、地方が取り組まなければならない課題は山積しております。

次に、本町の財政状況に目を向けますと、高齢化に伴う社会保障費の増加に加え、幼児教育・保育の無償化や一部事務組合の施設更新による負担金などが財政を大きく圧迫している状況にあり、今後も厳しい財政運営が続くものと想定しております。

こうした状況下で編成を行った令和4年度予算については、行財政改革大綱に基づいた徹底した経常経費の削減や、財源の確保・各種事業の抜本的な見直しを行いつつ、第六次総合計画に位置づけられた各種事業について重点的に予算配分を行い、総合計画の将来像を示した未来志向の予算編成を行いました。

ぜひとも議員皆様にご理解いただくとともに、町民の皆様にもご理解いただき、この千代田町がすばらしい町として、より一層発展していくことを望むものであります。

それでは、会計ごとに予算概要をご説明申し上げます。まず、一般会計であります。当初予算の総額は、前年度比9億5,300万円、21%増の54億8,300万円といたしました。

歳入では、自主財源の根幹をなす町税については、前年度比1,138万8,000円増の21億1,227万2,000円を見込みました。このうち主なものを申し上げますと、個人町民税は、前年度において新型コロナウイルス感染症の影響が全体としては大きく見られなかったことから、前年度比2,103万1,000円増の4億6,783万1,000円を見込みました。法人町民税は、前年度では全体として増収となったことから、前年度比1,500万8,000円増の1億9,331万9,000円を見込みました。固定資産税では、土地は地価下落分の減額を、家屋は新築相当部分の増額を、償却資産については企業設備投資の減額をそれぞれ考慮し、総額では前年度と比較して1,991万1,000円減の12億5,137万9,000円を見込みました。その他の町税については、前年度と比較して若干増額の予算を見込みました。

地方譲与税や各種交付金については、地方財政計画や実績等を踏まえ、現状で見込める限り最大限の金額を計上いたしました。

依存財源の中心をなす地方交付税については、地方財政計画の規模が18兆538億円で、前年度対比3.5%増とされたため、普通交付税を前年度比1億3,000万円増の5億5,000万円と見込み、特別交付税は前年度比500万円増の8,500万円を見込みました。

国庫支出金及び県支出金については、それぞれ見込める金額を計上し、寄附金については令和3年度の本町におけるふるさと応援寄附金実績が群馬県内トップの見込みとなりましたが、近年では自治体間での競争が激化していることから、前年度比6億5,000万円増の8億円を見込みました。

町債については、地方交付税の振替財源である臨時財政対策債をはじめ、都市計画道路延伸事業のための公共事業等債や、小規模土地改良事業及び照明LED化事業のため、地域活性化事業債の借入れを予定しており、前年度比1億6,970万円減の1億5,180万円を計上いたしました。全て後年度に交付税措置のあるものとなっております。

このほか、財政調整基金等からの繰入金、繰越金、諸収入などを見込んで財源の確保を行い、収支の均衡を図りました。

次に、歳出予算であります。新規事業を中心として、分野ごとに説明申し上げます。

初めに、「地方創生」分野になりますが、平成28年度より千代田町総合戦略による本格的な事業推進に取り組んでまいりましたが、令和2年度に策定した千代田町第六次総合計画において、第二期千代田町総合戦略を重点施策として位置づけ、人口減少社会に対応したまちづくりに重点的に取り組んでいくこととしております。第二期千代田町総合戦略では、総合計画の各分野から重点的に取り組む施策を抽出し、新しい雇用環境の創出、定住・移住促進、結婚・出産、子育て支援、人の交流促進の4つの重点目標に振り分け、少子化に伴う人口減少等に関わる喫緊の課題の対策を講じてまいります。

「福祉」分野では、障害福祉について、障害がある方への支援と社会参加を推進するため、関係法令に基づき利用者のニーズや障害の程度に応じて各種サービスを提供し、障害がある児童についても、地域で専門的な支援が受けられるよう、関係機関との連携強化を図ってまいります。高齢者福祉については、新たに認知症の早期診断及び早期対応に向けた支援体制の構築に向け認知症診断助成事業を開始するほか、認知症高齢者等徘徊検知機器の貸与、家族介護慰労金の支給など、高齢者ご本人がご家族の一助となる諸事業を行ってまいります。福祉医療については、高校生世代までの子供や障害者の方たちを対象に、医療費の経済的負担の軽減を図ってまいります。人権対策については、教育委員会と連携し、より一層の啓発活動に努めるとともに、人権に関する相談事業にも努めてまいります。児童福祉については、第2期子ども・子育て支援事業計画に沿った各種事業を展開するとともに、認定こども園では、施設の改修工事等を実施し、より安全で快適な保育・教育環境の充実強化に努めてまいります。また、町の児童福祉施設である学童クラブや児童館及び児童センターについては、町の社会福祉協議会への業務委託を行い、町民の方の利用ニーズに応じた安定的な施設運営を継続してまいります。そのほか、少子化対策の一環として、一定所得以下の新婚夫婦に対し住居費の一部を補助する結婚新生活支援事業についても前年同様に継続実施を行い、所得水準が十分ではない若年力

ップルであっても、結婚に対し前向きに検討できるきっかけづくりを行ってまいります。

「教育」分野では、優れた知力と豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することを目指して、新学習指導要領の柱である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育を推進してまいります。また、GIGAスクール構想による1人1台端末の導入によるプログラミング教育の推進や、ICT機器を活用したさらなる授業改善・工夫を進めるなど、教育の質の向上に努めてまいります。また、各学校にマイタウンティーチャーや特別支援教育支援員を引き続き配置することで、きめ細かな指導や特別支援教育の推進に努めてまいります。新規事業として、GTEC（スコア型英語テスト）の実施や英語指導助手の配置により英語指導の充実を図るとともに、日本語指導助手を引き続き配置するほか、イングリッシュサマーキャンプ事業を実施し、体験活動を通して子供たちの英語に対する興味・関心の向上と英語教育の充実を図ります。更に、いじめ・不登校対策の一環として、各小中学校に心の教室相談員を配置するとともに、適応指導教室については、指導員を3名配置し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援をより充実させてまいります。教育環境の整備では、西小学校南校舎照明LED化改修工事、中学校プールサイド修繕工事等を実施するほか、必要に応じて施設改修及び修繕を実施いたします。生涯学習については、町民プラザ及び山屋記念図書館を学習する場の拠点とし、各世代の要望に応じた学習内容の充実にも努めてまいります。社会教育では、小学校を対象とした放課後子ども教室や中学校を対象とした地域未来塾を引き続き実施してまいります。スポーツ振興については、子供から高齢者まで幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室、クラブ活動、各種大会を開催し、観るスポーツ・するスポーツ・支えるスポーツのいずれかに関われるように推進してまいります。また、健康とスポーツを結ぶちよだスマイルポイント事業についても実施いたします。社会体育施設全般については、計画的に修繕等を行い、施設の長寿命化を図り、利用者の安全性及び利便性の向上に努めてまいります。給食センターについては、引き続き安全で安心して食べられるおいしい給食を提供してまいります。

「交通・防犯・防災」分野では、交通安全マナーの向上と事故防止を図るため、園児・児童への交通安全教室及び高齢者などへの啓発活動を実施してまいります。また、通学路等における交通安全対策については、カーブミラーの設置や道路標識の新設、補修工事を引き続き行うとともに、防犯対策として、防犯パトロールの実施や主要な通学路に防犯カメラを継続して設置してまいります。また、振り込め詐欺等の防犯対策として、高齢者を対象に特殊詐欺対策機器購入費の補助を実施し、犯罪の予防に努めてまいります。災害対策については、河川の氾濫やゲリラ豪雨、竜巻、大地震発生時における火災など様々な被害が予想されますが、対策として、現在16地区で結成されている自主防災組織による自主防災組織連絡協議会と連携し、マイ・タイムラインの普及を含めた防災意識の啓発を行うとともに、未結成地区へ情報提供などによる結成に向けた支援を行ってまいります。また、6年ぶりとなる千代田町地域防災計画の更新や避難対策の推進、新規事業として、主として小学生を対象とした避難所体験教室の開催等を行うことで、町全体における防災意識の向上に努めてまいります。

「環境・保健衛生」分野では、日常生活や経済活動に伴う環境問題について、継続して各種事業に取り組んでいく必要があります。環境保全については、浄化槽設置整備費補助事業について、令和4年度は宅内配管に対しても拡充することで、合併浄化槽への転換を促進いたします。エネルギー問題については、従来からの家庭用太陽光発電システム設置費補助事業に新たに蓄電池設置補助を加えて、設置費用の負担軽減による設備の整備促進を図ります。また、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザで発電されるCO<sub>2</sub>フリーの電力を小中学校で使用するエネルギーの地産地消を進めてまいります。廃棄物処理関連事業については、資源物の回収施設であるちよだe c oパークの運用を開始し、より一層のごみの減量化とリサイクル率の向上に努めてまいります。母子保健事業については、引き続き子育て世代包括支援センターの運営や妊産婦健診、産後ケア事業、新生児訪問、産前産後サポート事業等を実施し、若い世代が安心して子供を産み育てることができる各種支援事業を強化いたします。予防接種事業については、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に努めるほか、子宮頸がんワクチンの積極的な接種勧奨を再開するとともに、各種予防接種についても接種率の向上を目指してまいります。成人保健では、健康寿命の延伸を目指すため、引き続き各種健康診査を実施するとともに、保健指導についてもより一層強化に努めてまいります。

「都市基盤」分野では、ふれあいタウンちよだ住宅団地の地域内商業用地において、新規商業施設の建築工事が進んでおりますが、残りの商業用地への進出企業の誘致活動を引き続き行ってまいります。新規工業団地造成事業については、千代田第二工業団地の用地分譲手続を進めるとともに、群馬県企業局による千代田第三工業団地の造成工事を進めてまいります。また、地震前対策として地震発生時に被災した建築物について、その後、余震による二次被害を防止することを目的とした被災建築物応急危険度判定調査において使用する判定街区マップを整備してまいります。空き家等対策では、空き家等対策計画に基づき施策を展開してまいります。その他、県土整備プランで計画されている利根川新橋の早期実現に向けた働きかけを引き続き行ってまいります。都市計画道路赤岩・新福寺線の延伸路線については、本町のまちづくりに欠くことのできない道路であり、県道赤岩・足利線と広域農道の接続により、近隣市町を結ぶ東西交通軸として重要な広域幹線道路となることから、道路築造のための詳細設計を行い、早期の道路整備を進めてまいります。

「産業振興」分野では、農業において農業従事者の高齢化や耕作放棄地の発生などの課題が生じる中、地域の農地利用を最適化する農地中間管理事業や、農業者支援となる水田の有効利用対策補助金等を実施するほか、指定野菜推進助成事業、野菜機械購入補助事業により、意欲ある地域の担い手の育成・確保に引き続き努めてまいります。そして、農道及び用排水路の整備については、小規模農村整備事業等を活用し、順次改修を図るとともに、利根加用水地区水利保全整備事業にも取り組んでまいります。また、地域の共同活動等によって支えられている農業・農村が有する多目的機能の維持・発揮のため、これらの地域活動の推進・支援を行ってまいります。植木・造園産業の活性化については、植木の里千代田町を広くPRするとともに、誕生記念樹事業、生垣奨励補助事業などの事業にも

継続して取り組んでまいります。クビアカツヤカミキリ対策事業では、全国的に被害が拡大し問題となっていることから、被害防止・抑制対策に取り組んでまいります。商工業については、群馬技術革新チャレンジ事業や住宅リフォーム補助事業などの各種支援策及び小口資金をはじめとする制度融資を引き続き実施してまいります。また、ふれあいタウンちよだの商業用地及び千代田第二工業団地については、奨励金を交付する助成制度の活用により、商業施設や優良企業の誘致と雇用促進による町の活性化を図ります。観光については、民間の力を活用しながら、引き続き観光資源の掘り起こし及び磨き上げを行います。消費者行政については、消費者問題を未然に防止するため、消費生活センターと連携し、啓発と迅速な対応に努めてまいります。

「行財政・広報広聴」分野では、令和4年度が初年度となる第8次行財政改革大綱に基づき、行政と財政の両面で改革事業に取り組み、限られた行政資源の効果的・効率的な活用に努めてまいります。人材育成の推進については、時代の変化に対応する総合力と専門力を兼ね備えた職員の育成を目指すとともに、おのおのの能力を最大限発揮できる職場づくりに進めてまいります。町の情報発信については、広報ちよだや町ホームページ、SNSツールも活用し、時代に即した行政情報や魅力ある地域情報などの内容を迅速かつ分かりやすく発信してまいります。加えて、ふるさと応援寄附金事業を通して、「ビールのまち」を広くPRしてまいります。また、令和4年度は、町制40周年を迎えることとなることから、町民の皆様とともに町制40周年を祝うべく、町制40周年記念にふさわしい各種事業の展開に努めてまいります。

以上、令和4年度一般会計予算に関わる提案理由及び所信の一端を申し上げましたが、冒頭も申し上げましたとおり、コロナ禍の中、国、地方とも財政状況は厳しい状況が続くことが予想されており、取り組むべき行政課題に自治体は知恵を絞って対応していかなければなりません。そのためには、置かれた状況の中で粛々と行財政改革を進め、住民サービスの向上を図っていくことが我々の使命であり、そのための予算を編成したものでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、特別会計予算について説明申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ12億5,552万円で、前年度と比べ1,168万8,000円、0.9%の減といたしました。国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町村との共同運営になり、制度の安定化が図られました。現在、町は国保事業費納付金を県に納付し、県から町へ給付費に必要な費用の全額が支払われております。

町では、地域住民と身近なことから、引き続き資格の管理や保険税の賦課徴収、きめ細かい保健事業の実施などを担っております。今年度においても、被保険者の健康の保持推進、疾病の早期発見、また糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、医療機関と連携し、受診勧奨や保健指導を実施してまいります。今後も加入者がいつでも安心して適切な医療が受けられるように、県と町はそれぞれの役割を果たすことにより、安定的な財源運営や効率的な事業の推進など、持続可能な制度運用を目指してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,416万5,000円で、前年度に比べ1,487万2,000円、10.7%の増といたしました。歳入については、保険料を963万2,000円の増とし、また歳出についても、広域連合への納付金を1,330万3,000円の増といたしました。今後も制度の周知を図りながら、加入者が安心して十分な医療が受けられるように、関係機関との連携の上、安定した制度運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ9億9,364万9,000円で、前年度に比べ1,574万3,000円、1.6%の増といたしました。また、介護保険事業の根幹となる第8期介護保険事業計画の計画値と実績値の推移を注視の上、引き続き適正化事業や介護予防事業を推進し、安定運営を目指してまいります。そして、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・生活支援を提供する地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

最後に、下水道事業特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,321万6,000円で、前年度に比べ678万1,000円、2.3%の減といたしました。令和4年度においても、赤岩地区の事業認可区域において管渠整備を実施してまいります。下水道の整備については、膨大な資金と期間が必要となりますので、事業の早期完了を目指し、厳しい財政状況を考慮しつつも効率的な整備を行ってまいります。また、国より下水道事業会計に地方公営企業法を適用することが求められており、令和6年度からの公営企業会計移行に向けた準備を進めてまいります。

以上、各会計における予算についてご説明申し上げました。今、世界中が感染症に侵され、不安の中で生活しております。本町においても例外ではなく、少しでも町民の不安を取り除けるよう、感染症対策の実施に加え、町民ニーズに耳を傾けながら、この危機を乗り越えるべく各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

令和4年度の取組みについてご理解をいただきますとともに、本町発展のため、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げまして、提案理由の説明及び所信の一端とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 町長の説明が終わりました。

ここで、お諮りいたします。予算の審査につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして、審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和4年度予算審査特別委員会ということで決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は、令和4年度予算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には、5番、酒巻議員、副委員長には、7番、大谷議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている案件5件は、一括して特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

---

### ○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから17日まで休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、17日まで休会といたします。

なお、明日11日金曜日は午前9時より総務産業常任委員会、午後1時30分より文教民生常任委員会を、14日月曜日は午前9時より令和4年度予算審査特別委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願いたします。

---

### ○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時37分）



## 令和4年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月18日（金）午前9時開議

（その1）

- 日程第 1 議案第25号 令和4年度千代田町一般会計予算  
議案第26号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計予算  
議案第27号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第28号 令和4年度千代田町介護保険特別会計予算  
議案第29号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

- 日程第 3 議案第30号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第12号）  
日程第 4 発議第 2号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	高橋祐二君
11番	小林正明君	12番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君

教 育 長	岡 田 哲 君
総 務 課 長	柿 沼 孝 明 君
企画財政課長	宗 川 正 樹 君
会計管理者 兼税務会計課長	高 田 充 之 君
住民福祉課長	須 永 洋 子 君
健康子ども課長	茂 木 久 史 君
産業観光課長兼 農業委員会長 事務局局長	荒 井 稔 君
建設環境課長	坂 部 三 男 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君
教育委員会長 事務局局長	久 保 田 新 一 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農業委員会会長	蛭 間 泰 四 郎 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 弘 明
書 記	森 田 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○議案第25号～議案第29号の委員長報告、討論、採決

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1に上げられております、議案第25号から議案第29号までの案件については、本定例会2日目の3月10日に予算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、酒巻議員。

[予算審査特別委員長（酒巻広明君）登壇]

○予算審査特別委員長（酒巻広明君） 委員長報告を申し上げます。

予算審査報告。令和4年第1回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名、議案第25号 令和4年度千代田町一般会計予算、議案第26号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和4年度千代田町介護保険特別会計予算、議案第29号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計予算。

2、審査経過、付託年月日、令和4年3月10日。審査年月日、令和4年3月14日・15日。

3、審査結果、議案第25号から議案第29号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柿沼英己君） ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、議案第25号 令和4年度千代田町一般会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 令和4年度千代田町一般会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第27号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度千代田町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 令和4年度千代田町介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第29号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は委員長報告どおり可決されました。

---

#### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（柿沼英己君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時10分）

---

再 開 （午前 9時13分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じ再開いたします。

---

#### ○日程の追加

○議長（柿沼英己君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3及び第4を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

### ○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、議案第30号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第30号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第12号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に600万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,556万2,000円とするものであります。

補正の内容については、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、企業や大学等で行う職域接種分を含む接種委託料が、想定より増加傾向のため、予算が不足する見込みであり、急遽、補正予算を編成させていただきました。

補正の概要について申し上げます。まず、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金を600万円追加いたします。

次に、歳出であります。新型コロナウイルスワクチン接種事業の予防接種委託料に同額の600万円を追加いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 令和3年度千代田町一般会計補正予算（第12号）について、原案どおり決することに

賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

---

#### ○発議第2号の上程、説明、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第4、発議第2号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、高橋議員。

[10番（高橋祐二君）登壇]

○10番（高橋祐二君） 発議第2号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

ロシアは、我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、去る2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。これは、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、断じて容認することはできません。

よって、千代田町議会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し、強く抗議するとともに、即時の攻撃停止と無条件撤退を強く求めるものであり、併せて国に対して、邦人の安全確保はもとより、事態の早期解決に向け、国際社会における日本の地位にふさわしい積極的な対応をされるよう求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 本案件は、12名全員による全員協議会にて審査されておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

採決いたします。

発議第2号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○議長（柿沼英己君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 令和4年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月9日から本日までの10日間にわたり、令和4年度の予算をはじめ、条例その他各種の重要案件につきまして、原案どおりご決定を賜り厚く御礼申し上げます。また、会期中におかれまして、ご意見、ご提言のありました点につきまして、今後の行政運営に当たり十分心して努めてまいりたいと存じております。

2月11日に、元町長で名誉町民でありました襟川幸雄氏のご逝去され、3月13日にコスメ・ニスト千代田町プラザにおきまして、千代田町と襟川家の合同葬を執り行い、多くの方々にご参列いただきました。議員各位には、お忙しい中ご参列いただきましてありがとうございます。感謝申し上げるとともに、襟川幸雄元町長のご冥福をお祈りいたします。

世界に目を向けますと、現在ウクライナとロシアの間で戦争が起こっており、見過ごすことのできない問題であります。本町といたしましても、何ができるかを考え、町役場をはじめとする町内4か所の公共施設へ、日本赤十字社によるウクライナ人道危機救援金として設置いたしました。

このときも多くの人たちが犠牲となり、また戦禍の中、身の安全を確保するため、多くの人たちが避難を余儀なくされております。一刻も早い停戦と平和的解決を願っております。また、この戦争を機に、私たちも世界各国の動向を注視しつつ、将来の国益も議論を考える必要があると思います。

さて、来月から令和4年度がスタートするわけではありますが、同時に町制施行40周年を迎えます。振り返りますと、昭和47年4月に千代田村から千代田町へ町制施行を行い、昭和、平成、令和と3つの年号とともに発展してまいりました。

その間、永楽村、富永村が合併し千代田村となり、町へと発展してきました。歴代の町長たちが町の発展のために尽力され、町民の皆様とともに、協力し合いながら現在の千代田町を築き上げてきたわけであります。歴史を振り返り、先人たちから受け継いだこの千代田町をより一層発展させるためにも、オール千代田で町民の皆様とともに一丸となって推し進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

時がたつのは早いもので、2期目の任期も折り返しを迎えようとしております。今年は、飛躍や躍動という言葉に胸を、千代田町第六次総合計画を基に、様々な課題を解決するため、現在施策に取り組んでおります。そして、令和4年度は、先ほども述べましたとおり、町制施行40周年の記念すべき年となりますので、共に飛躍していけるよう、引き続き町政運営に心血を注いでまいります。

日に日に春を感じられる季節となりましたが、この時期は別れと出会いの季節でもあります。今までの出会いに敬意と感謝を、そして新たな出会いに感謝するとともに、町長に就任したときの決意と

初心忘るべからずを胸に刻み、引き続き勇気と情熱を持ってまちづくりを進めてまいります。議員各位におかれましても、更なる研さんを重ね、議会活動へ邁進していただきたいと思ひます。職員、議員、町民と三位一体となり議論を重ね、前へ、前へ前進しながらまちづくりを進めてまいりたいと思ひます。

結びになりますが、議員各位には健康管理に十分留意しながら、今後の議員活動にお励みいただき、千代田町を発展させるため、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ご協力ありがとうございました。

---

### ○閉会の宣告

○議長（柿沼英己君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9日から本日までの10日間にわたり、令和4年第1回千代田町議会定例会が開催されました。この間、議員各位には終始ご熱心にご審議賜り、上程された諸議案も全て議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会においては、9名の議員による一般質問、また予算審査特別委員会による予算審査を行い、新年度における事業等を確認させていただきました。今後も町民福祉の向上を目指し、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政運営の執行に反映されますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、減少傾向にあり、まん延防止の期間も今月21日に終了いたします。そして、今後の治療薬の普及を期待するものであります。これらが順調に進むことにより、新型コロナウイルス感染症の収束への道が開かれるとともに、町の諸行事や議会活動が再開されることを切に願うものであります。

そして、来年度においては、町制施行40周年となることから、様々な催しが華々しく行われることを期待するものであります。

慣例により、議長の任期2年ということで、今定例会にて卒業になりますが、議員の皆様、また町当局におかれましては、議会運営にご理解、ご協力を賜りましてお礼申し上げます。令和2年8月21日、利根川新橋建設促進期成同盟会、6市4町で議員187名の署名をいただき、町長とともに群馬県副知事に手渡しできたのは、よき思い出です。ありがとうございました。

結びになりますが、桜もそろそろ開花になり、穏やかな春の季節の中、新年度を迎えようとしております。皆様方におかれましては、健康でますますご活躍いただきますよう心からご祈念申し上げ、令和4年第1回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 （午前 9時27分）



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年 月 日

千代田町議会議長 柿 沼 英 己

①署名議員 金 子 浩 二

②署名議員 橋 本 博 之